江戸川区長期計画に関する答申

平成１４年３月

江戸川区長期計画審議会

答　　申

平成１３年7月１０日、貴職より当審議会に対して諮問のありました江戸川区の基本構想及び基本計画につきまして審議の結果、ここに結論を得ましたので、本文のとおり答申いたします。

平成１４年3月２２日

江戸川区長

多　田　正　見　　殿

江戸川区長期計画審議会

会長　松　下　彰　男

江戸川区長期計画審議会委員

会長	松下彰男	委員	須賀與孫
副会長	太田錦吾	〃	杉　栄一
委員	石川哲男	〃	杉本英臣
〃	岩楯欽市	〃	瀬端　勇
〃	上野純子	〃	竹内　進
〃	大島玉枝	〃	棚橋公夫
〃	亀井利雄	〃	平田善信
〃	北川　浩	〃	藤居阿紀子
〃	小泉敏夫	〃	間瀬恵二
〃	小暮堅三	〃	松井朋子
〃	小林田鶴子	〃	武藤容子
〃	斎藤敏浩	〃	横山　巖
〃	真田幸吉	〃	吉越邦夫
〃	白木三秀		

５０音順

江戸川区長期計画

目次

江戸川区基本構想

第１章　新しい基本構想の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第１節　これまでの歩みと江戸川区の特長・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第２節　受け止めるべき時代の潮流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
第３節　基本構想策定の基本姿勢（新しい時代に向かって）・・・・・・・・ 5

第２章　理念と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
第１節　理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
第２節　性格と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第３章　将来都市像と基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
第１節　将来都市像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
第２節　将来都市像を実現するための基本目標・・・・・・・・・・・・・・・9
第３節　将来人口像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

第４章　将来都市像と基本目標を実現するための基本的施策・・・・・・・・・ 11
第１節　未来を担う人づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
第２節　学びと協働による区民文化づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・16
第３節　いきいきとした生活のための健康・福祉の社会づくり・・・・・・・20
１）区民の健康づくりのために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
２）高齢の人々・障害のある人々のために・・・・・・・・・・・・・・ 23
第４節　区民参加による環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
第５節　活力を創造する産業づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
第６節　区民の暮らしを力づよく支えるまちづくり・・・・・・・・・・・・33

第５章　基本構想の実現に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
第１節　基本計画及び実施計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
第２節　変化への柔軟な対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
第３節　横断的取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
第４節　区政の区民本位で効率的な運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
第５節　信頼と協働による構想の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40

江戸川区基本計画

第１章　基本計画の前提・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
第１節　基本計画の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
第２節　基本計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
第３節　基本計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
第４節　計画のフレーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
１）人口フレーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
２）財政フレーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44

第２章　基本計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
第１節　未来を担う人づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
第２節　学びと協働による区民文化づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・62
第３節　いきいきとした生活のための健康・福祉の社会づくり・・・・・・・78
１）区民の健康づくりのために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・78
２）高齢の人々・障害のある人々のために・・・・・・・・・・・・・・・・88
第４節　区民参加による環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・101
第５節　活力を創造する産業づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・114
第６節　区民の暮らしを力づよく支えるまちづくり・・・・・・・・・・・・131

第３章　基本計画の実現のために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・157
第１節　信頼と協働による推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・157
第２節　区民本位で効率的な区政運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・157
第３節　計画を実現するための横断的取り組み・・・・・・・・・・・・・・158

付属資料
１．人口推計（事務所地域別・年齢別）・・・・・・・・・・・・・・・・・159
２．長期計画の策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・160
（１）長期計画審議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・160
（２）長期計画立案委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・160
（３）区民参加による意見交換の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・161
３．用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・162
４．長期計画審議会での主な意見・提案（要旨）・・・・・・・・・・・・・178

本文中の※印の用語は、用語解説をご参照ください。

江戸川区基本構想

第１章　新しい基本構想の背景と目的

第１節　これまでの歩みと江戸川区の特長

江戸川区の成り立ちと歩み

江戸川区は、昭和７年、東京市に併合され、人口１０万人で誕生しました。その後、第二次大戦の戦禍や戦後の２度にわたる水禍、昭和３０年代の急激な都市化を迫られ、それにともなうゆがみは、「雨がふれば水浸し」に象徴されました。

そのような中で、昭和４１年に「江戸川区総合開発基本計画」を、昭和５０年に「江戸川区長期総合計画（太陽とみどりの人間都市構想）」を策定しました。これらに基づき、江戸川区が発展する基礎をなした土地区画整理事業※ をはじめ、地下鉄東西線、新宿線の建設、環状７号線などの幹線道路の整備、葛西沖埋め立て事業などを着々と推進し、都市基盤の整備と充実を進めました。

同時に区民生活を快適で豊かにする下水道事業や親水公園、区民施設などを建設し、先進的な福祉施策や文化・スポーツ、コミュニティ活動が活発に行われ、区民は江戸川区に住むことの楽しさと誇りを高めていきました。

さらに、昭和６０年には、「職住近接型の活力ある新しい都市を基盤とし、豊かな文化と人間性に支えられた健康で快適な地域社会」を将来像とする「江戸川区長期計画（豊かな活力と文化のまち）」を策定しました。それまでのまちづくりを新たな視点から見直し、職住近接という江戸川区の特長を最大限に活かした計画です。

以来、この構想・計画の実現のため、区と区民はともに力をあわせて取り組み、今日の江戸川区が築かれてきているのです。

江戸川区の特長

今日、江戸川区は人口６４万人を超える全国有数の大都市に発展しています。

江戸川区はその名のとおり、江戸川をはじめ荒川や中川、新中川、新川などの豊かな河川と東京湾に面した水辺の都市です。さらに、全国で初めて親水公園を創造し、豊かな水と緑とがたくみに共生している都市でもあります。

また、本区は、首都圏の中心に位置し、区内に５本の鉄道が走り、高速道路、主要幹線道路、その他都市計画道路の整備が進み、東京都心に１５分程度でいけるという立地の良さもあります。

さらに、市街地形成の歴史や交通網の充実などにより、戸建て中心のまち、高層住宅中心のまち、昔ながらの商店街のあるまち、ものづくりを支える工場が集まったまち、農地や花卉栽培のあるまちといった、地域ごとに個性のちがう顔をもつ、多様性のある都市でもあります。

住んでいる人々に目を向けると、４千を超える区民の自主的な文化・スポーツ団体があることからわかるように、人と人とのつながりが強く、町会・自治会などのコミュニティがしっかりしています。

特筆すべきことは、日本中で子どもの数が減っているなかで、区内のいたるところで子どもの元気な声が聞こえる、子どもの多いまちであり、これからも子どもが増えていくという見通しがあるということです。子どもを産み育てる地域活性化の一翼を担う世代が多く、都市の活力を高めていくとも言えます。多くの子どもたちは野球・サッカーや柔剣道などのスポーツや子ども会

活動などを行い、これを地域で熱心に指導する大人たちがいることも江戸川区の大きな特長です。

　このような特長を背景に、平成１２年に実施した区民世論調査では、江戸川区での定住希望をもつ人が８割以上もいました。区民の方々が江戸川区に住む喜びや誇りを深めつつあるといってもよいでしょう。

第２節　受け止めるべき時代の潮流

基本構想を策定するにあたり、次のような時代の潮流や変化を受け止める必要があります。

少子・高齢化

平均寿命がのびる一方で、生まれる子どもの数が減少するため、人口全体に占める高齢の人々の割合が増加する高齢化が本格的に進みます。わが国の高齢化の速さは世界の中でも有数であり、平成２７年（２０１５年）には、ほぼ４人に１人が６５歳以上になるといわれています。このような中で高齢の人々が社会で元気に活動できることの重要性が高まっています。

子どもの教育

社会全体に道徳心や規範意識の低下傾向が見られ、他者を思いやる気持ちに乏しい子ども、欲望や衝動を抑制できない子どもが増加しています。このため、子どもの教育の観点から家庭・学校・地域社会のあり方が問われています。

価値観やライフスタイル※ の多様化

ものが豊かになるとともに、ものよりも心の豊かさやゆとり、生活の質を大切にするように変わってきています。また、自分の生活や自由時間をより大切にするようになるとともに、生活が２４時間化されていくなど、価値観やライフスタイルの多様化が進み、身のまわりへの関心の高まりとともに、ボランティア※ やＮＰＯ※ など、区民の社会への参加意欲が高まっています。

高度情報化と地球規模の交流

インターネット※ や携帯電話などが一般家庭にも急速に広がるなど、高度情報化が進み、仕事のやり方や買い物、人と人との付きあい方などの日常生活が変わり、私たちの暮らしや社会が大きく変化していきます。また、高度情報化や高速交通機関の発達などにより、人やもの、カネ、情報が自由に国境を越え、行き来する地球規模の交流が進展します。文化や国籍の異なる人たちとの交流・相互理解がいっそう求められます。

地球環境問題と安心・安全への関心の高まり

増えつづけるごみの問題や、都市活動のために発生する炭酸ガスなどによって、大気の平均気温が上昇する温暖化、石油・石炭、熱帯林などの地球資源の枯渇など、地球環境問題が生じています。これは、人類だけでなく、生き物すべてにかかわる大きな問題であり、的確な対応がなにより重要な課題です。

また、阪神・淡路大震災や多発する犯罪などを背景として、安心・安全への関心が高まり、安心して暮らせる安全なまちづくりが強く求められています。

ソフト化・サービス化の進行と経済競争の激化

２０世紀までの工業化社会が成熟し、ものやエネルギーの価値に対し、情報やサービスの価値がますます高まっています。これとともに、製造業（ものづくり）でも情報集約度を高めるソフト化が進行し、産業構造面では製造業中心からサービス産業中心へと移るサービス化が進行しています。

また、地球規模での市場競争の激化など、日本経済をとりまく環境の変化により、生活や事業活動すべてに新しい発想が求められています。

第３節　基本構想策定の基本姿勢（新しい時代に向かって）

以上のような時代の変化を受けて、私たちの暮らしは豊かになり、便利になる反面、解決すべきさまざまな課題もでてきます。このような変化を恐れることなく、しっかりと受け止め、新しいまちづくりのための機会（チャンス）としてとらえていく必要があります。

また、時代は地方分権へ大きく動いています。２３区においては、特別区制度改革が実現し、基礎的な自治体としての江戸川区の役割はますます大きくなるとともに、これまで以上に区民主体の個性あるまちづくりが求められています。区民自らが地域のことを考え、行動していけるしくみや体制を整えていきます。区民の総意を基盤に、区民と区がそれぞれの役割に応じた新たなパートナーシップ※ を構築していくことが重要です。

このような中、江戸川区の特長を活かして、全国自治体の先駆けとなるような、先進的なさまざまな事業を展開し、希望にあふれ、生きる喜びを実感できる江戸川区をつくっていく必要があります。

そのために、先人たちがまちづくりに注いだ情熱を受けつぐとともに、勇気をもって、古い殻を突き破り、新たな時代に広く英知を結集し、未知なる未来に向けて新しい基本構想を策定します。

第２章　理念と役割

第１節　理念

基本構想の理念は、江戸川区の将来の理想を表現するとともに、江戸川区のまちづくりを進めるすべての人々が念頭におかなければならない基本的考え方です。

この基本構想では、昭和６０年の基本構想の理念（「人間性の尊重」、「自立と連帯」）を継承しつつ、新しい時代にむかって、新しい視点を加えて次のように定めます。

１．自立した個人

今後、高度情報化やソフト化・サービス化などが進み、価値観やライフスタイル※ もさらに多様化していきます。そのような時代にいっそう求められるのは、区民一人ひとりが、生涯をとおして学び、自らの人格を高め、生きる知恵を身につけることです。そのような生き方をとおして、豊かな個性を発揮できるたくましさとやさしさをもった、バランス感覚のある「自立」した個人が多く育っていくことができます。そのような個人の力を発揮でき、活力あふれる、ともに生きる地域社会を築いていくことが重要です。

２．つながりと信頼

高度情報化や科学技術の進歩などにより、社会が便利になっても、「人と人が信頼しあい支えあう」ということが何より大切です。自らの幸せを求めるだけでなく、他者を思いやりその幸せを願うとともに、お互いの個性を尊重し活かしあうという気持ちがこれまで以上に大切です。

家庭のきずなを基本とし、区民一人ひとりがつながりと信頼を持ち、互いに助けあい、地域社会に貢献することが大切です。

江戸川区は、町会や自治会、サークル、ボランティア※ などの地域における活動が活発です。今後の新しい時代の中で、区民と区がパートナーとなり、さらにあたたかみのある、安心できる地域社会を築いていくことが重要です。

３．地球人としての発想

地球環境は、生きとし生けるものにとって共有のかけがえのないものです。江戸川区においても、地球環境に対する責任を自覚し、区民自らの知恵と行動により環境への負荷を減らし、この豊かな地球環境を次世代へと引き継いでいかなければなりません。

区民一人ひとりが世界へ目を広げて、国籍や文化の違いをこえ、世界の人々との交流を深め、互いに理解しあい、地球とともに生きるという「地球人」としての発想をもつことが大切です。

そして、さまざまな情報が、地球規模で収集・発信され一体化がすすむ中で、日本だけでなく世界の知恵に学ぶとともに、江戸川区の知恵を世界に発信していき、区民参加による創造的な活動を展開することが重要です。

第２節　性格と役割

この基本構想は、おおむね２０２０年頃の、区民と区がともに達成すべき江戸川区のまちづくりの将来目標を明らかにするとともに、目標を達成する方法について基本的な考え方や基本的施策を示すものです。

また、この構想に示される目標は、区民一人ひとりがまちづくりに取り組んでいく上での指針でもあり、区民と区がともに達成していくべきものです。

さらに、この構想は、江戸川区に関連する計画の策定や事業の実施にあたって尊重すべき指針としての役割をもつものです。そして、広域で取り組むことでより実効性が高まる課題については、区の主体性を確保しつつ、国や都、周辺自治体、関係団体などと相互調整し、役割分担をしながら連携していきます。

第３章　将来都市像と基本目標

第１節　将来都市像

この基本構想における２０２０年頃の江戸川区のめざすべき将来都市像を、これまでの歩みと江戸川区の特長、これからの時代の潮流を踏まえて、基本理念のもと、次のように定めます。

創造性豊かな文化はぐくむ
水辺と緑かがやく
安心と活力ある
生きる喜びを実感できる都市

第２節　将来都市像を実現するための基本目標

新しい江戸川区の将来都市像を実現するため、次のように基本目標を定めます。

１．人間性豊かに　未来を担う人が育つ　***はつらつとしたまち***

いつの時代でも、子どもは家庭、地域社会、人類の宝であり、希望といえます。子どもが夢を持ち、個性や能力を伸ばし、自主性、自律性を高め、社会性に富み、人間性豊かに育つ、はつらつとしたまちをつくります。

２．学びと協働で　区民文化はぐくむ　***ふれあいのまち***

大きく変わる時代に、生涯にわたって学び、自分以外の人のために活動し、誇りと満足感に満ちたものにするとともに、男女が互いに尊重しあうことで、区民生活がより豊かで彩りのあるものとなる、江戸川区らしい文化はぐくむ、ふれあいのまちをつくります。

３．すこやかに　安心して暮らせ　生涯活躍できる　***いきいきとしたまち***

健康は、自分らしく生き、自分の人生をより良く生きるための大きな条件です。生きる意欲が健康をもたらし、健康が生きる意欲につながります。高齢の人々や障害のある人々が、いつまでも住み慣れた地域社会で、安心して生きがいをもって生活していける、いきいきとしたまちをつくります。

４．自然豊かな　地球環境にやさしい　***やすらぎのまち***

区民一人ひとりが地球人としての意識をもつために学び、地球環境に負荷の少ないライフスタイル※ へ転換するとともに、水と緑豊かで、生物が息づく自然と区民生活が共生する、やすらぎのまちをつくります。

５．都市と産業が共存共栄する　活力に満ちた　***にぎわいのあるまち***

都市が産業を育てるという理念のもと、区内産業の特徴を時代の要請にあわせて発展させ、世界に通用する競争力を高めます。都市と産業が共存共栄できる、にぎわいのあるまちをつくります。

６．楽しい暮らしを支え　安全　快適で　美しい魅力あふれる　***うるおいのまち***

暮らしやすさや快適さを高めるため、都市基盤の充実と質の向上を図ります。また、地域の資源と個性を活かした魅力あふれる、区民が誇りと愛着をもって住み続けられる、安全、快適で、美しい、うるおいのまちをつくります。

第３節　将来人口像

本区の人口は、今後ともゆるやかな増加を続け、２０２０年には、６７万６百人になると推計されます。

第４章　将来都市像と基本目標を実現するための基本的施策

この章では､江戸川区の将来都市像と基本目標を実現するための考え方や基本的施策を示します。

将来都市像と基本目標を実現していくためには、これらの基本的施策の総合的な展開と、すべての分野にわたっての施策に対する区民の理解と協働が不可欠です。

第１節　未来を担う人づくり

いつの時代でも、子どもはそれぞれの家庭にとってだけでなく、社会全体あるいは人類の宝であり、希望といえます。江戸川区では、多くの子どもたちが、地域ボランティア※ に支えられ、さまざまなスポーツや子ども会の活動などを活発に行っています。

江戸川区では、これからも子どもが増えていく見通しです。日本中のほとんどの都市で子どもの数が減少するなか、これは江戸川区の大きな特長です。この変化の激しい２１世紀の新しい社会において、子どもが夢を持ち、個性や能力を伸ばし、自主性、自律性を高め、社会性に富み、人間性豊かに育っていくことが大切です。

そのために、子どもを「社会の子」としてとらえ、区民みんなが力を合わせ、共に育ち、共に育てていく「共育」を行い、親が安心して子どもを産み、自信をもって育てていけるようにしていきます。また、子どもたちが楽しく学校生活をおくり、地域の人々と交流し、学んでいけるようにします。

１．家庭教育の充実

子どもは大人を映す鏡であり、大人は子どもの鑑（手本）であると言われます。家庭は、子どもの基本的な生活の場、人格形成の場であり、子どもが社会の基本的なルールや生活習慣を身につける躾（しつけ）の責任と義務は、基本的には親にあります。親が人生最初の教師であり、家庭教育が子どもの教育の出発点と言われるゆえんです。

今後も増加していく江戸川区の子どもたちが、すこやかに育っていくように、親がしっかりと自信をもって子育てをできるようにしていくことで、家庭教育を充実していきます。

子どもの手本となる親であるために

江戸川区のすべての親が、わが子に対する教育の責任を果たすことができるように、子どもを育てる自覚を持ち、子どもをしつけられるように、親になる前から親のあり方を学べる場を整えます。

また、時代が大きく変わる中で、子育てに関する親の悩みや不安も多様化していきます。そのため、情報技術などを活用し、気軽に参加できる区民主体の子育て相談ネットワークづくりを進めます。

さらに、男女共同参画が進み家族形態も多様化します。共働き世帯やひとり親家庭の増加も予想されるため、各家庭の事情に応じたきめ細かな子育ての支援をしていきます。

２．地域での次代を担う人づくり（地域教育の充実）

子どもは地域社会の宝であり、「地域の子」として、地域の大人が子育てや教育に対する責任を共有し、分担する必要があります。近所の子どもに声をかけたり叱ったり、まちの行事にともに参加したりすることも大切です。そして、子どもたちが地域社会へさまざまな形で参加するようにしていくことで、地域社会の一員としての自覚をはぐくみます。

（１）地域教育の土台づくり

地域には、もともと子どもを教育する力、地域教育力があります。江戸川区では、すでに、子どもの地域活動を支援する大人がたくさん活躍しています。この力をさらに高めていくために、子育てや子どもたちの教育について、地域の人々が自由に話しあえる場づくりを進めます。

また、地域の大人が、そこで育つ子どもたちのために、さまざまなボランティア※ としていっそう活躍できるよう、担い手づくりと活躍の場づくりを進めます。

（２）地域教育の環境づくり

親子がふれあえる環境づくり

親と子にとって、ともに過ごしともに楽しみ、心がふれあい通じあうことが何より大切です。

そのために、親子がいっしょに遊びまわれる多目的な広場、身近に憩える場所・空間を整えます。また、親同士が子育ての悩みなどを気軽に相談できる交流の場を増やしていきます。

地域の人々とふれあえる環境づくり

子どもたちにとって、年齢の異なる人々や地域の自然環境とふれあうことは、体験を豊かにし、他人とかかわる喜びを会得したり、さまざまなことに感動したり発見したりする上できわめて大切です。

そのために、交流や体験の場となる公園や身近な自然などを充実するとともに、子どもたちが年齢の異なる人々とふれあう機会を増やしていきます。

また、子どもたちが夢や好奇心をはぐくめるように、多様な体験の機会を増やしていきます。

（３）地域での安心できる子育て支援

地域において、出産、親と子の健康、育児、しつけや教育など、さまざまな不安や悩みに答えてくれたり、困った時に助けてもらえることは、子育てをする親にとって、安心感を得られ、子育ての楽しさや喜びにつながります。

そのために、子育てする親が孤立することなく、妊娠期や子育て期における小さな不安や悩みについて、親同士が相互に教えあい支えあうといった情報交換のしくみをつくります。また、子育てについて気軽に相談できるように、関係機関が相談内容に応じて連携できるようにしていきます。さらに、子どもの発達や健康・栄養指導なども含めて総合的に助言できる「子育てアドバイザー（仮称）」を育成します。

また、子どもが病気の際にも安心できるように、かかりつけ医※ や医師会、行政、地域などが協力した体制をつくります。

さらに、幼児・児童虐待に対しては、地域と行政が連携し、未然防止と早期発見・早期解決に努め、虐待のないまちをめざします。

（4）青少年の地域社会の一員としての自覚づくり

次代を担う青少年が、思いやりの心を持ち、自律性と社会性を身につけ、心身ともに健康で、地域社会の一員としての自覚を持ち、成長することは区民みんなの願いです。

そのため、青少年の地域におけるスポーツやボランティア※ などの活動に参加する機会を拡充し、多様な人々との交流や共同体験をとおして、他者への関心や信頼感をはぐくみます。

また、そうした活動を支える地域の青少年のための健全育成団体の活動などの支援や指導者の育成に努めるとともに、青少年が互いに交流し、さまざまな相談のできる場を整えます。

さらに、青少年をとりまくよりよい社会環境づくりのため、企業や事業者に対して働きかけを強めていきます。

３．多様な保育サービスの提供

区民が安心して子どもを産み、健やかな子育てができるように、子どもがすくすく育つさまざまな保育サービスを提供していきます。

人間性の基礎を培う家庭的保育の推進

０歳から２歳までの低年齢期の乳幼児にとって、ぬくもりと愛情あふれる親子関係のもとで、健全な人間性の基礎が形成されることが大切です。

そのために、保育ママ制度の充実や地域の子育てサークル的なグループ保育などの家庭的保育を進めていきます。また、公共施設や民間施設を保育室として活用するなど、家庭的保育の場を広げていきます。

社会性の基礎を培う集団的保育※ の推進

３歳から５歳までの幼年期の幼児にとって、地域の人々や自然とのかかわり・体験を通じて、他人を思いやり、自然を大切にするなど、社会性の基礎が確立されることが大切です。

そのために、子ども同士の交流を重んじた集団的保育をいっそう進めていくとともに、子どもが地域の人々と安心して交流できる多様な機会を用意していきます。

多様な保育サービスのネットワーク化

保育サービスを受けたい親にとって、どのような保育サービスがあるのかがわかりやすく、サービスそのものが受けやすいことが大切です。

そのために、保育サービスに関するあらゆる情報を一元的にわかりやすく提供していくとともに、保育サービスを受けたい時に一ヶ所に行けば用が済む「ワンストップサービス※ 化」を進めます。また、このようなサービスを支える多様な保育人材の育成と確保にも努めます。

さらに、人材交流などを重ねて幼稚園と保育園の特性を活かしながら、区民のニーズに対応したより充実した保育サービスを提供します。

障害児の保育については、さまざまなニーズに応えられるようにきめ細かな対応をしていきます。

４．２１世紀にふさわしい学校教育の推進

学校は、子どもたちが社会的自立の準備をし、自らの個性、能力に気づく場であり、同時に一人ひとりの多様な力と才能を引き出す場であると言われます。学校は、家庭とは異なる集団での教育の場であり、「学習の場」であると同時に子どもたちの「生活の場」です。

これからは、情報技術の発達などにより、学校のあり方が大きく変わり、優れた授業のやり方が広く共有されるようになることが考えられます。

江戸川区では、このような学校教育における変化に対応し、新しい時代にふさわしい学校づくりを実現していきます。

自立心をはぐくむ特色ある学校づくり

小中学校では、子どもたちが２１世紀の社会に対応できるように、さまざまな能力と創造性を養っていきます。また、一人ひとりが社会の中で自立できるように、働くことの尊さや社会の基本的ルールを身につける教育を充実します。さらに、基礎的な体力づくりを進めます。加えて、優れた文化・芸術とふれあう機会を充実します。

そのため、このような教育を担う教員の資質を向上させるために、研修などを充実します。

また、小中学校において、学校ごとに特色のある教育を展開していきます。さらに、幼小中高を通じた子どもや教員同士の交流、学校施設の相互利用などを進めます。加えて、教育環境の整備を進めるとともに、新しい時代にあった小中学校の配置や通学区域などにしていきます。

これらを踏まえ、時代を先取りする教育の場として、２１世紀にふさわしい先駆的な学校（パイロット校※ ）づくりを進めます。

笑顔で通える学校づくり

親は、子どもが笑顔で学校に通えることを何より願っています。そのために、地域の教育相談を充実するとともに、子どもたちが校内で気軽に相談できる体制を充実します。また、自然体験や奉仕体験、ボランティア※ 体験などを充実させ、生命（いのち）の尊さや、助けあうこと、社会のために働くことの大切さを実感し、生きぬくための自覚や他人を思いやる心を養います。

障害のある児童・生徒については、それぞれが自立するために必要な力を養うため、資質や可能性を最大限に引き伸ばす、きめ細かな教育を充実します。また、言葉や生活習慣の異なるさまざまな国の子どもたちも、安心して学校で教育を受けられるようにしていきます。

開かれた学校づくり

子どもの教育には、家庭（親）と学校と地域の連携が不可欠です。コミュニティが学校をつくり、学校がコミュニティをつくるといえます。地域で育つ、地域を育てる学校づくりを進めます。

学校と地域の信頼を高めるために、開かれた学校づくりを進め、学校運営に対する親や地域の参加を進めていきます。

また、セカンドスクール※ などを充実させるとともに、地域との連携を深め、スポーツをする機会やインターンシップ※ などによる職業体験の機会を増やします。特に職業体験においては、子どもが働くことの大切さや喜びを実感できるようにします。

さらに、家族形態や生活様式が多様化する中で、学校と地域が連携し、子どもたちが安心して過ごせる活動空間の確保を進めます。

一方、時代の激しい変化などに対応するため、地域の人々が学びなおす機会が増加すると予想されます。そのため、学校の役割を広げ、地域のあらゆる人が通う学びや交流の場としての機能も持たせていきます。

第２節　学びと協働による区民文化づくり

高齢化や高度情報化などによって、区民生活は大きく変わっていきます。そのため、生涯にわたってさまざまなことを学ぶ必要があります。また、人生を豊かにするばかりでなく、生きがいづくりや社会に役立てるために学習活動を行う人や、ボランティア※ 活動に参加する人も多くなります。

また、区内にも言葉や生活習慣の異なる、世界からの人々が多く住み、男女が互いに尊重しあい、コミュニティのあり方も変わっていきます。

この変化に対応し区民生活をより豊かに彩りのあるものとするために、区民みんなが力を合わせさまざまな学びの場を整え、さまざまな人々がいっしょに暮らせるコミュニティをつくります。そして、江戸川区の資源を活かした創造性豊かな文化をつくっていきます。

１．人生を豊かにする生涯学習

学習することは、学校教育だけで完結するものではありません。大人になってからも、就職・転職のためや子育てをするため、また退職して地域に戻るときなど、人生の節目において新たに学ぶ必要があります。特に、これからは、社会の変化が激しくなるため、区民が絶えず新しい知識や技術を習得することが求められます。

また、長寿化が進み自由時間が増加するのにあわせ、人生をより豊かなものにし、地域社会をより良くし、知恵や文化などを継承していくために、楽しく学び教えあう人々が増加していきます。

このような生涯学習に一人でも多くの区民が取り組み、実りあるものにするために、さまざまな支援や環境づくりを行っていきます。

時代にふさわしい生涯学習の機会の拡充

人生の節目において学びなおす「節目の生涯学習」が重要になります。また、時代の要請にこたえた学習を進めることも大切です。さらに、生きがいを求め自由時間を有意義なものにするために学習する区民が今後増加するものと思われます。

そのために、専門的な知識や技術が必要な区民や、気軽に習いごとや勉強をしたい区民、社会に貢献したい区民などに、それぞれのニーズにあった学習機会を提供します。また、集合型の学習だけでなく、情報技術などを活用した在宅型の学習機会も提供します。

このような多様な学びの場として、「江戸川総合人生大学（仮称）」を各種教育機関と連携し、協力を得ながら、区民とともに整えます。

生涯学習の裾野を広げるしくみづくりと学習成果の活用

生涯学習に関心があるものの行動を起こせない人をはじめ、多くの区民に生涯学習の必要性や内容を知らせ、啓発することが大切です。

そのために、どこで、どのようなことを学ぶことができるかということを、情報技術などを活用してわかりやすく情報提供するとともに、生涯学習にかかわるさまざまなことについて相談を受けられるようにします。

また、単に学ぶだけでなく、その成果を他の人に教え、地域社会に役立てることが次の学びの

励みになり、地域の教育力の向上や活性化にもつながります。
そのため、学習の成果を活かしたい人を地域の人材としてとらえ、その成果を発揮する機会を設けるとともに、区民が相互に教え学びあう自発的な学習サークルづくりを支援するなど、活かしあうしくみをつくります。

２．江戸川区の良さを活かしたボランティア※ 活動とコミュニティ活動

ボランティアに対する関心が世界的に高まり、わが国でもボランティア活動を行う人が増えてきています。これからは、ボランティアをすることがあたり前の社会になると考えられます。江戸川区は、区民がボランティアとして活躍しやすい社会を築いていきます。
また、転入者の増加とライフスタイル※ の多様化に対応し、地縁の良さを残しながら、自立性の高い、思いやりと支えあいのある豊かなコミュニティをつくっていきます。

「ボランティア立区」の推進

ボランティアは、いつでもどこでも誰でも、気軽に明るく楽しく参加できることが大切です。
ボランティア活動は、自己実現を図り、人生を豊かにするとともに、あたたかい地域社会づくりに一人ひとりが貢献する役割も担っています。
そのため、ボランティアに関する情報提供をはじめ、ボランティアの助けを借りたい人とボランティアとの仲介のしくみを拡充していきます。
また、ボランティアの質の向上を図るため、資格認定なども進めるとともに、さまざまな分野の人材やリーダーを養成します。
さらに、ボランティア活動を支える市民活動団体やＮＰＯ※ などを支援していきます。
そして、区民のボランティア活動が活発に展開するためのしくみとして、エコマネー※ などの地域通貨を導入します。
このような取り組みにより、江戸川区を全国の中でのボランティアの先進地とし、「ボランティア立区」をめざします。

時代にふさわしいコミュニティの形成

住みよい地域社会をつくるには、区民自らが自分たちのまちについて考え、行動することが大切です。江戸川区は、これまでも町会・自治会などの活動が活発ですが、さらに教育、健康・福祉、環境、まちづくりなど、区民が自分たちで取り組む、新たな分野の課題が増えてきています。
これに対応するため、町会・自治会を基礎としながら、分野別にまとまった小さな地域の単位で新たなコミュニティを形成し、それらが寄り集まり、ぶどうの房のように区全体のコミュニティをつくっていきます。
また、これからは、趣味や生きがい、文化やスポーツなど、それぞれの関心や知識との結びつきによる「知縁」ともいえる活動が増えていくほか、高度情報化の進展にともない、新しいかたちのコミュニティの形成も進みます。
これらのコミュニティが自主的かつ活発に活動できるように情報や場、機会の提供など、活動への支援をいっそう行っていきます。

３．創造性豊かな江戸川文化

文化は、生活の中から生まれ、育てられます。それは、人々の生活にうるおいやゆとり、やすらぎを与えるものであり、高度な芸術活動から、そのまちに根ざしたライフスタイル※ や人情、生活文化まで、幅広くとらえることができます。

高度情報化の進展や自由時間の増加、社会が成長から成熟へと転換するなかで、ますます心のゆとりや豊かさをはぐくむ場や機会などが求められています。

江戸川区は、都心から至近にありながら、水と緑に恵まれ、地域の中で住み、働き、楽しみ、学び、憩うことができるといった特長があります。また、互いに支えあい、やさしさや思いやりに満ちたコミュニティ活動、ボランティア※ 活動が活発です。さらに、子どもの数が増加していくだけでなく、元気な高齢者が地域で活躍しています。

このような江戸川区の特長や資源を活かすことが、創造性豊かな江戸川文化をはぐくみます。

「江戸川文化」の創造

文化を創造していくのは、区民一人ひとりの主体的な活動です。江戸川区は、文化の担い手である区民の自主性や創造性を最大限に尊重し、活動の場や機会、情報の提供など、多様な文化活動ができる環境づくりを進め、区民とともに優れた文化・芸術を創造していきます。

また、区民が身近な場所で、質の高い音楽や絵画、演劇などの文化・芸術に気軽に親しむことができるように、機会の充実を図ります。

さらに、世界的に活躍している区民、区外の人材や都市、世界中の人々も含めた多様な人的交流によって、新たな発想やライフスタイルの創出、水を活かしたスポーツ活動の展開、食文化の創造など、新たな江戸川区の魅力づくりを進めます。

そして、地域に伝承されてきた文化財や伝統工芸など、区民の心のよりどころとなる歴史や伝統文化、生活の知恵などを次世代に積極的に継承していきます。

このように、江戸川区の特長と資源を活かして、新たな「江戸川文化」を創造し、全国に発信していきます。

４．男女共同参画社会※ の推進

男女が互いに尊重しあい、喜びも責任も分かちあい、家庭、職場、学校、地域などの社会のあらゆる分野において、性別にとらわれることなく、その能力と個性を発揮できる地域社会をめざします。このために、安心して子育てのできる環境と、個性と能力を活かせる職場環境などが整備されることが望まれています。

これを実現するために、男女が等しく自己実現できるように男女平等の意識づくりを進め、区民と力を合わせて環境整備を進めます。

性別に関係しない機会平等のまちづくり

男女共同参画を推進するための計画をつくり、男女平等の意識づくりのために啓発・教育などを進めるとともに、相談事業、多様な保育サービス、介護サービスなどを充実します。このようにして、子育てと仕事、自己実現の両立を支援し、男女共同参画の社会づくりを進めます。

５．世界の人々との交流と共生

これからは、人やもの、カネ、情報の地球規模での交流がいっそう進みます。環境や平和などの地球規模の課題も、日常の生活と密接な関係をもっています。区民一人ひとりが、同じ地球に住む「地球人」としての発想を持ち、それらの課題に対して地域で取り組んでいくことが求められています。

今後、区内において、世界からの人々がいっそう増えることが考えられるため、同じ「地球人」として、ともに暮らしていける環境を整えていきます。

「地球人」の意識づくり

身の回りの問題から地球規模の課題まで、地域から行動することのできる「地球人」としての意識をはぐくみます。また、「地球人」の視点に立って、姉妹都市など世界中の都市や人々と交流するとともに、平和への取り組みなどを進めます。

世界からの人々が共生する地域社会の構築

世界からの人々との対話や交流の機会を充実するとともに、さまざまな差別の監視強化を進めます。また、地球人としてだれもが安心して暮らすことのできる生活環境とコミュニティの整備を進め、ともに生きるまちづくりを進めます。

６．安心できる消費生活

豊かな区民生活のためには、身近なところで必要なものを自由に選べる条件が整っていることが大切です。そのような条件が整えられることは、地域経済の活性化にも寄与します。

また、区民一人ひとりが、生活の質をさらに向上させるため、多くの情報の中から自主的な判断で行動することが大切です。あわせて、日々の生活が、地球環境や資源問題などに密接に関係していることを認識し、環境に配慮した行動を心がけることが必要です。

さらに、消費者被害などがなくなり、安心して生活できるような社会が求められます。

安心できる消費生活への支援

高度情報化の進展などにともない新しい形態の商取引が増えるなど、消費をとりまく環境は多様化、複雑化しています。区民一人ひとりが、消費に関して的確で合理的な判断ができるように、情報技術などを活かして情報提供を充実します。また、消費に関するトラブルに対応し、被害救済などを迅速に行うため、相談体制を充実します。

参加型消費者の支援

消費者が日常生活で安心して商品を購入し、満足できるサービスを利用するには、企業経営が環境保全や消費者のニーズの視点から進められることが大切です。そのために、消費者の意見が事業者に反映されるように働きかけていきます。

また、消費者が商品や事業活動に対する理解を深めていくために、事業者に対して情報公開をうながすとともに、消費者と事業者の信頼関係を高める機会づくりを支援していきます。

第３節　いきいきとした生活のための健康・福祉の社会づくり

１）区民の健康づくりのために

健康は、自分らしく生き、自分の人生をより良く生きるための大きな条件です。人により健康のとらえ方はさまざまですが、その人なりの健康が大切です。生きる意欲が健康をもたらし、健康が生きる意欲につながります。

江戸川区では、子どもから高齢の人々まで、運動など健康づくりに取り組んでいる人がたくさんいます。このように私たち一人ひとりが、自分にとっての健康の大切さを考え、自分にふさわしい形で健康と向きあっていくことが重要です。

１．生活習慣病※ と健康

糖尿病や高血圧、がん、脳卒中、心臓病などは、私たち一人ひとりの生活習慣と深くかかわっています。その予防には、栄養、運動、休養など、自分にあった健康管理が大切です。

また、子どもの生活習慣病が増えており、家庭での親の健康への意識や態度が大きく影響しています。

生活習慣病を予防するために、区民自身が健康管理を行うとともに、受けたいときに気軽に受けられる相談や健康診査の体制を整えます。

区民の命と健康を守るしくみづくり

区民自身による健康管理を促すために、その必要性などについて、情報技術などを活用して、健康教育や一人ひとりのニーズに応じた情報提供を行います。子どもに対しては、幼児期から親が正しい生活習慣のための相談を受けられるように支援も行います。成人や高齢の人々に対しては、健康で豊かな人生のための学びの場を整えます。

区民自身による健康管理を支えるために、情報技術を活用した相談のしくみや２４時間いつでも相談できる場として「コミュニティライフ・サポートセンター（仮称）」を整えます。

また、区民が、いつでも必要な時に受けられるように、健診体制を充実していきます。そのために、医療機関との連携を進めるとともに、情報技術の活用などにより、働いていて時間がとりにくい人々をはじめ、高齢の人々や区内に住むさまざまな国の人々にとっても受診しやすいサービスを行います。

診療が必要になった場合に身近で受けられるように、区と開業医が連携し、「かかりつけ医※（ファミリードクター）」の普及を図るとともに、区内の高度医療施設とも連携し、「地域保健医療ネットワーク」をつくっていきます。

このような取り組みによる区民の共通目標として、中高年の脳血管疾患と心臓発作を大幅に減らすことをめざします。

区民主役の健康づくりの支援

生活習慣病の予防には、一人で取り組むだけではなく、スポーツや趣味の仲間といっしょに健康づくりをしたり、人の健康の手助けをしたりすることも大切です。健康づくりで社会に貢献できるように、健康の知識や介護の技術などを身につけたボランティア※ を、広く区民の中に増やすことをめざします。また、思わず運動をしたくなるような環境を整えます。

２．心の健康づくり

高度情報化が進むなど、私たちの周りには多くの情報があふれています。また、複雑化している社会生活の中で、仕事の内容や人づきあいの仕方などが大きく変化しており、私たちはさまざまなストレスを感じながら生活しています。このストレスとうまく付きあい、心の休養や心の健康づくりをしていくことが大切です。

心の健康づくりの推進

仕事や学校、育児、人間関係などで心の健康に不安を感じたときに、気軽にカウンセリング※ が受けられるような場として「心の元気回復センター（仮称）」を整えます。また、子どもたちがいつも健やかな心でいられるように、家庭・学校・地域社会が一体となって、ことばをかけるなど見守っていきます。

３．生涯スポーツの推進

心の健康を保ち、生活習慣病※ を予防し、生涯にわたっていきいきと楽しく暮らすためには、健康づくりから競技スポーツまで、それぞれの体力や興味に応じて体を動かしたり、スポーツを続けることが大切です。区内には、健康の道※ やサイクリングロードをはじめ河川敷の野球場、サッカーグランドや球場、陸上競技場などのスポーツ競技の本格的な施設など健康づくりやスポーツの場が多様に整えられています。また、各スポーツの指導者も多くいます。これからは、さらに生涯スポーツを続けられる環境づくりを進めます。

健康スポーツ都市・江戸川の形成

江戸川区の広い区域を活かし、区民だれもがより気軽に、ウォーキングやジョギングなど健康のために身体を動かしたり、スポーツを楽しんだりする環境をさらに整えます。また、海と川に囲まれた特性を活かし、ウォータースポーツを盛んにします。

そして、区民一人ひとりが自分にあった運動など身体を動かすことが楽しく、気軽に行えるように、適切なアドバイスと指導ができるリーダーをいっそう増やします。

４．感染症と健康危機への対応

病原性大腸菌Ｏ１５７、結核、エイズなどの感染症を予防し、区民の生命と健康を守ることが大切です。感染症と健康危機に対する情報収集とその防止が大切であり、これらを充実します。

感染症対策などの充実

感染症に関する知識啓発をさらに進め、予防を徹底します。また、新しい感染症に関する情報を迅速に入手し、医療機関や区民に情報提供していきます。

さらに、国や都と連携し、感染症をはじめ、医薬品や食中毒、飲料水などによる健康被害の防止に努めます。

５．食と住の安全性

ライフスタイル※ や食生活の多様化などにともない、食品に対する安全性や健康への影響についての関心が高まっています。また、健康で住みよい、環境にもやさしい住宅の提供が求められています。

健康食住の推進

安全で健康に配慮した食品を購入できるように、食品と健康のかかわりなどについて学ぶ機会や適切な情報をわかりやすく提供するようにしていきます。

また、有害化学物質の心配がない健康と環境に配慮した住まいが提供されるように、事業者などに働きかけていきます。

２）高齢の人々・障害のある人々のために

わが国の高齢化はいっそう進み、２０１５年には国民の約４人に１人が６５歳以上になります。江戸川区でも高齢化は確実に進みます。いつまでも元気に働き、さまざまな分野で社会に貢献する、いきいきとした高齢の人々が増えていくと考えられます。

一方で、加齢にともない介護が必要となる人々も増加が予想されるため、本人や家族が安心して暮らせるように、区民の積極的な参加を得て、社会全体で支える福祉システムをつくります。そして、介護などの福祉サービスを利用する人が、自由に選択できるよう福祉システムを充実します。

そのような福祉システムのもとで、本格化する高齢化などに対応し、高齢の人々や障害のある人々が、いつまでも住み慣れた地域で安心して、いきいきと生きがいをもって生活できる江戸川区らしい地域社会をつくります。

１．高齢の人々の生きがいと健康

高齢の人々にとって、健康で生きがいのある毎日を送れることが何より大切です。そして、できる限り経済的に自立していくことが生きがいにつながっていきます。また、周りの人から頼りにされ、社会に貢献することも大きな生きがいとなります。

健康であることは、私たちにとって、幸福のための大切な要素です。若い頃から、心身ともに病気にならないように健康を管理するとともに、スポーツやレクリエーションなどにより健康増進に励むことが大切です。

「生涯現役」の環境づくり

江戸川区では、全国に先駆けて設立された高齢者事業団において、健康づくりといきがいのため、多くの高齢の人々が働いています。これからは、働き続けたいと願う人々が、その経験や技術を活かし、少しでも長く楽しく働けるように仕事の確保などの支援をしていきます。そして、一人でも多くの人々が、経済的に自立し「生涯現役」を通せるようにしていきます。

また、高齢の人々が、他人の役に立ったり地域社会に貢献したりすることにより、生きがいを実感できるようなしくみをつくります。特に、仕事に多忙で地域社会とのかかわりが乏しかった人が、定年後に地域社会になじみ、活躍できるように学びの場を整えます。

区内では、高齢の人々が、くすのきクラブやくすのきカルチャー教室、リズム運動などに参加し、趣味やスポーツ・レクリエーションを元気に楽しんでいます。これからは、高齢の人々自身がこれらの提供者となり、団体活動などを通じてその元気あふれる活力を発揮し、ともに参加する仲間をつくっていきます。そして、同世代だけでなく他世代ともいきいきと交流し、気持ちの上でも「生涯現役」が通せるようにしていきます。

さらに、常にいきいきと暮らせるように、どんなことでも気軽に相談できる、高齢の人が高齢の人の相談にのるボランティア相談員などを育成します。

高齢の人々の健康づくり

高齢の人々の健康管理を支援するために、情報技術を活用した健康推進システムをつくっていきます。

健康増進のためには、適度の運動やレクリエーションが大切です。そのために、気軽にこれら

を楽しめる環境づくりを進めるとともに、指導者をいっそう育成します。

心の健康を保つためには、身近に話し相手がいることや、さまざまな相談が気軽にできるようにすることが大切です。そのために、話し相手をするボランティア※ などをいっそう確保するとともに、本人や家族が気軽にカウンセリング※ が受けられる場を整えます。

また、病気ではないが虚弱な高齢の人々を支援するために、訪問活動やミニ・デイサービス※ などを充実します。

２．高齢の人々の生活支援

加齢にともない身体的にさまざまな制約が出てくる人々が、安心して日常生活を送れるように、きめ細かな支援を行います。また、介護が必要になったときに、十分なサービスが受けられるように、体制を整えます。

高齢の人々が安心できる生活支援

高齢の人々が、いつまでも安心して暮らしていけるように、グループホーム※ などさまざまな形態の住まいの確保を進めます。

買い物や食事の宅配など、日常生活を支援し、気軽に援助が受けられるようにサービスを充実していきます。また、一人暮らしの人などを巡回するボランティアを確保します。

さらに、加齢にともない判断能力が衰えた人の権利を擁護するため、公的機関と社会福祉協議会などが中心となり、必要な対応をとっていきます。

介護サービスの充実

介護サービスを量的・質的に向上させるために、事業者やＮＰＯ※ などを参入しやすくするとともに、利用者本位のサービスを提供する良質な市場環境を整え、利用者が安心して事業者やサービスを選択できるようにします。また、区と事業者などが力を合わせて介護施設などの確保に努めます。

介護サービスを行う事業者や介護施設などに関する情報を提供するとともに、介護サービスに関する相談や苦情処理などが気軽に受けられる体制を充実します。

介護に関するボランティアを確保するために、認定制度などを整えます。また、ボランティア活動を行う団体を育成します。

痴呆性高齢者を介護する家族を支援するために、ショートステイ※ 、リフレッシュサービスなどを充実させます。

３．障害のある人々の生活支援

人々にとって、必要なサービスを利用しながら、住みたい地域の中で自立的に生活できることが大切です。心身障害や精神障害のある人々が、安心していきいきと毎日が暮らせるように、地域社会全体でその生活を支えていきます。

障害に関する生活支援

心身障害や精神障害のある人々のいきいきした生活を支えるために、民間事業者やＮＰＯなどによるさまざまなサービスが安心して利用できるようにしていきます。

また、障害のある人々が、日常生活について、いつでも気軽に相談できるように、訪問相談や情報技術などを活用した専門家による相談サービスなどを充実します。特に、精神障害のある人々については、カウンセリング※ を気軽に受けられる場を整えます。

障害の発生を予防し、障害の早期発見と早期治療を促進するために、妊娠から出産に至るまで、さらに出生後は、各年齢層に応じた健康診査の充実を図ります。

そして、障害のある幼児が、適切な療育・保育を受けることができるように、体制を充実します。また、障害のある児童や生徒が、その可能性を伸ばし、社会的に自立できる力をつけるように、学校教育を充実します。同時に、学校同士の連携、学校と地域、企業、行政などとの連携を密にします。

障害のある人々の自立的生活の環境づくり

心身障害や精神障害のある人々の経済的な自立を支援するため、産業構造の変化などに対応して職業訓練・就業指導を充実させるとともに、サービス業などを含めた多様な就労の場を確保していきます。特に、精神障害のある人々については、仲間づくりや医療的ケアなどを含めた総合的な就労支援を充実し、社会復帰を積極的に進めます。

障害のある人々が、生きがいを感じられるように、障害のある人同士による助けあい、障害者団体の自主的な活動を支援し、社会に貢献できる場を広げていきます。

障害のある人々の生活の質を向上させるとともに、地域社会の中での自立的な生活を支援するため、グループホーム※ などの住まいづくりを進めます。

４．福祉のまちづくり

高齢の人々も、障害のある人々も、区民誰もが、活動の場を広げ、安心して、自由に暮らせ、社会参加ができるユニバーサルデザイン※ のまちをめざします。また、すべての区民が互いに助けあい、支えあい、ともに生きる社会をつくっていきます。

ユニバーサルデザインの促進

高齢の人々や障害のある人々だけでなく、誰にとっても安心で、暮らしやすい住環境の整備を支援します。道路空間や交通機関などにおいても、誰もが移動しやすく、移動が楽しくなるようなまちづくりを進めます。

また、新しい科学技術の成果などを活用して、高齢の人々や障害のある人々にとって利用しやすい、さまざまな福祉器具を開発・展示・修理・適合・販売し、自分にあったものを選べる場として「テクニカルエイドセンター（仮称）」を整えます。

心のバリアフリー※ と福祉ネットワークづくり

気軽に声をかけあい、助けあえる、思いやりのある福祉のまちをつくるため、あらゆる機会を通じて、互いに理解し、支えあう心のバリアフリー化を進めることが大切です。

そのために、家庭や地域、企業、区などが相互に連携し、支えあう「福祉ネットワーク」をつくります。また、幼稚園や保育園、学校、地域社会において、その学習と交流を充実していきます。

第４節　区民参加による環境づくり

２１世紀は「環境の世紀」と言われています。次世代に向けての持続可能な発展のために、私たちは環境に対してきわめて大きな責務を負っています。真に豊かで安心できる暮らしの前提となる恵みあふれる環境を守り、子孫に引き継いでいかなければなりません。

私たちの暮らしは、日常生活や生産活動のすべてにわたって、地球環境とつながっています。２０世紀のような、大量生産・大量消費・大量廃棄ではなく、一人ひとりが地球に住み、活動する「地球人」としての意識や責任を持ち、地球環境に負荷の少ないライフスタイル※ や事業活動へ転換していくことが必要です。

そのため、区民みんなが知恵を出しあい、川や海に囲まれた地形やコミュニティの良さなど江戸川区の特長を活かして、環境と共生した豊かな区民生活を創造していきます。

１．環境啓発・環境教育

私たちは、毎日の生活や生産活動において、水や大気、緑、生き物などにさまざまな影響を与えています。一方、まちの中の水や緑は、防災に役立つとともに、大気などをきれいにしてくれるだけでなく、目にもやさしく、心に潤いややすらぎを与え、快適にしてくれます。このように、私たちの暮らしと自然環境とは密接に関係しています。また、さまざまな形で地球全体の環境ともつながっています。

このような、私たちの暮らしと身近な環境、さらには地球環境との関係を正しく学び、区民一人ひとりが環境に対する高い意識を持ち、区や事業者、ボランティア※ 、ＮＰＯ※ などと連携・協働し、環境に配慮した生活をおくることが何より大切です。このように、環境と共生した生活の出発点として、環境啓発や環境教育はきわめて重要です。このため、区民とともにこれを進め、資源循環や自然とのふれあいなどの取り組みにつなげていきます。

区民と自然・地球環境との関連を学ぶしくみの充実

日常生活や生産活動と環境との関係をわかりやすく体系的に学び教えあうとともに、情報技術などを活かした区民への情報提供や啓発、ボランティアなどの人材育成などを行う場として、「エコセンター（仮称）」を整えます。

また、関心はあっても行動を起こせない人だけでなく、区民が知らず知らずのうちに環境のことを学べるようなしくみを、このセンターを活用してつくっていきます。

さらに、幼稚園・保育園や小中学校などで、子どもの時からさまざまな形で体系的な環境教育を行っていきます。そして、地域教育とも連携するようにします。

これらを通じて、区民一人ひとりが環境と共生していくために、どのような行動をとる必要があるかがわかるようにしていきます。

２．資源循環（ごみの減量と資源リサイクル※ ）

地球の資源には限りがあります。したがって、資源はできるだけ大切に使う必要があります。

これに加えて、東京ではごみの処分場の確保がむずかしいため、ごみの排出量をできるだけ少なくすること（リデュース※ ）を進めます。そして、モノをできる限りくり返し使用（リユース※ ）

し、使い終わった後はできるだけ資源として再生利用（リサイクル※ ）する資源循環型のシステムをつくります。

ライフスタイル※ の見直しによるごみの大幅な減量化

ごみの減量化を促進し、かつ資源としての回収を増やすために、分別収集の種類を段階的に増やすとともに、減量の目標を明確にしていきます。その際には、区民が取り組みやすいような工夫を行うとともに、区内の流通業者とも協力していきます。

また、ごみを減量するには、必要な量だけを購入することが大切です。そのために、商店街などの協力を得て、はかり売りやばら売りなどを進めるとともに、ごみの減量のメリットなどについて情報提供を行い、区民や事業者の主体的な活動を支援します。

さらに、出すごみの量が少ない人ほどメリットのあるような方法を検討します。

資源リサイクルの拡充

家庭で不用になったものを、リサイクルショップやフリーマーケット※ などを通じ、区民が主役となって再利用することを広げていきます。使えなくなった家電品などは、区民、事業者、商店街などが連携し、再資源化を進めます。

また、修理などをしてモノの寿命を長くするコツや再資源化しやすい形で不用品を出す方法などについて、区民が相互に情報交換をしたり、ボランティア※ が教えたりすることを進めます。

さらに、再資源化商品や環境への負荷が少ない商品の利用を広めます。

３．自然との共生・ふれあい

自然は、生態系の維持や快適な生活環境にとって、かけがえのないものです。江戸川区には、江戸川・荒川の河川敷や葛西のなぎさ、区内を縦横に結ぶ親水公園・親水緑道などがあり、区民が気軽に水と緑にふれあうことができます。これらは、さまざまな花や鳥、魚など、生き物のゆりかごであるとともに、防災に役立ち、大気もきれいにしてくれます。

人は、豊かな水と緑に親しむことでいやされ、うるおいを感じ、心身ともにリフレッシュできます。このような区内の自然を大切にして、ともに生き、ふれあえる心豊かな暮らしと環境を築きます。

水と緑でネットワークする「いのちのオアシス※ 」づくり

江戸川区の特長である親水公園などをさらに親しみやすく、さまざまな生き物が棲みつくことができるように、構造面の見直しも含め、区民とともに整備し、管理を行っていきます。

また、都市環境にうるおいを与えるように、小中学校の緑化をいっそう進め「緑の拠点」とします。さらに、都市の温暖化防止の観点からもビルの屋上などの緑化を進めるとともに、公園や児童遊園も含め「緑の拠点」をいっそう増やしていきます。

このような「緑の拠点」を親水公園や親水河川などで結び、水と緑のネットワークとして区内に張りめぐらし、区民の憩いといやしの場とするとともに、さまざまな生き物や自然とのふれあいにより、いのちの営みや尊さを実感できる場とします。この水と緑でネットワークされる「いのちのオアシス」を、区民やボランティア※ などが主体となり、守り育てていきます。

自然とのふれあいの拡大

水と緑の季節感あふれる環境を整備するとともに、それらとふれあうさまざまな機会をつくっていきます。地域の特性を活かして、ウォータースポーツのイベントを開催するなど、青少年が川や海とふれあう機会をつくるとともに、親と子がいっしょに自然観察や体験学習などを楽しめる機会をつくっていきます。

４．都市環境問題・有害化学物質

工場や事業所からの騒音や振動、自動車による排出ガスや騒音などの問題が、依然として残っています。これに加えて、ダイオキシン※ や環境ホルモン※ などの新たな有害化学物質が、私たちの暮らしに影響を及ぼしてきています。

このような都市環境問題や有害化学物質について、国や都と協力しながら、区民とともに対応していきます。

生活環境の改善と保全

工場や事業所からの騒音や振動などについて、常に環境基準を満たすように、監視・指導を強化します。また、公共交通や自転車、徒歩、環境に対する負荷の少ない車の利用を増やすことなどにより、自動車利用にともなう環境負荷を軽減させていきます。

新たな環境汚染問題への対応

私たちの身の回りの、どこにどんな有害化学物質などの危険物質があるかを情報技術などを活用し、区民に情報提供します。また、危険物質を扱う関連事業所へも周知を行い、適切に管理・処理されるようにしていきます。

５．地球環境への配慮

私たちは、さまざまな電化製品や自動車などを使用することにより、快適で便利な生活をおくっています。しかし、そのために電気やガソリンなどの形でエネルギーを消費し、熱や排気ガスを出すなど、地球に負荷を与えています。

地球環境に与えるこのような負荷をできる限り少なくするように、江戸川区独自の取り組みを進めます。

地球環境を考慮した区民生活の展開

水と緑の自然が豊かで、今後も人口が増える江戸川区の特長を踏まえ、区民一人ひとりが環境のことを考えて行動する「環境の江戸川区」をめざします。そのために、環境にやさしい人ほどメリットがあるしくみや、全国に発信できるシンボル的な事業を進めます。

また、区民の環境意識を高めるために、エコマネー※ などの地域通貨の導入や花と緑を増やす運動など、江戸川区らしい取り組みを進めます。

さらに、雨水、自然エネルギーや小規模分散型の電源などの利用を進めるとともに、交通分野における環境負荷を少なくする努力などにより、まち全体の省エネルギーと環境共生を進めます。

第５節　活力を創造する産業づくり

これからは、高度情報化と地球規模での市場競争がさらに進むものと予想されます。製造業、卸・小売業、サービス業といった業種を問わず、すべての企業が競争力を高め、自ら市場を開拓していく努力が求められます。

一方で、高度情報化や高齢化、環境重視といった社会潮流は、新しい産業を生み出すとともに、産業に新たな役割を求めるようになります。

江戸川区では、このような産業をとりまく環境変化に対応し、区内産業の競争力を高め、時代の要請にも柔軟に対応できる産業を育成し、都市を支える活力を高めていきます。

かつては産業が都市をつくりましたが、これからは地方自治体の産業政策や働きやすく、住みやすい環境の整備などによって、都市が産業を育てる時代に入りました。都市が産業を育て、産業が都市を支える共存共栄関係をめざします。

１．ものづくり産業の活性化

江戸川区には、数多くの製造業（ものづくり産業）があり、その内部で多様な変化が進んでいます。今後、これらの産業が世界規模の市場競争に勝ちぬいていくためには、最先端の技術を積極的に取り入れるとともに、他の企業や産業との連携、産学公による交流、研究開発などにより、産業全体の競争力をさらに高めることが重要です。そして、これからも生産環境と居住環境が調和する住工共存のまちづくりを行っていくことが大切です。

自立型中小企業の育成・支援

江戸川区には、さまざまな分野において高い加工技術をもつ中小企業が多く集積しています。この多様な集積を活かして、より高付加価値化を図り、知の集積として、その存在を高めていかなければなりません。具体的には、首都圏の中心に位置する地理的な特性を活かし、受注型ではなく、企画・提案型の企業になる必要があります。

そのために、既存技術の再評価による新たな分野への適用や新たな技術開発などによる付加価値の高い製品開発への取り組みを支援していきます。また、製品を積極的に流通させるために重要な市場開拓（マーケティング※ ）の抜本的な強化を支援していきます。

企業間連携による競争力の強化

個別の企業がさらに競争力を高め、自立型中小企業になる努力をするとともに、これらの企業が技術開発や市場開拓において相互に連携し、企業群としての競争力を相乗的に高める「ネットワーク型企業群」を形成することが大切です。

そのために、情報技術などを活用して、区内企業間の連携を強化するとともに、区外の企業や業界・組織とも連携を図っていきます。また、新製品・新技術の開発を支援するため、江戸川区周辺の大学や公設試験研究機関などと連携し、交流を進めます。さらに、企業外の人材との連携という観点から、優れた技術をもった退職者などを「ボランティアエンジニア（仮称）」として活用することなどを進めていきます。

ものづくり技術の継承

江戸川区の優れたものづくり技術を途絶えさせることなく、次世代に継承することが大切です。そのために、技術継承者の育成を支援していきます。

また、ものづくり技術を第三者に伝えやすくするための電子化技術の活用などを支援していきます。

さらに、ものづくり体験の機会の拡大などにより、地元のものづくり産業に誇りと関心をもつ区民を増やし、ものづくりの大切さを次世代に伝えていきます。

起業の支援

区内で起業を志す人に対して、人材面や資本面などにおいて起業を支援します。特にものづくり産業を発展させていくために、ものづくり産業の起業家に対する支援を積極的に行っていきます。また、アントレプレナーシップ※（起業家精神）を培う環境を整えていきます。

２．商業・生活サービス業の活性化

商業をとりまく環境は、スーパーマーケットや郊外のショッピングセンター、コンビニエンスストア、各種ディスカウントストアなど、時代とともに新たな競争相手が成長するとともに、海外の大規模資本の進出や電子ショッピングなどの普及が進み、厳しさを増しています。また、区民のライフスタイル※や意識の多様化が進み、消費行動が大きく変化しており、既存商店街や物品販売を主体とした商業は厳しい状況にあります。

江戸川区においても状況は同じであり、商店街などの地域商業は、このような競争に打ち勝つために独自の取り組みを行うとともに、地域の高齢化などの環境変化に合わせた新たな社会的な役割を担うことも期待されています。

新しい商店街への経営革新

それぞれの商店が集客力を高めることが、商店街全体の活性化につながります。まず、それぞれの商店が、顧客のニーズを把握し、取り扱う商品について魅力を高めることが不可欠です。また、情報技術や外部の人材のアイデアなどを活用し、新たな魅力づくりを進めることも大切です。

商店街は単に商品を売るだけの場所ではなく、商品についてさまざまな情報やサービスを提供することが重要です。消費者の購買代理人として、商品に適切な説明を付け、提供していく積極的な販売姿勢が求められます。そして、消費者の知恵袋として、消費者の役に立つ、地域から頼りにされる商店街になることが大切です。

また、空き店舗の有効活用や駐車・駐輪対策、情報化に対する取り組みなど、商店街の機能の向上が求められています。

さらに、周辺住民の高齢化などにともない、共同宅配サービスやさまざまな福祉サービスの拠点機能など、商店街には新たなサービスや役割が求められ、バリアフリー※化も必要になります。

このような環境の変化による、時代の新しい要請に対応していくための取り組みを支援していきます。

３．情報産業・都市型ビジネスの育成

江戸川区は、都心から至近にありながら、オフィス賃料水準が相対的に安いという強みをもっており、情報産業などの都市型ビジネスの立地や就業者の居住が見られます。

江戸川区の新たな活力を創造するために、これらの産業を育成していくとともに、環境関連産業や福祉サービス産業などの新しい都市型ビジネスの育成も進めていきます。

都市型ビジネス起業環境の充実

情報産業などの都市型ビジネスの起業を促すために、江戸川区の立地メリットの情報提供やセミナーなどを行っていきます。また、やる気のある人が少ない資本で起業できるように、オフィス空間を提供するとともに、資金面での支援を充実していきます。

新たな都市型ビジネスの育成

ごみ問題など環境への関心が高まるにつれ、資源リサイクル※（再生利用）やリユース※（再使用）などを受けもつ環境関連産業が成長することが見込まれます。また、高齢の人々や障害のある人々に対する福祉サービス産業も成長しつつあります。

６０万人以上の大きな市場がある江戸川区の特長を活かして、このような環境関連産業や福祉サービス産業などを新たな都市型ビジネスと位置づけ、その育成を進めていきます。

４．都市農業※ の継承

江戸川区の農業は、大消費地に立地している特性を活かし、小松菜、花卉などを中心に、全国でも有数の高い競争力を維持してきました。これからも、地域に根ざしたこれらの産業を、江戸川区の貴重な地域資源として守り、継承していくことが大切です。

特色ある都市農業

小松菜などの競争力のある農産物を生産する意欲ある農家が、安心して営農できるように、土地税制などに配慮しつつ、生産環境をいっそう整えていきます。

また、農業や園芸などに対する区民の関心を高めるため、さまざまな交流の場を増やし、区民とともに江戸川区の都市農業を支えていきます。

さらに、これらを地域の観光資源ととらえ、区内外に広く情報発信していくとともに、販売促進を支援していきます。

５．伝統的地場産業の継承、発展

江戸川区には、伝統工芸品や金魚、花火など、長い歳月と人が織りなす伝統的地場産業が存在します。これからも、これらの産業を独自の文化として次代に継承していくことが大切です。

また、金魚は貴重な地域資源、そして伝統として保存していくことが必要です。

江戸川文化としての伝統的地場産業

伝統的地場産業を江戸川区の観光資源として活用し、伝統文化として世界に発信していきます。

また、伝統工芸品は、国や都などと協力し、その振興を図っていきます。

６．次代の産業を担う人材の育成

江戸川区の産業の活力を維持・発展させていくためには、次代の産業を担う人づくりが大切です。特に中小企業においては、経営や技術を引き継ぐ後継者の育成が必要です。

江戸川区は、これからも、子どもや区内中小企業などで働くさまざまな国の人々の増加が予想され、労働力に恵まれています。このような江戸川区の特長を活かし、次代の産業を担う人材を育成していきます。

学校と地域の連携による産業教育の充実

区民が子どもの頃から地域産業への関心を養えるように、学校と地域が一体となり、総合学習での職業体験やインターンシップ※ による就業体験の機会を広げるなど、産業に関する教育を充実していきます。

７．新たなパートナーシップ※ の確立

これからの産業政策は、産業側の主体性を尊重し、産業を下支えするものとして実施する必要があります。また、具体的な施策の実施にあたっては、産業側のアイデアを積極的に取り入れるなど、産業界と区の新たなパートナーシップの確立をめざしていきます。

産業の主体性を重視した行政システム

産業政策の立案にあたり、産業側の意見はもとより、区民の意見もさらに取り入れ、参加の場を広げます。また、企業自身が経営戦略などを判断、意思決定しやすいように、情報技術などの活用により、さまざまな情報をタイムリーに発信していきます。さらに、企業の機動性や柔軟性、創造性をより発揮できる多様な施策や産業像などを提案するため、区内産業や専門家、商工会議所などの団体とともに、知恵を出しあっていきます。

８．働く意欲あふれる環境づくり

江戸川区の産業を支える中小企業で働く人々が、健康でいきいきと働きつづけられる、働きやすい環境づくりを進めることが大切です。また、中小企業で働く人々が生涯にわたり、豊かな生活をおくることができるように、働く場を確保していくことにより、暮らしやすいまちをめざしていきます。

働く意欲あふれる環境づくりの推進

地域経済の担い手である中小企業の躍進、さらには地域社会の活性化のために、生活の安定や健康の維持増進、自己啓発、余暇活動など、働く意欲のあふれる環境づくりを進めていきます。

また、中小企業の特長を最大限に発揮できるようにしていくことで、優秀な人材の確保とモラールの向上を図っていきます。

多様な就業の場の確保と支援

さまざまなサービスの提供者としてＮＰＯ※ などの役割が広まり、その活動が活発になっていくことを踏まえ、ＮＰＯなどを区民の自己実現の場として、また雇用の場として位置づけ、その活動がより活性化するように支援していきます。

また、区民の就業意欲を活かすため、短時間労働やワーカーズ・コレクティブ※ など、多様な就業のしくみを普及させていくとともに、地域社会に貢献する働き方の輪を広げていきます。

第６節　区民の暮らしを力づよく支えるまちづくり

江戸川区は、これまで、区民と力をあわせて、国や都の事業も積極的に導入し、総合的・計画的に、安全で快適な暮らしやすい理想のまちづくりを進めてきました。１０００haにおよぶ土地区画整理事業※、葛西沖開発事業、小松川防災市街地再開発事業、下水道事業、地下鉄東西線・新宿線の開通、環状７号線の整備などにより、かつての本区の姿から想像できないほど変化し、快適環境が確実に整いつつあります。

今後も、地下鉄新宿線駅周辺地区の土地区画整理、都市計画道路、密集市街地の整備など、都市基盤にかかわる事業を着実に進めていかなければなりません。

本区は昭和４５年の事務所制度発足以来、小松川・平井、中央、葛西、小岩、東部、鹿骨の各地域でそれぞれの生活圏が次第に形成され、さらに地下鉄新宿線の開通以降、いっそうまとまりのある生活圏となってきました。また、昭和６０年策定の「江戸川区長期計画」で、区役所から船堀駅周辺までを区中心軸、ＪＲ総武線、地下鉄東西線・新宿線の各駅周辺を地域中心核と位置づけ、その形成を図ってきました。

これからは、区民が６地域の生活圏で住み、働き、楽しみ、学ぶことなどが充足できるようにするとともに、この生活圏を基礎としながら互いの交流を深め、区全体の魅力を高めていくことが大切です。

同時に、暮らしやすさや快適さをさらに高めるため、いっそう都市基盤の整備充実と維持向上を進めるとともに、区民が住み続け、区外の人々も思わず訪れたくなるような魅力的な江戸川区を築いていくことが大切です。そのため、水や緑、都市施設や景観、まつりやイベントといった地域の資源と個性をいかに活用し、質を高めていくかが重要です。

そして、さまざまな都市災害にそなえて、都市基盤の整備やその他の備えを十分図るとともに、区は区民や関係機関と一体となって、災害に強いまちづくりを進め、交通安全や防犯にも十分対応していくことが大切です。

また、地域のそれぞれの課題について、まちづくりの主人公である区民が参加し、その解決法などをつくりあげるための場づくりなどが重要です。

１．都市基盤の充実・質の向上

江戸川区の都市基盤の整備は着実に整いつつあります。しかし、地域には多くの課題もあります。これらの課題を解決するため、今後いっそう、都市基盤の整備充実を進めるとともに、適切な維持管理を図ります。

土地利用と市街地整備

江戸川区は、住居と工業、商業、農業が共存する職住近接の都市です。今後も市街地の構成や土地利用の変化を適正に誘導し、区民とともに地域の特性を活かした、計画的なまちづくりを進め、安全で活力あるうるおいに満ちた都市の形成をめざします。

住居系市街地については、区民が安心して快適に暮らせる良好な住環境を形成する土地利用の誘導を図ります。

工場とマンションなどの住宅が混在する市街地については、住工共存の環境づくりに努めます。

商業系については、駅周辺や既存の商店街の活性化に努め、利便性、快適性を高めるとともに楽しめる場の形成を促進していきます。また、沿道複合地区は、交通の利便性など立地特性を活かし、商業やサービス施設の立地を図るとともに、都市型住宅を整備し、にぎわいのある高度利用複合市街地として誘導していきます。

農地については、貴重な緑地空間や防災上のオープンスペース、さらには、区民生活にうるおいを与える農ある風景の空間として可能な限り保全・継承に努めます。

また、まちの質を高めるために、建替え時期を迎える公共施設の更新や時代に適応した機能追加を行うとともに、区道や公園を計画的に維持管理します。

木造密集市街地※ の改善

木造住宅密集地区については、密集住宅市街地整備促進事業※ 、市街地再開発事業、都市防災不燃化促進事業や地区計画※ など、地域特性に合ったさまざまな手法を活用し、住環境の改善・防災性の向上を図ります。

特に市街地の総合的改善を図る必要がある駅周辺地区などにおいては、防災性の向上、快適な街路空間やオープンスペースの整備、居住機能の確保をするため、市街地再開発事業などを活用した面的整備を進めます。

混在型市街地の環境整備

工場やマンションなどの住宅が混在した地域については、土地利用方針のもとに地区ごとの状況に応じた生産環境と居住空間が調和する、活力ある、共存できる環境づくりを図ります。

土地区画整理事業を施行すべき区域※ における市街地整備

安全で快適な住環境を確保するため、市街地の改善・整備の必要性が高い、現在事業中及び準備中の地下鉄新宿線駅周辺地区の土地区画整理事業※ を進めます。

また、その他の土地区画整理事業を施行すべき区域については、地区計画による誘導を基本として、建物の共同化や細街路※ 整備など多様な手法で、それぞれのまちの現状を踏まえ、市街地整備を進めていきます。

地区計画などの推進による市街地整備

区民の理解と参加に基づき、良好な市街地の形成や環境の保全をめざして、地区計画による誘導を基本として、地区特性に応じた協働型のまちづくりを進めます。

大規模公園予定地の整備

篠崎公園と宇喜田公園は、市街地におけるうるおいとやすらぎのある緑の拠点として、また、スポーツやレクリエーションの場、災害時における防災活動の拠点として、実態に即した公園整備計画の推進に努めます。

地域生活圏と中心核の整備

区内の６つの地域がそれぞれ快適性、利便性、安全性を高め、誇りと愛着をもって生活できるよう、地域中心核の整備を基本に、各種の事業を活用し総合的に整備し、江戸川区全体の魅力を高めていきます。

２．利便性の高い道路、交通、情報ネットワークの整備

体系的な道路ネットワークや公共交通機関を効果的に整備し、多様な交通手段を活用して、誰もが安心して快適に移動できるまちづくりを進めます。

また、区民などの多様な交流や社会参加が、より簡単で活発になるように、あらゆる施設のユニバーサルデザイン※ に努めるとともに、情報通信の利便性の高いまちをめざします。

道路ネットワークの形成

環状７号線などの広域幹線道路、地域幹線道路の整備、地下鉄東西線や新宿線、京葉線の建設などにより区内の交通利便性は各地域とも格段に向上しています。このことにより、区民が今まで以上に、活発に交流するための条件が整いつつあります。

交通、防災、緑のうるおい、ライフライン※ 収容など道路のもつ多様な機能を整えながら、さらに利便性の高い道路ネットワークを形成することで、いっそう活力ある魅力あふれた都市が実現できます。このため、既定の都市計画道路など各地域をつなぐための地域幹線道路の完成をめざすとともに、橋梁の建設などによって隣接都市との交通連続性を高めるよう積極的に促進します。

また、身近な生活道路を安全で快適な魅力あるみち空間として整備します。

さらに、交通渋滞の解消、環境保全などのための自動車交通量の抑制や道路網の効率性・安全性の向上を図るため、国や都、近隣自治体と協力して広域的な対応に取り組んでいきます。

鉄道の整備

南北交通を充実し、利便性の高い交通網を形成する新たな交通手段として、メトロセブンの導入を積極的に進めます。

また、交通渋滞を解消し、区民の日常生活の利便性、安全性などを向上させるため、京成線の立体化について関係機関に働きかけます。

さらに、誰もが利用しやすいように駅周辺施設を含め、ユニバーサルデザインに努めた環境づくりを推進します。

楽しく快適に移動できる交通

交通渋滞の解消に向けた道路整備と多様化する利用者の実態を踏まえ、区内交通を支えるバス交通網の充実を図ります。

また、地域生活圏内で容易に移動ができ、区内の魅力的な場所に気軽に行きやすいような交通環境を整えます。そのために、住宅・公共施設･交通施設のユニバーサルデザインに努め、誰もが安全に行動できるやさしいまちづくりの整備を進めます。

そして、誰もが楽しく移動できるコミュニティバス※ などや、健康的で環境にもやさしい公共レンタサイクル※ などを導入します。

さらに、自転車を利用しやすいように、自転車専用レーンなどや駐輪場の整備を進めていくとともに、徒歩や自転車などの移動を優先するため自動車の利用を地区単位で少なくしていくためのしくみの導入を図っていきます。

そして、人々が安全で快適に通行しやすいように、自動車や自転車の利用マナーの向上に努めます。

情報通信ネットワーク化の推進

地域情報化を進めるため、地域への情報システムの整備や社会的に整備の進んでいる情報通信基盤の活用を積極的に進めていきます。

また、区民誰もが気軽に情報に接し、活用できるようにしていきます。

３．地域の魅力を高めるまちづくり

江戸川区には、豊かな水辺や緑など、さまざまな都市の資源と魅力があります。それは、区内の各地域に多様な形で存在しています。それらを再認識し、区民みんなでその価値を育て、まちづくりに活かしていくことが大切です。

また、交通事故や犯罪などの不安がなく、安心して暮らせる環境をつくり、魅力の高いまちづくりを進めることが重要です。

緑の充実

緑は、都市生活に落ち着きやうるおいを与え、やすらぎあふれる自然環境を創造するための大きな役割を果たします。そのため、公園、河川敷、緑地、学校、道路など、いっそう緑の充実と質の向上を図るとともに、農地、寺社や屋敷林の保全、住宅建設時の緑化誘導など、幅広く取り組んでいきます。

また、区民が緑に積極的にかかわり、主体的に活動できるしくみをつくります。

水辺環境の充実

親水河川整備を推進し、地域の憩いの場となるような利用を進め、親水公園、親水緑道の特色を活かし、水辺空間をネットワーク化します。

新中川の水景軸※ は、魅力ある橋梁空間と水辺の総合的な整備計画の推進に努めます。

また、船着場の整備を促進し、緊急時などにも活用できる舟運の普及に努めます。

さらに、葛西臨海公園や江戸川、荒川などの広大な空間と自然環境を活かし、誰もが安心して楽しめる河川空間づくりや自然豊かな環境保全に努めます。

美しい都市景観づくり

住む人が愛着を感じ、訪れる人にもやすらぎとうるおいを与える魅力ある都市空間を形成するため、水辺空間や緑地空間など優れた景観を積極的に守り、育てるとともに、市街地との調和を図ります。

そして、地域生活圏それぞれの特色ある景観づくりに取り組みます。区民や事業者の景観に対する意識啓発を行うとともに、自主的な取り組みを支援していきます。

また、まち全体がまち並みとしてまとまりを持ち、地域の個性を活かしながら、秩序ある景観を保つことが大切です。このため、駅周辺や幹線道路の修景などの優れた都市空間の創出に向け、区民や事業者と一体となって取り組んでいきます。

さらに、景観と防災の観点から電線類の地中化を進めます。

加えて、環境に配慮した循環型社会を目指して、ごみの減量やリサイクル※ など区民主体による清潔で快適な環境づくりを進めます。

住みよい永住できる居住の推進

まちは、住みつづけたい人がいつまでも住めるということが重要です。そのために、世帯構成やライフステージに合わせた住み替えができるように、多様で良質な民間住宅の供給を誘導・支援していきます。

また、住宅の建替えや改善、維持管理などに関する適切な相談・助言などにより、住宅の質の維持・向上を図り、安全で健康に配慮した住宅の建設を誘導します。

さらに、区民が快適に住み続けられるように、地域の特性や課題に応じた良好な住環境の整備を進めます。

そして、住宅に困窮する人々が安心して住み続けられるように、多様なしくみづくりを進めます。

安心して生活できるまちづくり

まちは、誰もが交通事故や犯罪被害に遭わないように、安心して暮らせることが大切です。そのため、安全で快適な道路環境や歩行者空間を確保するなど、交通安全施設の充実を図ります。

また、関係機関と連携し、各年代に応じた交通安全啓発を実施します。

さらに、コミュニティによる安心・安全の確保を進めるため、日頃から区民の防犯意識を高め、小さな地区単位のしっかりしたコミュニティをつくり、警察・消防などと連携し、地域ぐるみの防犯まちづくりを進めます。

歩いて楽しめる個性あるまち

まちの魅力を満喫し、心身ともにリフレッシュできるように、歩いて楽しめる空間づくりを進めます。そのために、親水公園・親水緑道や大規模公園、健康の道※ などをネットワークした「緑の回廊※ 」を整備します。

また、沿道や緑道沿いにオブジェなどを設置するなど、ゆったり過ごせる空間を整備します。

魅力のあるところに人は集まり、にぎわいが生まれます。人通りが絶えない商店街やつい足を運びたくなる駅前空間など、区内ににぎわいのある拠点づくりを進めます。

また、季節ごとに行われる行事や伝統芸能など、人々が集い、地域の誇りや心のよりどころとなる、地域の風物詩づくりを進めます。

４．安全で災害に強いまちづくり

江戸川区はかつて水とたたかい、都市を水から守ってきた歴史をもっています。区民の「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を高め、区民と区の役割を明確にし、区民や関係機関と一体となって、さまざまな災害に強いまちをつくっていきます。

防災まちづくり

区民が安心して永住するためには、震災や風水害などの災害に強い都市をつくり、区民の生命、財産を守ることが不可欠です。そのためには、まず土地区画整理事業※ 、木造密集市街地※ の改善、都市計画道路、公園など都市基盤を計画どおり整備することが基本となります。

また、ライフライン※ 、橋梁、堤防などの耐震性の強化、建築物の不燃化や耐震性の向上を図ることが大切です。

整備にあたっては、道路や親水公園、緑道は避難路となり、公共施設や大規模公園、河川敷は

避難場所となることを前提に進めていくことが重要です。

また、異常豪雨や台風などによる浸水災害を防ぐため、公園などの公共施設や民有地の雨水流出抑制施設の整備促進、透水性舗装※ などを整備するとともに、国、都、関連自治体と協力し、総合治水に取り組みます。

さらに、いっそうの防災性と水辺環境の向上を図るため、市街地整備にあわせ、江戸川、旧江戸川、荒川・中川の高規格堤防※ （スーパー堤防）の整備促進に努めます。

防災体制の充実

災害は突然おとずれます。大震災をはじめ、さまざまな災害を想定し、体制を整えておくことが重要です。

そのため、区民誰もが、避難所や備蓄物資の運営・利用などに関する情報を日頃から認識し、被災時における活動が円滑に行えるようなしくみづくりをしていきます。

また、災害時における情報収集・伝達や救援・救護のための体制などを充実するとともに、防災関係機関との連携の強化を図ります。

さらに、救援・救護活動用物資の備蓄、避難生活の支援、心のケアに関する体制などの充実を図ります。

みんなで守るまちづくり

災害時において、被害を最小限におさえるためには、区民一人ひとりの防災意識を高めることが大切です。

そのため、さまざまな場で防災に関する情報や学習機会を提供します。

また、自主防災組織を支援するなど、地域の防災力の向上を図ります。

特に高齢の人々や障害のある人々など、災害弱者がとり残されないように、まちぐるみの避難援助体制を整えていきます。

第５章　基本構想の実現に向けて

第１節　基本計画及び実施計画の策定

基本構想は、江戸川区の２０年先を見通したあるべき姿への道標を示したものであり、その実現は基本計画及び実施計画の策定によって図られることになります。

基本計画では、基本構想の具体的実現への道筋が示されます。基本計画の内容は、平成１４年度（２００２年度）を初年度とする１０ヵ年の事業を計画化したものであり、その個々の事業を実施するため、３ヵ年の実施計画を策定します。

第２節　変化への柔軟な対応

将来都市像と基本目標は、２０年をかけて区民と区が一体となって実現していくものであり、その際には、社会経済の変化に配慮する必要があります。

２１世紀の社会経済は、高度情報化と技術革新などにより、変化が急速であり、その影響が地球規模に広がります。したがって、これからの社会経済を見通すことは難しく、どのような変化に対しても柔軟に対応していくことが求められます。

基本計画に示される施策や事業は、将来都市像と基本目標の実現という一点を見定めて、社会経済の変化を織り込みつつ推進し、区民参加を得て、弾力的に見直すことが重要です。

また、実施計画は、基本計画に盛り込まれた事業が適切に実施されるように策定するものであり、これも必要に応じて修正または改訂を加えるものとします。

第３節　横断的取り組み

この基本構想の実現のため、区はこれまで以上に次のような取り組みが必要です。

基本的施策の中で、「学ぶ」ことが人生の各場面で求められています。その実現には、大学や専門機関、学識経験者などの幅広い方々の理解と協力、区民の参加を得つつ、区の各セクションが横断的に取り組んでいかなければなりません。

次に、ボランティア※ 、ＮＰＯ※ などの活動は、基本的な施策の中で重要な役割を担い、地域を豊かにするとともに、区民一人ひとりの生きがいを充足します。その活動は、区の各セクションに幅広くまたがるもので、区はパートナーとして、総合的に支援することが大切です。

さらに、情報がもたらすメリットは大きなものがあります。情報が十分に利用できないと生活に支障をきたすような社会になっていきます。区民誰もが各分野で必要とする情報を利用できるようにするとともに、被害や不利益を受けた場合の相談などを含め、幅広い相談に、区の各セクションが横断的に取り組み、その体制を確立していかなければなりません。

第４節　区政の区民本位で効率的な運営

この基本構想を実現するために、区民が主役となりつつ、区がさまざまな役割を担う必要があります。

区政の運営にあたっては、上記のような社会経済の変化に対応できる柔軟な組織形態をめざすとともに、区政は常に区民のために行われる、という点を重視し、区民本位の行政サービスをめざす必要があります。また、同じ予算でできるだけ大きな効果を生むように、効率的な財政運営をめざします。

このような区民本位で効率的な財政運営を実現するために、区政の透明性を高め、情報公開を推進し、その達成度を客観的に示すことができる「行政評価システム」の導入を行います。また、柔軟な組織形態と効率的な財政運営のもとで、区民本位の行政サービスができるように、情報技術を積極的に活用した「電子自治体」を実現していきます。

また、地方分権がさらに広がりを見せる中で、区民に最も身近な基礎的自治体として、自主性、自立性の向上に努め、施策や事業、税財源、組織・人事制度などに関して、区民の視点に立った独自の取り組みを速やかに実施していきます。

さらに、区だけでは解決できない課題については、他の自治体、都、国などとの連携、協力を進めます。

第５節　信頼と協働による構想の実現

この基本構想は、区民と区がともにめざす目標であり、信頼に根ざした区民と区の協働があって、はじめて実現するものです。

この構想の実現のためには、区民、地域社会、ボランティア※、公益法人、ＮＰＯ※、事業者などと区のそれぞれの役割を明確にし、おのおのがその役割を責任をもって果たし、果敢に挑戦することが求められます。

区民は、自らの手で自分たちのまちをつくるという視点に立ち、まさに主人公として、構想実現のための役割を果たしていく義務があります。区は、区民がこのような活動をしやすいように、環境を整えたり、必要な支援をしていきます。

このような信頼と協働の体制を築くためにも、区は情報公開を積極的に進めるとともに、情報技術も活用し、区民の意見を幅広くきくためのしくみを整えます。

江戸川区基本計画

第１章　基本計画の前提

第１節　基本計画の役割

基本計画は、基本構想に掲げる「将来都市像と基本目標」を実現するための基本的施策を体系化したものです。そして、計画期間内に区が行う施策の内容、方向、手法などを明らかにし、基本構想の実現への道筋を示しています。

また、この基本計画は、区民の参加を得て、区民と区が協働することではじめて実現するものです。

この実現のためには、区民と区は、お互いの特性と能力に応じた役割を分担し、それぞれが責任をもってその役割を果たす必要があります。

したがって、この基本計画は、区の行財政運営の基本的指針であるとともに、区民が積極的に区政に参加し、区民と区がパートナーシップに基づき、協働しながらまちづくりを進めていくための指針ともなります。

同時に、国・都をはじめ事業者、ＮＰＯ※ などが江戸川区にかかわる施策・事業等を行うにあたって、調整・誘導するための指針としての役割をもちます。

第２節　基本計画の期間

基本計画の期間は、平成１４年度から平成２３年度までの１０ヵ年とし、原則として現行の行財政制度を前提として策定します。

第３節　基本計画の位置づけ

基本計画を基本構想、実施計画、予算との関係で、次のように位置づけます。

基本構想

これからの２０年間に、区民と区がともにめざすべき江戸川区の将来都市像と基本目標を明らかにするとともに、これを実現するための基本的な考え方や施策を示すものです。

基本計画

基本構想を実現するために、平成１４年度から平成２３年度までの１０か年間で区が行う施策や事業を体系化・計画化するとともに、その進め方を示すものです。

実施計画

基本計画を、現実の行政の中でどのように実現していくかを明らかにする３か年計画で、予算編成の指針となるものです。

予　　算

政策目標を実現するために、予測される収入・支出を見積り、行政施策を具体的に金額で表した１年間の計画です。

なお、基本計画は、計画期間中に社会状況や行財政条件の大幅な変化が生じた場合には、その変化に柔軟に対応するために、区政についての情報を公開しつつ、幅広い区民の参加を得ながら、弾力的に見直すものとします。

また、実施計画についても、３年ごとにその進行状況を確認し、必要に応じて修正を加えます。

人口フレーム

将来人口について、次の計画指標を設定します。

各年１月１日　単位（人）

年度	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
0～14歳	91,531	92,400	94,700	95,500	97,300
15～64歳	460,018	464,100	450,900	441,000	434,200
65歳以上	74,954	94,900	115,000	134,000	139,100
合計	626,503	651,400	660,600	670,500	670,600

※２００５年以降は推計値です。

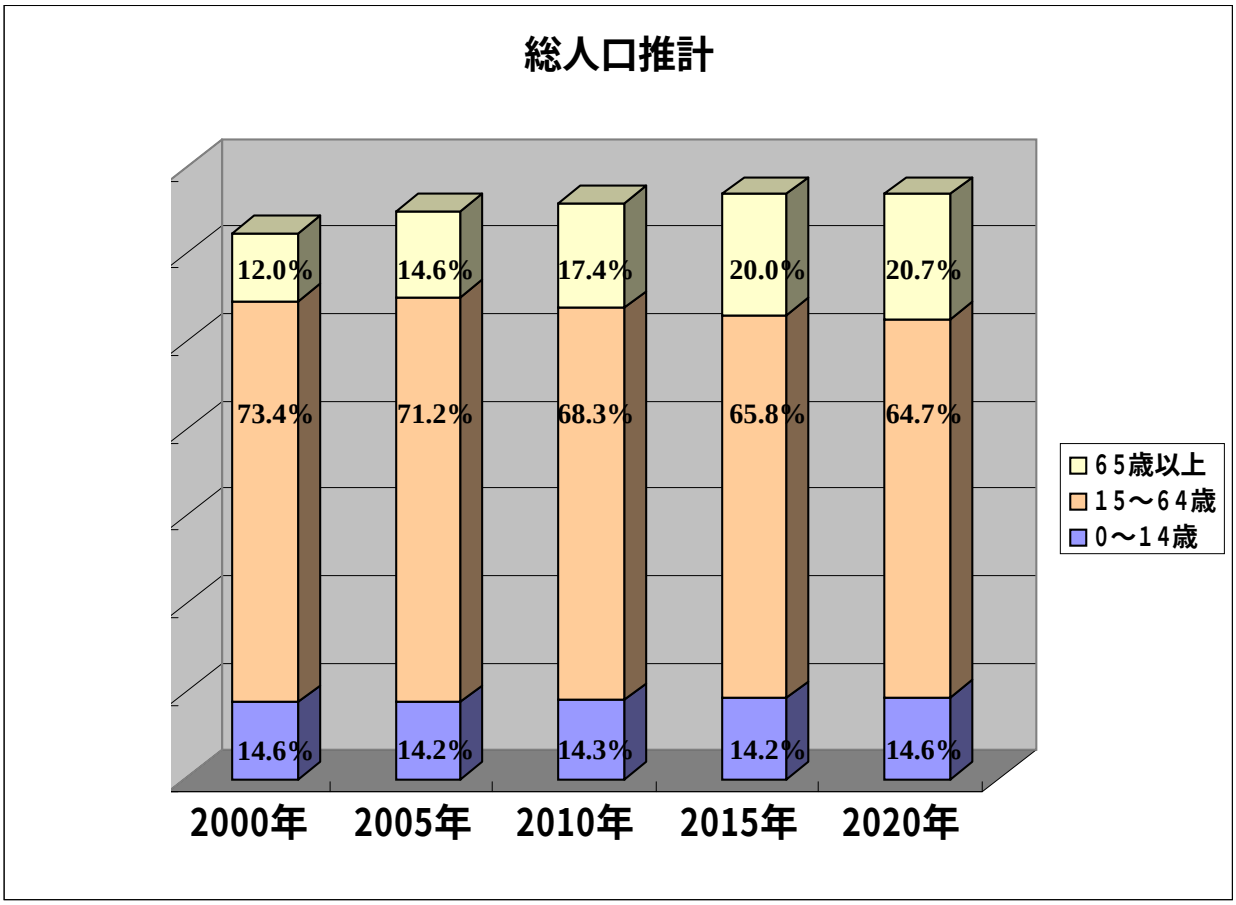

２） 財政フレーム

財政フレームは、この計画の実効性を確保するための財政的裏付けとして、平成１４年度から１０か年を推計しました。

推計にあたっては、現行の行財政制度を前提として、国や都の財政見通し、人口の伸びその他経済、社会状況の変化などを考慮しました。

その内訳及び算定方法は、次のとおりです。

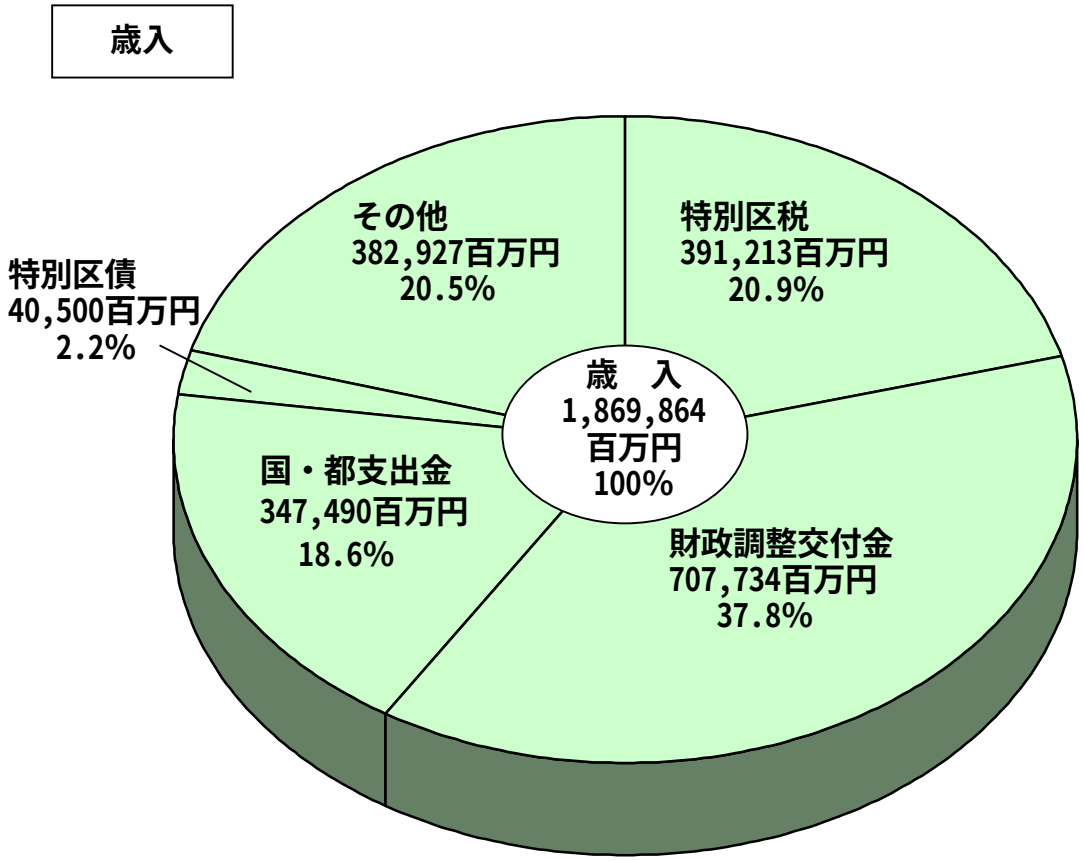

＜算定方法＞

①特別区税は、過去の収入実績を踏まえるとともに、今後の経済動向、人口などを考慮して算定しました。

②財政調整交付金は、過去の実績を参考に、調整３税の動向などを考慮して算定しました。

③国・都支出金は、過去の実績を参考に、歳出との相関を勘案して算定しました。

④特別区債は、将来に及ぼす財政負担を考慮し、健全財政を堅持しつつ、施設整備、用地取得、減税補てんなどの適債事業への活用を図りました。

⑤その他については、過去の実績を基礎に算定しました。

歳出

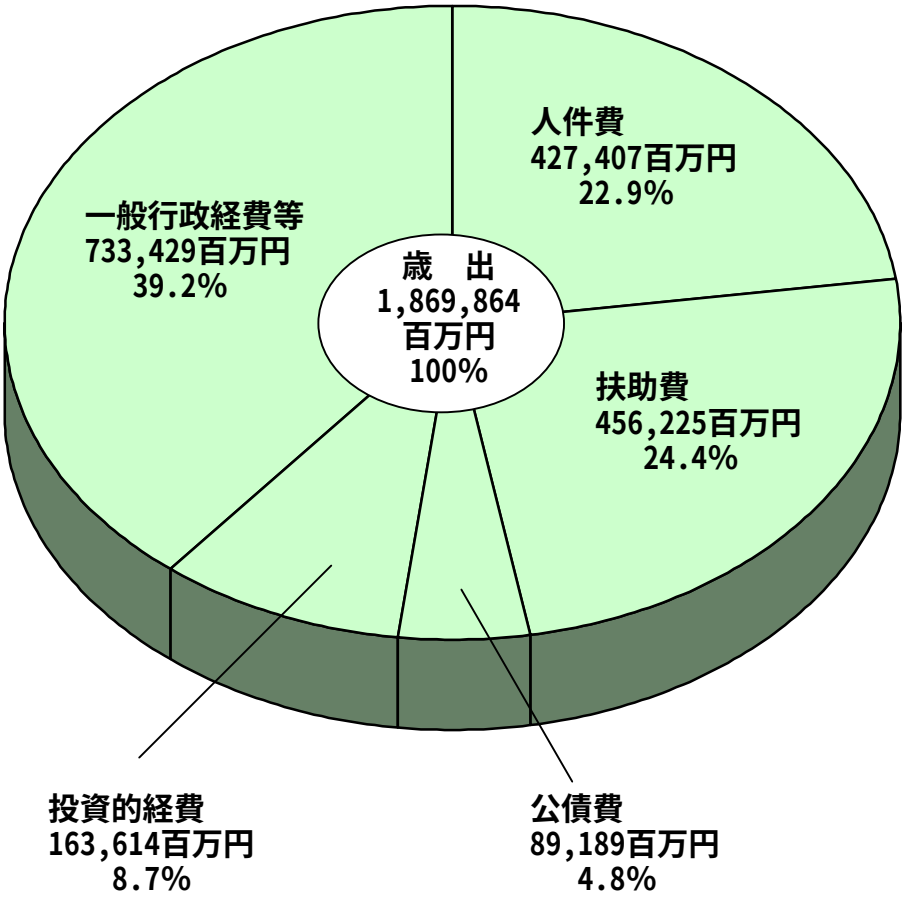

＜算定方法＞

①人件費は、再任用制度を積極的に活用しながら、新規採用の抑制や退職者数の見込みなどを考慮して算定しました。

②扶助費は、過去の実績を参考とし、人口などの伸びを基礎に算定しました。

③公債費は、既発行分及び施設設備等に伴う新規発行債の元利償還額を見込んで算定しました。

④一般行政経費等とは、物件費、維持補修費、補助費などのことです。経費の節減を前提とし、人口の推移などを勘案して算定しました。

⑤投資的経費は、生活の質を高める都市基盤整備を中心に算定しました。

第２章　基本計画の内容

第１節　未来を担う人づくり

＜施策の背景＞

いつの時代でも、子どもはそれぞれの家庭にとってだけでなく、社会全体あるいは人類の宝であり、希望といえます。変化の激しい２１世紀の新しい社会において、子どもたちが夢を持ち、個性や能力を伸ばし、自主性、自立性を高め、社会性に富み、人間性豊かに育っていくことが大切です。

１．家庭教育の充実

家庭は、子どもにとって最も大切な生活の場であり、今後も子どもが増加する本区では、家庭教育がしっかりしていることが何より大切です。一方で、家族形態やライフスタイル※ が多様化し、時代が大きく変化する中で、親が子育てを行うことはこれまで以上にむずかしさを増しています。

親になる人や現に子育てを行っている人が、父親・母親としての自覚と自信をもてることが大切です。子どもの手本となる親であるように、子育てに関する学びや相談に対するニーズが満たされるとともに、働く親が増加する中で、さまざまな形で子育ての支援を行うことが必要です。

２．地域での次代を担う人づくり（地域教育の充実）

本区では、多くの地域ボランティア※ がスポーツや子ども会などの活動を通じて、子どもたちの教育を担っています。また、親水公園や身近な公園などが親と子の貴重なふれあいの場として活用されています。さらに、多様な都市の顔をもつ本区は、町会や自治会などのコミュニティがしっかりしており、地域が子どもを教育していく環境に恵まれていると言えます。

今後、本区では人口がさらに増加し、住む人とそのライフスタイルがいっそう多様化する中で、「地域の子」が地域に愛着を持ち、次代の地域社会を担う人材となるように、地域の人々がともに支えあって教育していくことが大切であり、これを支えるさまざまな施策を実施することが重要です。

３．多様な保育サービスの提供

本区では、現在、０～２歳児の低年齢期は家庭で保育する世帯が多く、また、３～５歳児の幼年期はその９割以上がほとんど集団保育されています。

近年、低年齢児保育のニーズが高まり、すぐに入園できない子どもがいます。また、女性の就労の増加などライフスタイルの多様化にともなう、低年齢児保育、延長保育※ などのニーズも増加してきています。これらのニーズに柔軟に対応していくために、民間や区民ボランティアの協力を得てさまざまな施策を展開していくことが大切です。

４．２１世紀にふさわしい学校教育の推進

２１世紀は、地球環境問題、資源エネルギー問題、食糧問題など人類の生存基盤をおびやかす問題がさらに厳しさを増す時代になると予想されています。また、子どもをとりまく環境の急激な変化の中で、受験競争、いじめや不登校などの課題も一部にみられます。こうした中で次代を担っていく子どもたちが、未来への夢や目標を抱き、創造的で活力に満ちた豊かな社会をつくるために果敢に取り組み、世界の中で信頼される人間として成長するように、地域社会全体で支えていくことが重要です。

学校は、家庭とは異なる集団での教育の場であり、「学習の場」であると同時に子どもたちの「生活の場」です。これからは、情報技術の発達などにより、学校のあり方が大きく変わり、優れた授業のやり方が広く共有されることが考えられます。

本区では、このような学校教育における変化に対応し、家庭、地域と連携した新しい時代にふさわしい学校づくりを推進していきます。

＜施策の体系＞

１．家庭教育の充実

◆子どもの手本となる親であるために

①親のあり方を学べる場の整備
②親が自信をもつために
③家庭に対する支援

２．地域での次代を担う人づくり（地域教育の充実）

◆地域教育の土台づくり

①地域で子どもの教育に責任をもつ意識の形成
②地域教育力の担い手づくり

◆地域教育の環境づくり

①親子・親同士がふれあえる環境づくり
②地域の人々とふれあい、のびのび遊べる環境づくり
③夢と好奇心をはぐくむ児童館づくり

◆地域での安心できる子育て支援

①ファミリーサポート制度※　の充実
②地域における子どもの居場所づくり
③幼児・児童虐待防止体制の充実

◆青少年の地域社会の一員としての自覚づくり

①多様な活動機会・場の提供・支援
②相談体制の整備
③健全育成団体の支援、指導者の育成
④青少年のための社会環境づくり

３．多様な保育サービスの提供

◆人間性の基礎を培う家庭的保育の推進

①保育ママ制度の充実
②家庭的保育の多様なしくみづくり

◆社会性の基礎を培う集団的保育※　の推進

①集団的保育の推進
②地域に開かれた保育施設の施設整備
③幼稚園・保育園の充実

◆多様な保育サービスのネットワーク化

①保育サービスの多様化
②保育人材の充実
③保育サービスの窓口整備
④保育サービスに対する第三者評価※　への取り組み

４．２１世紀にふさわしい学校教育の推進

◆自立心をはぐくむ特色ある学校づくり

①２１世紀にふさわしい教育内容の充実
②教員の資質の向上
③学校ごとに特色のある教育の展開
④教育環境の整備

◆笑顔で通える学校づくり

①生き生きと学ぶ学校づくり
②校内での相談体制の充実
③障害児教育の充実

◆開かれた学校づくり

①学校と家庭、地域、関係機関との連携強化
②子どもの居場所づくり
③地域の人々が集う学校づくり

＜施策の内容＞

１．家庭教育の充実

◆子どもの手本となる親であるために

①親のあり方を学べる場の整備

（親になるための節目学習）

親になる前から、親としての心がまえ、知識、技術などを学べるように、成人や結婚などの人生の節目の時期に「江戸川総合人生大学（仮称）」などにおいて、親の役割、子どものしつけの仕方、発達・健康、子どもとのかかわり方などについての学習機会を提供します。

また、妊娠期の親や幼い子どもをもつ親などに対する、母親学級、親子学級などの充実を図ります。

（子どもとの交流の支援）

親が子どもと交流しながら、また他の親と交流しながらお互いに子育ての仕方が自然に身に付くように、学童クラブ、児童館、保健所、子育て相談センター※ などを活用した子育てひろば※ の拡充を図ります。

また、親が子どもの心の状態などをより理解できるように、親と子のコミュニケーションを助ける高校生・大学生などのボランティア※ の活用を進めます。

（児童生徒の頃からの体験学習）

兄弟をはじめ年齢の異なる子どもとの交流機会が豊かでない児童生徒のために、幼稚園、保育園、学校などが協力して、保育体験などにより幼い子どもとふれあえる機会を充実します。

②親が自信をもつために

（子育てに関する情報提供の充実）

妊娠期や子育て期においては、相談までには至らない小さな不安や心配を解消するために、身近なところで簡単に子育てに関する情報を得られる環境づくりを進めていきます。そのために、妊娠・子育ての悩みや心配に対する情報、保育園・幼稚園などの施設紹介、医療機関の紹介など、一元的に集約した子育て関連情報を、多様なメディア※ を活用して提供していくしくみづくりを進めていきます。

（区民がつくる子育て相談ネットワーク）

親のあり方や子育てに不安をもった時などに、日常的に気軽に情報交換したり相談できるように、情報技術の活用などさまざまな方法による「子育て井戸端会議（仮称）」の支援を行います。

また、家庭教育のための学習会や親同士の交流の機会づくりなどを行う、家庭教育サークルの活動支援を充実していきます。このようなサークルを活用して、区民の家庭教育のリーダーを育成していきます。

（専門的な相談システムの充実）

子育てに関する相談に対応するため、妊娠に関する相談や親の視点から見た健康管理、栄養指導などの総合的な相談窓口として、子育て相談センターの機能の充実を図るとともに、「コミュニティライフ・サポートセンター（仮称）」を整え、ボランティア※ や専門スタッフによる子育て相談を行っていきます。

また、子育てなどの悩みにより心の健康に不安を感じた時に、２４時間体制で専門のカウンセリング※ が気軽に受けられる「心の元気回復センター（仮称）」を整えていきます。

さらに、子育てについて育児、発達相談、健康管理、栄養指導など総合的な見地からアドバイスできる「子育てアドバイザー（仮称）」を保育園、幼稚園などを核に育成していきます。

（総合的な子育て相談システムの構築）

子育てに関する相談については、「現場の保育関係者に相談→子育てに関する相談窓口→専門の相談機関」という３ステップの連携を強化し、総合的な子育て相談システムを構築します。また、寄せられた相談内容の情報は、子育てに関する情報提供のために活用していきます。

③家庭に対する支援

（家庭の事情に応じた支援）

ひとり親家庭を支援するため、専門の相談員による相談業務の充実や、自立生活支援のための資金貸付・家事援助サービスの充実、さらに、母子生活支援施設※ の充実を行います。

（子どものショートステイサービス　※などの充実）

親が病気などで一時的に育児ができない場合の子どものショートステイサービスなど、これらを支援するファミリーサポート制度※　の充実を図ります。

（経済的な支援）

子どものいる家庭の福祉向上を図るため、国や都との役割分担を踏まえながら、子育てに対する経済的支援として、引き続き各種手当・助成を行います。

２．地域での次代を担う人づくり（地域教育の充実）

◆地域教育の土台づくり

①地域で子どもの教育に責任をもつ意識の形成

子どもたちへの理解を深めるための啓発活動や情報提供を充実させるとともに、地域の中で子どもを育てていくという連帯感を醸成するための活動を推進します。このため、情報技術の活用などによる地域の人々の子育てや教育に関する情報交換の場である「地域教育フォーラム（仮称）」の運営を支援します。

②地域教育力の担い手づくり

小中学校のさまざまな学習の時間に区の歴史や昔の遊び・文化・人の生き方などを教える高齢の人々、パソコンの使い方をともに教え学ぶ地域の人々など、地域教育力の担い手となる人々を増やしていきます。

また、退職教員など学校と地域、双方の視点を持ち教育面でも豊富な知識と経験を有する人々が、地域教育ボランティア※ として活躍できるように支援します。

◆地域教育の環境づくり

①親子・親同士がふれあえる環境づくり

（親子が自然とふれあえる場の整備）

身近に自然とふれあいながら親子が安心して遊べ、憩えるように、花と緑豊かな公園を整備するとともに、親水公園をより自然に近いものにしていきます。さらに、誰もがチョウやトンボなどの身近な生き物とふれあえ、気軽に自然を実感できるようにビオトープ公園※ などを整備します。

（親同士が交流できる場の充実）

親同士が情報交換や悩み相談を気軽に行ったり、低年齢の子どもが親といっしょに遊べるように、学童クラブ、児童館、保健所、子育て相談センター※ などを活用した子育てひろば※ の拡充を図るとともに、「子育て井戸端会議」などの支援をしていきます。

また、幼稚園・保育園の園庭の開放を進め、有効に活用していきます。

②地域の人々とふれあい、のびのび遊べる環境づくり

（のびのび遊べる場の整備）

幅広い年齢層の子どもたちが、のびのびと遊べ、地域の人々とふれあえるように、遊びのボランティア※ やプレイリーダー※ を育成するとともに、キャッチボールなどが自由にできる広場のある公園、火おこし・木登りなど自分の責任で自由に遊ぶことのできるプレイパーク※ （冒険遊び場）などを整備していきます。

（交流の機会づくり）

兄弟をはじめ年齢の異なる子どもとの交流機会が豊かでない児童生徒のために、幼稚園や保育園の子どもの面倒をみたり、年齢の異なる子どもたちと交流する機会を増やしていきます。また、高齢の人々との交流機会も増やしていきます。さらに、商店街のお祭りや企業行事に、親と子どもがともに参加できるように働きかけを行い、地域の人々とふれあえる機会を促進します。

③夢と好奇心をはぐくむ児童館づくり

児童館の内容を充実し、遊びを通じた体験学習機能をもつなど、子どもたちも参加した、夢や好奇心をはぐくめる特色ある児童館づくりを進めます。また、高校生、大学生、区民、ボランティア※ 、ＮＰＯ※ などが参加した運営方法についても検討します。

特色ある児童館の内容例：①環境②科学③天文学④伝統文化⑤国際理解⑥音楽⑦相談

◆地域での安心できる子育て支援

①ファミリーサポート制度※　の充実

保育園、幼稚園、小学校、学童クラブなどの開始前・終了後の預かりや、保育施設への送迎、子どものショートステイ※ サービスなど、子育てする親を支援するファミリーサポート制度の充実を図ります。

②地域における子どもの居場所づくり

小学校にボランティア、ＮＰＯ、大学生、退職教員などの指導員を配置し、校庭や教室などを活用した放課後の子どもたちの居場所づくりを進めます。

また、既存の学童クラブについては、民間、ＮＰＯ、地域関係者などの参加を得て運営を行っていきます。

③幼児・児童虐待防止体制の充実

幼児・児童虐待を未然に防止するため、子育てに関する学習機会、情報提供、親同士の交流機会、経済的支援など、子どもを育てやすい環境にするためのさまざまな支援を行っていきます。

また、子育てに悩んだ時に気軽に相談できるように、子育て相談センター※ の充実や「コミュニティライフ・サポートセンター」、「心の元気回復センター」を整備するなど、その体制としくみを整えていきます。

さらに、虐待を早期に発見し解決を図るため、問題に気づいた区民から情報が寄せられる地域のセンサー※ 役として「コミュニティライフ・サポートセンター」を活用し、家庭、地域、保育・教育機関、および児童相談所※ など関係機関との適切な連絡・連携体制のもと問題解決に取り組むしくみをつくります。

◆青少年の地域社会の一員としての自覚づくり

①多様な活動機会・場の提供・支援

（活動機会の提供・支援）

健康と豊かな情操をはぐくむことができるように、青少年と協力しながら、野外活動や、文化・スポーツ・レクリエーション活動などへの参加機会の提供・支援を進めていきます。また、青少年が異なる年齢の人々や、区内外のさまざまな人々と交流できるように努めていきます。

（活動の場の確保）

青少年の日常的な活動の場および、自主的、創造的な活動ができる場として、既存の公共施設や、公園・広場、河川敷などを活用しやすいように工夫を進めていきます。

（ボランティア※ 活動参加への支援）

地域社会の中でボランティアとして地域行事や企業行事などに参加し、青少年が一定の役割を担い、活動し、相互に交流できるように情報提供を行うなど働きかけていきます。

（海外派遣事業の推進）

青少年が、ホームステイ※ などの海外での生活体験を通じて、国際人としての資質や能力が養えるように、野村・立井国際交流基金※ などを活用した、海外派遣事業「青少年の翼（仮称）」を行っていきます。

②相談体制の整備

（気軽に相談できる体制の整備）

ユースワーカー※ や大学生などを日常的な悩みの相談相手として活用を図るとともに、電話や情報技術などを活用した自宅からでも気軽に相談できる体制を整備します。

（教育研究所※ などの活用）

青少年の悩みに総合的に対応できるように、教育研究所や「心の元気回復センター」の活用を図ります。

③健全育成団体の支援、指導者の育成

（健全育成団体の支援）

地区委員会、子ども会などの健全育成団体に対し、団体に応じた援助の充実を図るとともに、団体の自主性を尊重したうえで相互の交流を促進します。

（ユースワーカーなどの指導者育成）

青少年の地域での活動を促進する役割を担う地域指導者やジュニアリーダー※ 、ヤングリーダーの育成を行うとともに、活動の場を広げます。さらに、ユースワーカーの育成を行います。

④青少年のための社会環境づくり

子どもを危害などから守るため、近くにいる大人すべてがあたたかい目で子どもを見つめ、声をかけたり救いの手を差し伸べられるような地域の環境づくりを進めます。このため、家庭、学校、地域社会、ＰＴＡ連合会や地区委員会などの健全育成団体や警察、医師会、薬剤師会、事業者などが連携し、地域ぐるみで非行・薬物防止など、健全な社会環境づくりに取り組んでいきます。

３．多様な保育サービスの提供

◆人間性の基礎を培う家庭的保育の推進

①保育ママ制度の充実

低年齢期（０・１・２歳）には、健全な親子関係や人間性の基礎を確立するため、家庭的な保育を推進していくことが大切です。このため、特に、０歳児を対象とする家庭的環境を重視した保育ママ制度を充実していきます。

②家庭的保育の多様なしくみづくり

地域のボランティア※、ＮＰＯ※などによるサークル的な保育システムを導入し、子育てグループで保育を担えるシステムづくりを行います。そのために、保育に適した公共施設や民間施設を有効に活用するなど、待機児ゼロにむけて家庭的保育の多様なしくみづくりを進めていきます。

◆社会性の基礎を培う集団的保育※の推進

①集団的保育の推進

幼年期（３・４・５歳）には、地域の子ども同士、大人とのかかわりを重視した集団的保育を推進していくことが大切なため、子どもの就園を奨励し、保護者の負担を軽減するための支援を行います。

②地域に開かれた保育施設の施設整備

安全管理に留意し、地域に開かれた幼稚園や保育園として、施設整備や建替え、改修などを計画的かつ効率的に実施するように、関係機関などと調整していきます。

③幼稚園・保育園の充実

基本的な生活習慣や環境にやさしい生活が身につき、思いやりのある心をはぐくめるように、幼児教育・保育内容の充実を図ります。また、区立園の施設・設備の充実を図るとともに、私立園については必要な助成を行っていきます。そして、障害児については、健やかな成長発達を図るため、障害の内容や状態に応じた適切な指導を行い、障害児保育・教育を充実します。

◆多様な保育サービスのネットワーク化

①保育サービスの多様化

（多様化するニーズへの対応）

多様な保育需要によりいっそう柔軟に対応できるように、区立保育園の運営に企業やボランティア※、ＮＰＯ※などの参加を進めていきます。

また、一時的に保育が必要になるなど、さまざまなニーズにも応えられるように、ファミリーサポート制度※などの充実を図ります。さらに、保育園での延長保育や幼稚園での預かり保育、サポート保育※などを進めます。

（認証保育所※の活用）

利便性の高い駅前や保育需要の増加が見込まれる地域には、認証保育所を活用していきます。

②保育人材の充実

子育て経験のある保育ママ、保育士・幼稚園教諭・看護士などの有資格者、ボランティア※、ＮＰＯ※など、男女を問わず多様な保育人材を積極的に活用するとともに、幼稚園・保育園の教育、保育内容のいっそうの充実を図るため、幼保の交流研修など相互に連携していきます。

③保育サービスの窓口整備

区のホームページ※などを活用して保育サービスに関する一元的な情報提供を行うとともに、受けたい保育サービスの紹介や手続きができる一元的な情報窓口の整備（ワンストップサービス※）を行います。

④保育サービスに対する第三者評価※への取り組み

区民が保育施設の保育内容情報をいつでも知ることができるようにするとともに、多様な保育サービスの質を確保・向上するため、保育サービスに対する第三者評価に取り組みます。

４．２１世紀にふさわしい学校教育の推進

◆自立心をはぐくむ特色ある学校づくり

①２１世紀にふさわしい教育内容の充実

（時代の変化に対応できる教育の推進）

情報技術を扱う基礎的素養である情報教育を充実するとともに、国際理解教育、環境教育、福祉・健康教育など、時代の変化に柔軟に対応できるさまざまな能力と創造性を養う教育を推進します。

また、あらゆる差別や偏見をなくすため、人権尊重の教育を推進するとともに、男女共同参画社会※ の基礎を培うための教育を充実します。このような教育を推進することにより、さまざまな人々と、ともに暮らす社会の一員としての意識を育んでいきます。

さらに、生涯を通じての体力づくりの基礎を培うための教育や、優れた文化・芸術とふれあう機会を充実します。

（地域教育力や地域環境を活用した教育の推進）

地域ボランティア※ などの地域教育力を積極的に活用し、地域の歴史や伝統文化を学んだり、スポーツを楽しむ機会を提供します。

高齢者施設での介護体験や、保育園、幼稚園での保育体験などの世代間交流の機会をもち、思いやりのある豊かな心を育てる教育を推進します。

ボランティアへの関心を高め、地域社会に貢献する心や、生きぬくことの自覚を醸成するため、総合的な学習の時間※ などを通じて区独自のボランティア体験を進めていきます。

商工業や農業などの区内産業への知識を深めるとともに、働くことの大切さや社会のルールを身につけるために、地域での職業体験学習の機会をいっそう拡大していきます。

本区の特長である水と緑を活用し、さまざまな生き物や自然とのふれあいにより、いのちの営みや尊さを実感できるようにするとともに、子どもの豊かな感性や情操をはぐくむ教育を推進します。

（セカンドスクール※ などの充実）

セカンドスクールなどの体験活動において、自然の中での多様な体験や集団での宿泊体験などをとおして、子どもたちの創意工夫する能力を高めるとともに、基本的な生活習慣を身に付けたり、友情を深めることなどができるように活動内容のいっそうの充実を図ります。また、このような体験活動を支えるため、指導員などの充実も図っていきます。

（幼小中高養の連携教育の推進）

子どもや教員の交流を積極的に行い、特色ある学校づくりや教育内容の充実、いじめや非行などにもよりきめ細かな対応ができるように、幼小中高の連携を進めていきます。さらに、養護学校との連携を図り、障害のある子どもへの理解教育を推進します。

②教員の資質の向上

これまでの教員研修の体系や内容を見直し、豊かな人間性や人間理解教育における資質を高めるとともに、変化の時代を生きる社会人に必要とされる能力の向上を図り、優れた指導力・情熱・使命感をもつ教員を育成します。あわせて、個々の教員の知識や能力を学校全体で共有し、よりよい学校づくりにつなげていきます。

また、教員が地域への関心を高め、地域の中の学校という意識を深めるため、教員がそれぞれの知識や技能を地域の人たちに教えたり、地域の人たちから地域のことについて教えてもらう機会を充実していきます。

さらに、教育研究所※ における教員の研修や教育情報の調査・研究などの機能の充実を図っていきます。

③学校ごとに特色のある教育の展開

（特色ある教育の推進）

各学校が一定水準の教育を実施するとともに、特色のある教育内容、施設整備などを進め、多様化・複雑化する課題やニーズにこたえます。

（学校選択制の導入）

保護者や児童・生徒の多様なニーズに応えられるような特色ある学校づくりを進めるとともに、学校ごとの情報提供を充実しながら、学校を選択できるような制度を導入します。

（パイロット校※ の検討）

２１世紀にふさわしい、時代の最先端を行くような、新しい学校（パイロット校）のあり方について検討を進めます。

④教育環境の整備

（新しい時代や教育内容に応じた施設整備）

新しい時代や教育内容にふさわしい学校施設の整備を進めます。このため、ＩＴ※ の整備やバリアフリー※ 化などを進めます。

また、老朽化の進んでいる校舎などを必要に応じて、整備・改築していきます。改築に際しては、環境に配慮した施設づくりを進めるとともに、実情にあわせて地域のニーズに配慮した施設整備などを行っていきます。

さらに、安定的に安全で高いレベルの給食を提供するため、給食室の改修なども行っていきます。

（学校の緑化）

緑豊かな環境を整備するため、質・量ともに充実した学校の緑化を推進します。

（学校の適正規模・適正配置）

児童・生徒の集団が確保され、多様な人間関係をとおして豊かな社会性が培われるように、新しい時代にふさわしい、学校の規模や配置の適正化に努めます。

◆笑顔で通える学校づくり

①生き生きと学ぶ学校づくり

（学ぶ楽しみを高めるための授業の推進）

基礎的・基本的な学力の定着と向上を図るとともに、一人ひとりの個性や独創性をはぐくみ、児童・生徒が笑顔で学校に通えるように、ティーム・ティーチング※ による授業や少人数による授業、小学校における教員の専門性を活かした教科担任制※ などを取り入れることにより、学ぶ楽しみを高めていきます。

（各種施設との連携・活用）

総合的な学習の時間※ などで、子どもたちの興味や関心のあることに応えられるように、図書館やスポーツ施設などとの連携を強化し、活用していきます。

②校内での相談体制の充実

（スクールカウンセラー※ などを活用した体制整備）

スクールカウンセラーの全校配置などを進めるとともに、教育研究所※ などとの連携を強め、いじめや不登校など、それぞれの児童・生徒の悩みに迅速かつきめ細かく対応できる相談体制の整備を進めます。

（適切な指導・支援のための体制整備）

子ども自身では解決できないようなトラブルや自ら解決する力が身についていないような子どもに対して、児童・生徒の自立性を尊重しつつ、適切に指導や支援ができるように教員の資質や能力を高めるとともに、学級担任だけでなく学校全体で児童・生徒の問題に対応する体制を充実していきます。

（教育研究所の機能の充実）

子どもや保護者の、いじめや不登校などの悩みに専門的に対応できるように、教育研究所の機能を充実していきます。特に、子どもの悩み相談については、学校との連携を強め、それぞれの子どもの状況にあわせたきめ細かい相談活動を推進します。

また、不登校の児童・生徒に対して、基礎学力の向上やコミュニケーション能力を高める指導を行うとともに、自然体験教室、スキー体験教室などを実施し、学校への復帰を促進していきます。

あわせて、大学院生などのメンタルサポーター※ を家庭へ派遣し、不登校児童・生徒、保護者の心の安定を図っていきます。

③障害児教育の充実

（障害の内容に応じた教育）

障害のある子どもたちの能力や特性を生かせるように、障害の内容や状態に応じたきめ細かな教育を推進していきます。

（障害児教育の環境の整備）

教育施設のバリアフリー※ 化を進めるとともに、通常学級と障害学級の子どもたちの交流教育をいっそう推進し、多くの子どもたちとの交流の中で障害のある子どもたちの自立を支援する体制を整えます。

また、心身障害学級を適正に配置します。

（就学相談の充実）

就学相談の充実を図り、障害のある幼児・児童・生徒が自立するまでの支援体制を整備します。

◆開かれた学校づくり

①学校と家庭、地域、関係機関との連携強化

（地域教育力の活用）

豊富な知識や経験を有する区民やボランティア※ などの地域教育力を活用し、地域に密着した多様な学校教育を推進します。

（地域における体験活動の場の充実）

高齢者施設での介護体験や保育園、幼稚園での保育体験、地域でのボランティア活動や商店などでの職業体験、本区の特長である海、河川、親水公園などの水辺や、花や緑あふれる公園での自然体験など、地域環境を活用した地域における多様な体験活動の場を充実します。

また、このような子どもの体験活動に親が参加し、共通の体験を持てるように配慮します。

（学校づくりに対する地域意見の反映）

学校教育に対する家庭や地域の理解を高めるために、学校自ら学校公開や学校評議員制度※ などを通じて積極的に学校を開き、学校に対する意見を広く取り入れ、家庭・地域・学校が一体となった学校教育を展開します。

（学校、家庭、地域、関係機関の連携による健全育成活動の推進）

学校だけでは解決できない児童・生徒の問題行動については、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、適切な指導ができるように健全育成活動の連携体制を強化します。これにより、地域社会の中で子どもを見守っていく意識を高めていきます。

②子どもの居場所づくり

小学校にボランティア、ＮＰＯ※ 、大学生、退職教員などを配置し、校庭や教室などを活用した放課後の子どもたちの居場所づくりを進めます。

③地域の人々が集う学校づくり

小中学校の校庭、体育館、プール、特別教室などの地域への開放をさらに進め、多くの人が集い、学び、交流する場として活用できるように施設整備を行います。学校施設の開放にあたっては、学校安全対策の推進に努めます。

また、教員がそれぞれの知識や技能を地域の人たちに教えたり、地域の人たちから地域のことについて教えてもらう機会を充実していきます。

第２節　学びと協働による区民文化づくり

＜施策の背景＞

２１世紀は、高齢化や高度情報化などによって、区民生活が大きく変わっていきます。この変化に対応し、区民生活をより豊かに彩りのあるものとするために、生涯にわたってさまざまなことを学び、ボランティア活動やコミュニティ活動に気軽に参加し、世界からの人々とともに暮らし、男女が互いに尊重しあい、安心して消費生活をおくることのできる、創造性豊かな江戸川文化をはぐくむことが必要です。

１．人生を豊かにする生涯学習

学ぶことは、学校教育だけで完結するものではありません。学校を卒業した後も、激しい社会変化に対応するため、絶えず新しい知識や技術を習得していくことが求められます。また、人生をより豊かなものにするためにも、地域社会をより良くしていくためにも、学ぶことが必要です。

このため、生涯学習社会の実現に向けて、いつでも誰もが自由に選択し学ぶことができるように、区民にさまざまな学習の場や機会を提供するとともに、必要とする情報の提供や相談サービス、図書館などの施設の充実など、区民の自主的な学習活動をサポートするための環境づくりが必要となっています。また、学習する人々の励みにもなり、地域の教育力の向上や活性化にもつながるよう、学習によって得られた知識・技術・経験などを活かして、地域社会に寄与できるようなしくみをつくることが大切です。

２．江戸川区の良さを活かしたボランティア活動とコミュニティ活動

本区では、ボランティア活動や町会・自治会活動などが活発に行われ、助け合い協力しながら「自分たちのまちは自分たちで良くする」という住民意識が育っています。また、定年などで地域に活動の場を移す区民が増えるとともに、趣味や関心などから結びついた新しい形のコミュニティも形成されつつあります。

こうした中で、地域社会においては、子育て、健康、福祉、環境、防犯、防災、まちづくりなどの分野において、区民の自主的な取り組みを必要とする新たな課題が生じています。これに対応するため、区民一人ひとりがボランティアとして、気軽に、明るく、楽しく活動ができるようなしくみをつくることが大切です。そして、町会・自治会を基礎としつつ、テーマコミュニティ※やバーチャルコミュニティ※ など、さまざまなコミュニティが自主的に活発に活動できるような環境を整えることが必要です。

３．創造性豊かな江戸川文化

文化は生活の中から生まれ、育てられます。これからさらに高度情報化や自由時間の増加、社会の成熟化などが進む中で、地域に誇りや愛着を抱けるような「まちの魅力」の向上や創造、心のゆとりや豊かさなどのための取り組みがますます求められていきます。

本区は、都心から至近な位置にありながら、水と緑に恵まれ、地域の中で住み、働き、学び、憩うことができるなど、潤いと楽しさのある魅力的な都市として発展しています。このような中で、文化財や伝統工芸などの伝統文化を継承しつつ、さまざまな地域の資源や特長を活かして新たな生活文化を創造し、魅力あふれる「江戸川文化」として世界に向けて発信していくことが求

められます。また、質の高い音楽や絵画などの芸術に気軽にふれることができるように、情報や機会を提供することも大切です。

４．男女共同参画社会※ の推進

高齢化の進行や家族形態の多様化、働く女性の増加など、社会が激しく変わりつつあります。こうした中で、男女が対等なパートナーとして、互いに尊重し合い、喜びも責任も分かち合い、家庭や職場、地域など、社会のあらゆる分野で能力と個性を十分に発揮できる社会の実現がいっそう求められます。

しかし、個人の生活や意識の中には、依然として性別に深く根ざした役割分業意識が残っています。このような伝統的意識を乗り越え、男女平等意識づくりを進め、男女共同参画社会を実現していくためには、男女が互いの性を尊重することが大切です。また、あらゆる分野への女性の参加を積極的に進め、男女が仕事と家庭生活を両立してともに働くことができるように、就業環境を整備することが求められます。そして、これらのことを総合的・効果的に行うために、男女共同参画を推進するための計画づくりが必要です。

５．世界の人々との交流と共生

これからは、人・もの・カネ・情報の地球規模の交流がいっそう進みます。その中で、環境や平和をはじめ、飢餓、差別といった地球規模の課題も、ますます区民の日常の暮らしと密接な関係をもつようになります。

このため、姉妹都市をはじめとして、さまざまな世界の人々との交流などを通じて区民の国際感覚をはぐくむとともに、同じ地球に住むひとりの人間、いわば「地球人」としての意識や発想を育てていくことが必要です。

また、区内に住む世界からの人々が増加していくことにより、地域社会のあり方にも新たな課題を投げかけています。世界からの人々が、同じ区民としてともに住み、学び、働き、憩うことができる地域社会を創造していくことが大切です。このために、区民と区が知恵を出し合い、日常生活のさまざまな場面において、世界からの人々が安心して暮らせるための環境やしくみをつくることが必要です。

６．安心できる消費生活

高度情報化の進展や地球規模での市場の拡大にともない、新しい形態の商取引が行われ、さまざまな商品やサービスが提供されるなど、消費をとりまく環境は複雑化しています。また、大量のごみの排出などを通じて、消費者自身が地球環境に負荷を与えている側面もあります。

こうした中で、消費者には、知識や知恵を身につけ、自らの判断で最適な商品やサービスを選択することが求められます。そのため、時代に即応した情報提供と相談の体制を充実するなど、消費者をサポートするしくみづくりが必要です。

また、安心して商品やサービスを購入するために、事業者の情報公開と、消費者の視点に立った企業経営を促進することが大切です。

さらに、地球環境への負荷を低減するため、消費者自ら環境に配慮した消費生活を行うとともに、事業者と消費者が協働するためのしくみづくりが必要です。

＜施策の体系＞

１．人生を豊かにする生涯学習

◆時代にふさわしい生涯学習機会の提供

①「江戸川総合人生大学（仮称）」の設置

◆生涯学習の裾野を広げるしくみづくりと学習成果の活用

①学びの広報と機会づくり
②地域での学びの場の提供
③学びの支援と学習成果の活用

２．江戸川区の良さを活かしたボランティア※ 活動とコミュニティ活動

◆ボランティア立区の推進

①ボランティア活動のためのプラットフォーム※ の構築
②ボランティアを支える人づくり
③ボランティア団体などへの支援

◆時代にふさわしいコミュニティの形成

①町会・自治会などを基礎としたコミュニティの活性化
②地域コミュニティとテーマコミュニティ※ の連携強化
③コミュニティ活動の新たな「場」の整備・充実
④区民と区のパートナーシップ※ によるコミュニティづくり

３．創造性豊かな江戸川文化

◆「江戸川文化」の創造

①文化の創造のための活動の支援
②豊かな生活文化の形成
③国際文化との交流と情報発信
④地域資源などの活用
⑤観光情報の発信
⑥伝統文化の継承と積極的な活用

４．男女共同参画社会※ の推進

◆性別に関係しない機会平等のまちづくり

①男女共同参画を推進するための計画づくり
②男女平等に向けた意識の形成
③男女がいきいきと働き自立できる環境づくり
④性別によらず人権が確立・擁護される社会づくり

５．世界の人々との交流と共生

◆「地球人」の意識づくり

①地球人の意識づくり
②世界の人々との交流の促進
③青少年の海外派遣事業の推進

◆世界からの人々と共生する地域社会の構築

①日常生活の支援
②生活上の問題を解決する仲介役の確保
③地域社会との交流促進
④行政サービスの充実

◆世界平和のためのまちづくり

①平和意識の啓発
②平和教育の充実
③平和への取り組みの支援

６．安心できる消費生活

◆安心できる消費生活への支援

①情報提供の充実
②学習機会の充実
③関係機関との連携強化
④相談体制の充実

◆参加型消費者の支援

①環境に配慮した消費生活の促進
②消費者と事業者の協働
③情報提供の充実

＜施策の内容＞

１．人生を豊かにする生涯学習

◆時代にふさわしい生涯学習機会の提供

①「江戸川総合人生大学（仮称）」の設置

結婚、出産、子育て、退職など「人生の節目」において学ぶ場として、また、健康、福祉、環境、地域コミュニティなど、暮らしや地域社会をより良くするために学ぶ場として、さらに、仕事の上で必要な語学やさまざまな技能を学ぶ場として、これら人生のさまざまな場面に必要な「実学」を学ぶことのできる「江戸川総合人生大学（仮称）」を設置します。

（総合人生大学の性格と役割）

総合人生大学は、基礎的な学習内容から高度な知識・技能まで修得できる場です。このため、各種教育機関、事業者、区民などと協力して設置・運営していきます。また、「エコセンター（仮称）」やボランティアセンターなどとも連携し、カリキュラムの調整や相談、講師の派遣などを行っていきます。

（学習プログラムの研究・開発）

総合人生大学は、区民の幅広いニーズに応えられるように、また時代の激しい変化にも対応できるように、区民の参加を得て常に新しい学習内容（プログラム）を研究・開発し、提供していきます。

（多様な学習機会の提供）

情報技術などを活用して、時間や空間の制約を軽減して、区民だれもが気軽に学習できる機会を提供していきます。そして、より高度で専門的な学習を希望する区民には、高等教育機関などとの連携により、必要な講座やカリキュラムの提供に努めます。

（成果を評価するしくみ）

学びの成果をボランティア活動に活かしたり、区民自身が講師となって教えたりする「学びのつながり」を生み出すことをめざします。このため、資格認定など学びの成果を適切に評価するしくみを取り入れていきます。

（学習相談の充実）

区民を「学びのコーディネーター※（仮称）」として育成するなど、一人ひとりに応じたきめの細かい学習相談サービスを行います。

◆生涯学習の裾野を広げるしくみづくりと学習成果の活用

①学びの広報と機会づくり

一人でも多くの区民が生涯学習に参加できるように、情報技術などを活用して総合人生大学をはじめ、国や都、民間機関などの講座や講習を紹介していきます。また、気軽に遊び感覚で学びを体験できるような機会をつくり、学びの楽しさや大切さを伝えていきます。さらに、生涯学習の裾野を広げるために、実際に学んでいる人が、自然な形で学びの楽しさや充実感を周囲の人に伝えていくことを促進します。

②地域での学びの場の提供

（公共施設の有効活用）

区民が気軽に学習できるように、学校や図書館、コミュニティ会館などの公共施設の有効活用を図ります。また、これらの施設の空き状況の確認や、予約などを簡単に行うことができるように、情報技術などを用いた施設予約のしくみを整備します。

（図書館の充実）

区民が、生涯学習の場として図書館を気軽に利用できるように、地域の配置バランスを考慮し図書館を新設します。また、既存の図書館とコミュニティ図書館の充実に努めます。

（施設・設備のバリアフリー※ 化）

区民だれもが学習のために気軽に公共施設を利用できるように、施設の実情に合わせて、段差の解消、手すりやスロープの設置などに努めるとともに、机や書棚の高さやレイアウトにも配慮するなど、施設・設備のバリアフリー化を推進し、ユニバーサルデザイン※ に努めます。

③学びの支援と学習成果の活用

総合人生大学などでの学びを契機とした区民の自発的な学習を促進するため、学習サークルを育成し、学習サークル間の連携を促進するなど、「学びのネットワーク」づくりを支援します。

また、一定の学びの成果を上げた区民が、その成果を発表する場や他の区民に教える機会を整えることにより、学びに関する励みが得られるようにします。

２．江戸川区の良さを活かしたボランティア※ 活動とコミュニティ活動

◆ボランティア立区の推進

①ボランティア活動のためのプラットフォーム※ の構築

（ボランティア活動の情報提供）

区民がボランティアに対する理解を深め、自分のもつ知識や知恵、技能、経験などを活かして、教育、文化、スポーツ、健康、福祉、環境などさまざまな分野のボランティア活動に参加できるように、ボランティアセンターを中心に情報技術などを活用して活動の分野、内容、団体などの情報を提供していきます。

（ボランティア体験の機会の提供）

関心や経験、得意分野などに応じて、魅力的で多様な参加プログラムを用意することにより、区民が気軽に楽しみながらボランティアを体験できる機会を拡充します。

（コーディネート※ ・相談機能の充実）

ボランティアセンターや地域に密着した町会・自治会などを中心として、ボランティアと依頼者を円滑に仲介するために、情報技術などを活用してコーディネート機能を充実させます。

また、区民が自分に合ったボランティア活動を選び実践できるように、さまざまな相談にきめ細かく対応していきます。

（エコマネー※ などの地域通貨の導入）

多くの区民が「自分のできる範囲で気軽にできるサービス」を互いに提供しあい、ボランティアのサービスをやりとりするしくみとして、エコマネーなどの地域通貨の導入を図ります。こうした地域通貨の循環をとおして、区民同士のふれあい、ボランティアの輪の広がり、コミュニティの活発化を図ります。

（ボランティアの裾野の拡大）

子どもの時からボランティア活動に慣れ親しむようにするため、小中学校の総合的な学習の時間※ や放課後、夏休みなどにボランティア活動に参加する機会を取り入れます。また、教師や保護者への情報や機会の提供に努めます。さらに、ボランティアを行っている人が、学校や地域などで活動体験を教える場や機会を設けます。これらの機会をとおして、楽しく気軽に参加する下地をつくり、ボランティア活動の裾野を広げます。

②ボランティアを支える人づくり

（人材・リーダーの養成）

ボランティア活動の担い手の裾野を広げ、さらに専門的な技術や知識をもつ人材、リーダーを養成するために、「江戸川総合人生大学（仮称）」などと連携し、ボランティア活動に関する方法や技術、専門知識などを総合的に学習・習得できる機会が得られるようにします。

（コーディネーター※ の養成）

ボランティア活動を円滑に進めるために、ボランティアと依頼者を円滑に仲介するとともに、両者の間におけるルールの確認やトラブルの解決などについて、助言や支援を行うコーディネーターを養成します。

（資格認定などのしくみ）

ボランティア※ に求められる水準を保ち、ボランティアとしての誇りを持てるように、その活動分野や内容によって、資格認定などのしくみを取り入れます。

③ボランティア団体などへの支援

（活動の支援）

さまざまなボランティアやボランティア団体、ＮＰＯ※ などが活動しやすいように、会議や活動の準備などを行う拠点の整備に努めるとともに、機材の貸し出しなども行います。また、夜間や休日などに活動拠点の利用ができるように環境を整えます。

（ネットワークづくりへの支援）

ボランティア団体に関するさまざまな活動情報を収集・紹介するとともに、意見交換の場を設定するなど、情報技術などを活用してボランティア組織のネットワーク形成を図っていきます。

（ＮＰＯなどの支援・育成）

ＮＰＯなどに対してさまざまな情報を提供するとともに、業務の紹介や区の事務の委託などを行うことにより支援・育成を図っていきます。

◆時代にふさわしいコミュニティの形成

①町会・自治会などを基礎としたコミュニティの活性化

（地域団体の活動支援）

日常生活に起因するさまざまな課題を解決するためにコミュニティの果たす役割はますます重要であり、町会・自治会、子ども会、ＰＴＡ、くすのきクラブなどのさまざまな地域の団体が、時代の変化に対応し適切にその役割を果たせるように支援します。そのために、区民が集い交流できる場や機会を多面的にもてるように、情報提供、助言、相談などを行います。

（地域情報のネットワークづくり）

地域団体が自己の活動内容を紹介するとともに、さまざまな団体の活動情報を収集できるように、情報技術などを活用して地域情報のネットワークづくりを進め、地域団体間の連携と協働をいっそう推進します。

（地域人材の充実）

町会・自治会の活動や地域にかかわる自発的な活動が全体として大きな力を発揮できるように、地域活動に参加しやすい環境づくりを進めることにより、若年層、壮年層、高齢者層がそれぞれにもつ特長と活力を引き出し、地域の人材のさらなる充実を図ります。

②地域コミュニティとテーマコミュニティ※ の連携強化

ボランティアや趣味、スポーツの団体など「テーマ」で結びついたコミュニティが、地域コミュニティのさまざまな団体と協働できるように、情報提供や紹介、仲介などの支援をします。

また、テーマコミュニティが、地域のイベントなどに気軽に参加し、さまざまな課題について町会・自治会などと連携して取り組んでいけるように調整を図っていきます。

③コミュニティ活動の新たな「場」の整備・充実

（活動の場の整備）

町会・自治会やテーマコミュニティ※ などが、活動に必要な場所を円滑に確保できるよう、コミュニティ会館を新設します。また、既存の施設についても、団体やサークルだけでなく個人としても利用しやすいように、利用形態の見直しや施設の多目的化などを進め、利便性の向上を図ります。さらに、官公署や民間の施設などについても、活動場所として利用できるように協力を求めていきます。

（区民による管理・運営の検討）

コミュニティ会館などの管理・運営については、使いやすく、より愛着をもてる施設となるよう、区民による自主管理や運営など多様な方式の採用を検討します。

（施設貸出し方法の改善）

情報技術などを活用し、区民施設をネットワーク化し、空き状況の検索や施設の予約などが簡単にできるしくみを整えていきます。

④区民と区のパートナーシップ※ によるコミュニティづくり

町会・自治会やボランティア※ 、ＮＰＯ※ などの自主的な活動と互いの連携・協働を支援するなど、区民と区との適切な役割分担のもとで、そこに住み、働き、学び、憩う人々が主体となり、誇りと愛着をもって住みつづけていけるコミュニティの形成を進めます。

３．創造性豊かな江戸川文化

◆「江戸川文化」の創造

①文化の創造のための活動の支援

（区民の文化・芸術活動の振興）

区民の文化・芸術活動がより活発なものとなるよう、活動の場や機会のさらなる充実に努めるとともに、誇りと自信を持てるように活動の紹介や顕彰などを行っていきます。

また、文化・芸術活動を行っている個人や団体の相互交流、自主グループの育成、さまざまな情報の提供、文化イベントの開催などを推進します。

このことを通じて、豊かな広がりと高みをもつ文化・芸術活動の振興を図ります。

（文化・芸術に触れる機会の充実）

公共施設などを有効に活用し、区民が身近な場所で、気軽に、質の高い音楽や絵画、演劇などの文化・芸術に親しむことができるように、場や機会の充実を図ります。また、小中学校においても、優れた文化や芸術とふれあう機会の充実を図ります。

（屋外施設などにおける活動の場づくり）

音楽や演劇などを行う団体が、駅前広場、公園、社寺などの屋外施設や、地域のイベントなどにおいていっそう活動の場を確保できるように、必要な空間の整備や関係する機関や団体などへの働きかけを行います。このような支援を通じて、まちを舞台とする文化活動が活発に行なわれ、多くの場所で目にすることのできるまちづくりを進めます。

②豊かな生活文化の形成

（身近な文化・スポーツ活動の支援）

本区の特色ともいえる文化・スポーツ活動などを支援していくとともに、個人や団体の活動紹介などをとおして、ますます活発にしていきます。

（生活文化の創造）

子どもや若い世代が多く、川と海に囲まれた自然豊かな都市環境や、伝統文化などの本区の地域資源を活かすとともに、さらに健康の道※ や緑の回廊※ などの整備を図ることにより、区民が日常生活を楽しむ条件を高めます。また、区民がこれらの地域資源を利用してさまざまな生活文化（ライフスタイル※ ）をつくりだし、区民自身の創意あふれる文化・芸術活動ともあいまって、生活文化の創造力をいっそう高め、豊かで多様な文化の形成を図ります。

③国際文化との交流と情報発信

国際的な文化イベントの開催や、区民の多彩な文化交流への支援などにより、親善と相互理解が図れる機会を充実するとともに、世界に向けて江戸川文化に関する情報を発信していきます。

④地域資源などの活用

（江戸川区の魅力の再発見）

生活文化の創造、地域資源の再発見、文化・芸術に優れた人の発掘などをとおして、「江戸川魅力マップ（仮称）」などの形で、本区のもつ魅力を区民に情報提供します。特に、文化・芸術に優れた人材については、多方面に活躍の場が得られるよう、文化人データベース※ を整備します。

（施設やイベントの誘致）

本区の豊かな水と緑を活用し、多くの人々が集まる魅力ある施設やイベントなどの誘致を検討します。また、区民、地域団体、商店街、企業などの活力を活かした行事やイベントの開催を支援するとともに、的確な情報提供に努め、地域を舞台とするさまざまな交流を促進します。

（地域環境の活用）

海、川、親水公園などの水と緑豊かな地域環境を活かして、心の豊かさやゆとり、うるおいなどを感じられるように、小中学校などにおいて情操教育を行います。

また、レガッタやカヌーなどの水上スポーツを振興し、若者が集まるにぎわいのあるまちを創出していきます。

⑤観光情報の発信

（情報発信の強化）

花火大会などの特長あるイベントの内容を充実し、地域の一体化を促進するとともに、区内外に積極的に情報発信し、本区のイメージアップと観光的魅力を高めていきます。また、網船、屋形船などの遊漁船についても、観光資源として区内外に広く情報発信していきます。

金魚については、伝統産業として保存していくとともに、「金魚まつり」などのイベントを通じた区民とのふれあいの場を充実していきます。

（ホームページ※ による情報発信）

区のホームページの内容をさらに充実し、観光イベントや特産品、グルメ情報、名物店などの観光関連情報の積極的な提供を図り、全国に発信していきます。

⑥伝統文化の継承と積極的な活用

（伝統文化の継承と発信）

本区の文化財や伝統文化を調査・研究するとともに、後継者の育成にも努めるなど、次代に保存・継承していきます。また、区民が伝統文化にふれる機会を充実するとともに、本区の伝統文化の情報を世界に向けて発信していきます。

（伝統工芸士制度の創設）

独創的な「江戸川区伝統工芸士制度（仮称）」を創設し、伝統的地場産業の技術・製品を次代に継承していくとともに、その高度な技術と製品を江戸川区文化として世界に向けて発信していきます。

４．男女共同参画社会※ の推進

◆性別に関係しない機会平等のまちづくり

①男女共同参画を推進するための計画づくり

性別によらず人権が確立・擁護される社会をつくるために、男女共同参画を推進するための計画を策定します。

②男女平等に向けた意識の形成

（区民意識の啓発）

男女平等に向けた国内外の動きや取り組みの情報を収集し、これを広く区民に発信します。また、子どもの時からの意識づくりのための小中学校の教育や、「江戸川総合人生大学（仮称）」、女性センターなどにおいて、男女平等に関する学習機会の確保・充実に努め、男女平等の意識形成を図ります。

（家庭や地域での男女共同参画促進）

家庭や地域など身近なところでの男女共同参画を促進するため、男の料理教室や男女対話フォーラムの開催など、男女がお互いの実情を理解できるような機会を提供していきます。

③男女がいきいきと働き自立できる環境づくり

（情報提供・相談の充実）

男女平等の就労環境を整備するために、働く女性の実態を把握するとともに、就労に関する情報の提供と相談を充実します。

（就労支援の充実）

パート労働・派遣労働など多様な就労の支援、就職・再就職の支援、起業の支援など、女性の就労機会の確保と能力活用のための支援を行います。

（就労を支える環境づくり）

働きたい女性が子育てと仕事の両立を図れるように、地域における子育てを支援します。また、家族看護や介護などを、社会的に支える環境づくりを推進します。

（事業主への働きかけ）

事業主に対して、情報技術などを通じて女性の職業能力の活用に関する情報を提供し、また、セミナーなども開催することにより、雇用状況の改善に向けた働きかけを進めます。

④性別によらず人権が確立・擁護される社会づくり

（審議会などへの任用）

区の政策や方針の決定過程への男女共同参画を進めるために、審議会・委員会などへの女性の積極的な任用を推進します。

（女性の人権の尊重）

ドメスティック・バイオレンス※ （ＤＶ）など女性の人権を侵害する行為については、女性センターなどを中心として啓発や相談事業を充実するとともに、都や保護施設などの関係機関とも連携し、情報交換、緊急一次保護、暴力防止のための対策などを行います。

（女性の健康支援）

女性が自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利である「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※　（性と生殖に関する健康と権利）」についての啓発を行うとともに、母子保健・母性保護などを充実し、体と心の健康づくりを進めます。

５．世界の人々との交流と共生

◆「地球人」の意識づくり

①地球人の意識づくり

国際感覚豊かな人材を育成するために、小中学校において国際理解教育を推進します。また、「江戸川総合人生大学（仮称）」などにおいて国際理解のための講座などを開設し地球人としての意識づくりを進めます。

②世界の人々との交流の促進

区民が異なる生活文化や習慣にふれ、親善と相互理解を深めることができるように、姉妹都市や友好都市などとの市民レベルの交流を促進します。また、区民に国際理解や交流に関する情報提供を行うとともに、帰国子女など外国語のできる区民をボランティア※ として活用することにより、海外のさまざまな団体・グループと交流を深めることを促進していきます。

③青少年の海外派遣事業の推進

青少年が、ホームステイ※ など海外での生活体験を通じて、国際人としての資質や能力が養えるように、野村・立井国際交流基金※ などを活用して、海外派遣事業「青少年の翼（仮称）」を行っていきます。

◆世界からの人々と共生する地域社会の構築

①日常生活の支援

世界からの人々が、ひとりの区民として本区で安心した生活ができるように、外国語のできるボランティアによる支援をはじめ、日常生活におけるさまざまな相談や生活支援を行います。

また、さまざまな活動を行っている民間交流団体やボランティアの人々のネットワーク化を図るとともに、効果的な支援ができるように条件整備を進めます。

②生活上の問題を解決する仲介役の確保

食生活をはじめ、文化や生活習慣の違いに起因するさまざまな問題について、相互に意見交換し、解決策を見出せるように、地域において仲介役のできる人を確保します。

また、トラブルや不当な差別を招くことのないように、情報提供と相談に努めていきます。

③地域社会との交流促進

世界からの人々が気軽に地域活動に参加していける開かれた地域社会づくりを促進し、相互交流を通じて地域コミュニティがさらに活発になることをめざします。

④行政サービスの充実

世界からの人々が安心した生活ができるように、相談体制の整備、防災安全対策の確立、区政情報の外国語による提供など、行政サービスをさらに充実させます。

◆世界平和のためのまちづくり

①平和意識の啓発

水と緑に囲まれた郷土を次世代に守り伝えていくため、生命の尊さと平和の大切さを考える機会をもつことは大切であり、江戸川区平和都市宣言の趣旨を踏まえて、各種のイベントなど多様な機会を通じて区民への情報提供に努めます。また、区民とともに世界の人々との交流を進めることにより、相互理解と友好関係の構築を図ります。

②平和教育の充実

人類の願いである世界平和を実現するために、自立し平和を重んじる区民を育てることが必要であり、小中学校などにおいて平和に関する教育を充実させます。

③平和への取り組みの支援

戦争の悲惨さ、生命の尊さなどについて、区民が改めて考える機会を提供するため、平和祈念式典の実施や平和資料の展示など、区民の自主的な取り組みを支援していきます。

６．安心できる消費生活

◆安心できる消費生活への支援

①情報提供の充実

商品やサービスに関するリスク情報、消費者が購入を決定するための判断材料となる「表示」などについての情報提供を充実させていきます。また、高度情報化、地球規模での経済活動などに対応した新しい市場ルールについて、情報技術などを活用してすみやかに提供できる体制を整備していきます。

②学習機会の充実

時代に即応した消費生活の知識を普及していくため、小中学校において消費者教育を推進します。また、消費者センター※ を中心として、「江戸川総合人生大学（仮称）」とも連携し、消費に関するさまざまな問題について、生涯を通じて学べる機会の充実を図っていきます。

③関係機関との連携強化

各種行政機関との連携を強化し、不適正業者に対する指導と改善措置を迅速化するとともに、被害の未然防止を図るための情報の収集・提供を積極的に行っていきます。

④相談体制の充実

消費者問題の多様化に対応するため、消費者センターの相談窓口の開設時間の延長を検討するとともに、情報技術などを活用した消費相談サービスを強化していきます。また、関係機関や団体などとの連携により、よりスムーズな斡旋解決ができるように努めていきます。

◆参加型消費者の支援

①環境に配慮した消費生活の促進

日常生活において個人や家庭で取り組める知識や情報を積極的に提供することにより、環境に配慮した消費生活を行う区民（グリーン･コンシューマー※ ）を育成します。また、消費者団体やＮＰＯ※ などと連携し、環境に対する負荷の少ない生活スタイルや、資源・エネルギー利用の方法などを研究し、区民に提供していきます。このことにより、環境に配慮した消費生活への転換を図っていきます。

②消費者と事業者の協働

多様化する消費者ニーズに即応して、製品やサービス、店舗が提供され、また環境に配慮した事業活動が行われるよう、消費者と事業者の意見交換・交流の場の充実を図ります。

③情報提供の充実

事業者の保有する製品情報・危害情報を区民に提供することを促進し、消費者がより良い製品・サービスを享受し、安全な消費生活をおくることができるように支援します。あわせて、事業者側の情報公開が今後さらに迅速・適切に行われるように、国や都などの監督機関に要請を行っていきます。

第３節　いきいきとした生活のための健康・福祉の社会づくり

１）区民の健康づくりのために

＜施策の背景＞

疾病の動向では、死亡数、患者数、医療費のいずれも、生活習慣病※ であるがん、脳卒中、心臓病が最も大きな割合を占めており、高齢化の進行にともない今後ますます増加していくと予測されます。また、さまざまな「心の病」は、現代人の生活に根ざした病として増加する傾向にあります。このなかで、一人ひとりが、自分にとっての健康の大切さを考え、自分にふさわしい形で健康と向き合い、健康管理を進めていくことが大切です。

また、感染症に対する危機管理の充実、ライフスタイル※ の多様化にともなう食や住の安全性確保が求められています。

１．生活習慣病と健康

江戸川区では、だれもがその人なりの健康を享受できるように、各種健康診査（健診）、相談、講座・講習に加え、疾病の早期発見・早期治療や寝たきり防止策の強化など、さまざまな健康施策を積極的に展開し、地域の健康力を高めてきました。しかし、高齢化の進展、食生活やライフスタイルなどの多様化にともない、生活習慣病が区民共通の課題となってきています。

生活習慣病は、その名のとおり、日頃の生活習慣と密接な関係があるため、正しい生活習慣を身に付け、年齢や生活環境に応じた健康づくりを進めることが大切です。「自分の健康は自分で守り、自分でつくる」ことを基本に、区民一人ひとりの「健康寿命※ 」を伸ばすことを積極的に支援するため、必要な施策を展開することが重要です。

２．心の健康づくり

ストレスの多い社会に生きる現代人にとって、「心の健康」は生活の質を左右する重要な要因の一つです。家族関係や地域社会への帰属意識が大きく多様化する中で、高度情報化などが進展し、区民一人ひとりをとりまく環境はこれまでにも増して変化が激しくなっています。

このような変化を受け止め、心のバランスを保っていくことが大切です。そのため、区は区民と力を合わせ、一人でも多くの区民が心の健康を維持できるように、施策を展開することが必要です。

３．生涯スポーツの推進

生活習慣病を予防し、心の健康を保ち、生涯にわたっていきいきと楽しく暮らすためには、そのもととなる身体の健康づくりを進めることが不可欠であり、区民一人ひとりが体力や興味に応じて生涯スポーツを続けることが大切です。

江戸川区には、球場、陸上競技場などのスポーツ競技の本格的な施設をはじめ、河川敷の野球場、サッカーグランドや健康の道※ ・サイクリングロードなど、健康づくりやスポーツの場が多様に整えられています。今後さらに、だれでもどこでも身近にスポーツを続けられる環境づくりを進めることが求められています。

４．感染症と健康危機への対応

江戸川区は、出生数が２３区の中で最も多く、今後も同水準で推移することが予想されるため、乳幼児のすこやかな成育が重要な課題となっています。その中で、麻疹（はしか）や風疹などの予防接種率が停滞していることが問題です。

一方、高齢の人々を中心に、結核などの感染症に対する危険性の増加も危惧されています。さらに、エイズやＣ型肝炎、病原性大腸菌Ｏ１５７などへの対策も重要です。

このような状況を踏まえ、健康危機の原因となる感染症などの情報収集を行い、区民に対して正しい知識と予防策などを啓発することが必要とされています。

５．食と住の安全性

国民の食への関心が高まる一方で、輸入食品の増大や遺伝子組み替え食品の普及などが食品の安全性への危惧を生じさせています。常に食をめぐる環境の変化を的確にとらえ、区民一人ひとりの食の安全を確保することが重要です。

一方、住まいは、区民の健康の維持・増進の上で重要な役割を果たしています。しかし、建材に使用される化学物質や衛生害虫による健康被害が増加しており、これらへの対応を果たすことが大切です。

＜施策の体系＞

１．生活習慣病※ と健康

◆区民の命と健康を守るためのしくみづくり

①「コミュニティライフ・サポートセンター（仮称）」の設置

②安心できる保健医療体制の整備

③いつでも受けられる健診体制の充実

◆区民主役の健康づくりの支援

①より良い生活習慣づくり

②地域からの健康づくり

③手軽な健康増進のためのしくみづくり

２．心の健康づくり

◆心を元気にするためのしくみづくり

①「心の元気回復センター（仮称）」の設置

３．生涯スポーツの推進

◆健康スポーツ都市・江戸川の形成

①運動やスポーツに親しむ場づくり

②健康スポーツを支える人づくり

③スポーツ競技の振興

４．感染症と健康危機への対応

◆感染症対策などの充実

①感染症予防対策の充実

②健康をおびやかす事故などへの対応

③安心できる医療体制の確保・充実

５．食と住の安全性

◆健康食住の推進

①安全で健康に配慮した食生活の確保

②健康に配慮した住まいづくり

＜施策の内容＞

１．生活習慣病※ と健康

◆区民の命と健康を守るためのしくみづくり

①「コミュニティライフ・サポートセンター （仮称）」の設置

区民の健康や子どもの発育・子育て、親の介護など生活面でのさまざまな問題について、手助けやアドバイスをする場として、コミュニティライフ・サポートセンターを設置します。

運営にあたっては、ファミリーヘルス推進員をはじめとする地域の健康づくりリーダー、医師会、歯科医師会などとの連携を図りながら、経験や資格のあるボランティア※ やＮＰＯ※ の参加と協力を得て行います。

また、研修などによりスタッフの養成に取り組みます。

（専門的スタッフによる相談・指導・問題解決）

ここでは、保健婦や栄養士などの専門スタッフにより生活習慣病の予防をはじめ、子どもから高齢の人々まで区民一人ひとりの状況に応じた健康指導や健康教育を行います。

子どもの発育・子育て、親の介護などの不安についても、気軽に話ができ、アドバイスが受けられる場とします。

家庭での思わぬ緊急事態に備え、心臓発作時などの蘇生法や薬物・異物誤飲の際の処置法、家庭介護の方法などいざというときの対処法などの講習や指導を行います。

さらに、児童虐待や家庭内暴力、青少年の非行など予防と早期発見が特に必要とされる問題について、問題に気づいた区民から情報が寄せられる地域内のセンサー※ 役として機能し、問題解決が図られるしくみをつくります。

（相談しやすい体制の整備）

来所できない人のために来所しなくても気軽に相談できるよう、電話や情報技術などを活用した区民にわかりやすい「からだと家族のほっとライン（仮称）」などの設置を検討します。

（「かかりつけ医※ 」や「心の元気回復センター」との連携）

医師による診断が必要な区民については「かかりつけ医」との連携を図り、心のケアや専門的なカウンセリング※ が必要な場合には「心の元気回復センター」と連携するなど、各機関と密接な連携を取りながら、よりきめ細かな区民サポートができるようにします。

②安心できる保健医療体制の整備

（かかりつけ医の普及）

区民の誰もが、日頃から安心して相談のできる身近なかかりつけ医を持てるように、必要な情報提供などを行い、その普及を図ります。そして、かかりつけ医と地域の高度医療施設の専門医が連携できるように体制を整備します。

（救急医療体制の充実）

夜間・休日における急病時に安心して医療が受けられるように、かかりつけ医や専門医療機関と連携し夜間・休日の救急医療体制の充実を図ります。

（保健・医療・福祉の連携の強化）

高齢の人々が要介護の状態になった場合に治療とともに生活の質の向上を図り、必要なサービスを一体的に提供するために保健・医療・福祉の連携体制を強化します。このためケアマネージャー※ や訪問看護ステーション※ 、介護サービス事業者と密接な連携を図り、サービス提供の調整を行うしくみを整備し、要介護の状態になった場合でも住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるようにします。

③いつでも受けられる健診体制の整備

（健診体制の充実）

区民が必要な時に受診しやすいように、個別健診などを検討します。健診受診者に対しては、食事や運動など一人ひとりに応じた生活習慣の改善指導や教育を行うなどのフォローアップ体制を強化します。

母子保健の観点から、妊娠・出産・育児に関する相談や健診の充実を図ります。

また、生涯に通じる歯科保健の観点から、歯の健康を保ち生涯にわたり自分の歯で食べ、高齢になってからも食べる楽しみを味わうことができるように、乳幼児期からの歯の健診を推進するとともに、高齢の人々の残存歯の保持を目標とする「８０２０（ハチマルニイマル）」※ 運動に歯科医師会と協力して取り組みます。

（健康記録の電子カード化）

生涯にわたる健康記録の充実を図り、必要に応じて各種機関で健診データを相互に利用できるように、データ管理の安全性に配慮しながら健康記録の電子カード化などを推進します。

◆区民主役の健康づくりの支援

①より良い生活習慣づくり

（分りやすい健康目標の設定）

「健康寿命※ 」を伸ばすことをめざし、区民と区が協働して本区の実状にあった分りやすい健康目標を定め、目標の到達度に応じて見直しを行い、ともに取り組む生活習慣病※ 予防への指針とします。

（生活習慣アクションプランの作成）

「健康でありたい」という区民の気持ちが自らの生活習慣を変える行動に結びつくよう、健康生活を実現するための「生活習慣アクションプラン（行動指針）」を作成します。これにより、健康な食生活への情報提供や健康づくりのための運動・スポーツの提案などをとおして健康行動への動機付けや啓発活動を行います。このことを通じて「生活習慣を改善することにより、疾病の発症や進行を予防できる」という認識を醸成し、区民一人ひとりの自発的な健康づくりの意識を高めていきます。

特に、生活習慣は、小児期にその基本が身につくことから、家庭、保育・教育機関、地域の連携を図り、小児期から生涯を通じた健康づくりを支援していきます。

また、食を通じて、健康と家族のきずなを見直す生活習慣が広まるよう啓発を行います。

（健康プログラムの開発）

さらに、区民一人ひとりのライフスタイル※ やニーズに応じた栄養・運動・休養・飲酒・喫煙などへのアドバイスや提案ができる「健康プログラム」の開発を情報技術などを活用して進めます。

（健康学習の推進）

「江戸川総合人生大学（仮称）」などを活用し、各年齢層に応じて必要とされる健康知識や育児、介護の仕方、救急法などの実践的な専門知識・技術を、時代時代にふさわしい最新の内容で学び直し、また退職後の地域でのつきあい方や健康法なども幅広く学ぶことができる場と機会を整えます。

②地域からの健康づくり

（自主的な仲間づくり）

地域からの健康づくりを推進するため、スポーツや趣味を通じた自主的な健康づくりの仲間や団体に関する情報提供を行うとともに、活動の機会を提供します。

（健康づくりのリーダー）

医療関係者やスポーツ団体、ファミリーヘルス推進員、在宅栄養士、ボランティア※ 団体などが、健康づくりのリーダーとして活躍できるしくみを整備します。

また、健康の知識や介護の技術を身につけた区民ボランティアを増やすために、「江戸川総合人生大学」などを通じて救急法や家庭介護技術などの指導を行います。

③手軽な健康増進のためのしくみづくり

健康増進のために、自然の中で気持ちよく散歩などが行えるように「健康の道※ 」などの整備を進めるとともに、公園や緑道などに歩行距離や消費カロリーの表示を行い、健康づくりが目に見えるようにします。

また、江戸川区の自然を活かし、手軽にサイクリングやスポーツができるように、川べりや海辺の整備を行います。

２．心の健康づくり

◆心を元気するためのしくみづくり

①「心の元気回復センター（仮称）」の設置

ストレス社会のなかで拡がりつつある睡眠障害やうつ病、神経症、心身症などに代表される「心の不健康」に早く気づき、速やかに対処するための「駆け込み寺」として、区民が負担や抵抗を感じることなく利用できる「心の元気回復センター」を設置します。

（２４時間受けられるカウンセリング※ ）

仕事上や家庭の悩みなどで区民の誰もが心の健康に不安を感じるときに、専門スタッフやボランティア※ 、ＮＰＯ※ などによるカウンセリングや相談を電話や情報技術を活用し２４時間いつでも受けられる体制を整備していきます。

（心の健康を保つための正しい情報の提供と啓発）

区民が心の健康に関心を持ち、精神的ストレスによる睡眠障害などの心の問題や病気、アルコールや薬物の害について正しく理解し、不安や悩みを感じたときに早期に発見でき適切な対応がとれるように、情報技術の活用や講演会などでの正しい情報の提供に努め、心の健康を保つための啓発活動を進めます。

また、青少年などに拡がりつつある覚せい剤、薬物の乱用を防止するため、薬剤師会などと協力し予防啓発活動を推進します。

（専門機関との連携）

心の問題は、学校や職場における人間関係や家庭環境が複雑に絡み合っていることが多いため、心の元気回復センターでは個人の置かれた環境に配慮してカウンセリングを行い、必要に応じて専門機関へ円滑に繋げるよう連携を図ります。

特に、引きこもりや不登校・摂食障害など思春期の心の問題や子どもの心に大きな傷を残す児童虐待については、家庭や地域、保育・教育機関、子育て相談センター※ および児童相談所※ をはじめとする関係機関などとの綿密な連携のもとでカウンセリングを行い、問題解決に取り組みます。

３．生涯スポーツの推進

◆健康スポーツ都市・江戸川の形成

①運動やスポーツに親しむ場づくり

（運動やスポーツなどの機会と場の充実）

さまざまな年齢層の区民が身体を動かす楽しみを手軽に味わえる、「３０ミニッツ・ウォーキング運動（仮称）」をはじめとする身近な運動の普及に努め、各自の体力にあわせて気軽に参加できる運動やスポーツ・レクリエーションの講座・講習、教室、各種大会などの開催や支援をしていきます。また、本区の特長である水辺を活かした江戸川区らしい運動やスポーツ活動を推進していきます。

気軽に運動やスポーツ・レクリエーションに親しめる健康づくりの場として、またライフスタイル※ の変化に対応したスポーツ・レクリエーションを楽しむことのできる場として、身近な学校や区民施設の体育設備を充実します。これとともに、気軽にできる運動・スポーツから公式の競技まで、快適に使用できるように体育施設の設備改善を進めます。

（施設情報システムの構築）

区民が利用しやすいように、スポーツ・レクリエーション施設の内容や空状況の検索、直接申し込みなどがその場でできる情報システムをつくります。

（スポーツ活動の相談と情報の提供体制）

区民がスポーツ活動などを進めていくうえでの種々の相談に応じ、活動を援助するため、相談体制を充実します。また、各施設で行なわれているスポーツ情報などの提供体制を整備します。

②健康スポーツを支える人づくり

（指導員の育成と確保）

地域のスポーツ・レクリエーション活動を推進するため、体育指導委員やコミュニティスポーツリーダー※ などのスポーツ指導員やコーディネーター※ を育成します。

（スポーツ指導員の派遣制度）

初心者の指導や団体活動の支援のため、地域のスポーツ指導者を派遣・紹介する体制を充実します。

体育会加盟団体などの地域団体と連携し、地域のスポーツ指導者がその技術や知識を学校の部活動や体験学習などで発揮できる体制を推進します。

③スポーツ競技の振興

スポーツ競技の普及と水準の向上をめざし、関係団体などと協力し、実技講習会などを行うとともに区民大会を開催します。また、ラクロス※ など国際的スポーツ大会や全国大会などの開催を支援します。

４．感染症と健康危機への対応

◆感染症対策などの充実

①感染症予防対策の充実

エイズやＣ型肝炎、病原性大腸菌Ｏ１５７をはじめとする新興感染症や、高齢の人々に再燃する結核などの感染を防止するために、かかりつけ医※ を中心に感染症に関する情報の収集体制を強化し、最新情報を医療機関や区民などに提供していきます。また、講習会や情報技術などを活用し予防のための啓発活動を行います。

特に、中学校や高校での学校保健活動の中でエイズやＣ型肝炎、性感染症などの感染症に対する予防啓発活動を充実します。

また、予防接種率が停滞している麻疹や風疹、特に乳幼児や高齢者にとって危険性の高い病気であるインフルエンザについて接種率の向上を図り、その有効性を確保するため、予防接種の奨励や重要性についての啓発活動を進めます。

屋内でペットを飼うことが増えていることに対応し、ペットを媒介とした感染症を防止するため、獣医師会などと協力し情報技術などを活用した情報提供や相談を行います。

②健康をおびやかす事故などへの対応

（食品や飲料水事故などの防止）

食品に関する事故ゼロをめざして、区民に安全で衛生的な食品が提供されるよう事業者の自主管理体制の強化と指導を徹底します。また、区民の食品衛生についての意識を向上させるため、情報提供を充実します。

レジオネラ症※ などの防止や飲料水の安全性を確保するため、公衆浴場営業者や受水槽設置者に対する自主管理の徹底、水質検査の充実を図ります。

都の衛生研究所などの協力を得て、食品や飲料水の安全を確保するため、健康危機につながる感染源の究明体制と検査の即時対応力を強化します。

薬物や毒劇物事件を防止するため、取扱業者への監視指導を行い、実態把握に努めるとともに、講習会などを通じて薬物などの管理の徹底を図ります。

（健康危機への対応）

大規模食中毒をはじめとする健康危機に対して迅速な対応がとれるように、危機管理マニュアルの整備や職員への定期的な研修を通じた知識や技術の向上を図り、医療や福祉、警察、消防など関係機関との協力体制の構築を推進します。

③安心できる医療体制の確保・充実

健康危機に対処できる高次医療や特殊専門医療の確保のため、医療資源を有効に活用し医療機関相互の連携を推進します。

５．食と住の安全性

◆健康食住の推進

①安全で健康に配慮した食生活の確保

輸入食品の増大や遺伝子組み替え食品の普及など食品をめぐる環境が変化しています。区民が安全で健康に配慮した食品を購入できるように、最新情報を収集し、区民や事業者に対し正確で分りやすい情報の提供と相談体制の充実を図るとともに、食品と健康のかかわりなどについての教育を進めます。

区民に安全で健康に配慮した食品が提供されるように、食品関係事業者や区内の流通業者に協力要請や指導を行います。

②健康に配慮した住まいづくり

建材などから発生する有害化学物質によるシックハウス※ 対策やダニ・カビ・害虫類に関する対策、受水槽の正しい維持管理による安全な飲料水の確保など、快適で安全な住環境についてわかりやすい情報の提供と相談体制の充実を図ります。

有害化学物質などを使用しない住まいが提供されるよう、民間業者に働きかけていきます。

２）高齢の人々・障害のある人々のために

＜施策の背景＞

本格化する高齢化に対応して、いきいきした高齢者がいつまでも元気に働き社会に貢献できるしくみの充実や、高齢の人々や障害のある人々が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、社会全体で支える福祉づくりが大切です。このため、区民誰もが活動の場を広げ、安心して社会参加ができる、助け合い、支えあう、ともに生きる福祉のまちづくりを進める必要があります。

１．高齢の人々の生きがいと健康

本区の高齢化率は、平成１３年１０月現在、１３.１％で、国や都に比べ低い水準です。しかし、本区でも今後高齢化が進展し、健康で働く意欲のある高齢の人々が大幅に増加してきます。高齢の人々にとって、健康であるとともに自己の経験を活かし、「生涯現役」としていつまでも活躍できることが、生きがいある幸せな人生をおくるうえで大切です。

本区は、これまで、くすのきカルチャー教室をはじめとする学習機会の提供やリズム運動などのスポーツ・レクリエーション事業、シルバー人材センターの生きがい就労事業などを通じて健康・生きがいづくりを積極的に進めてきました。今後は、これらの取り組みを基礎として、ますます多様化する高齢の人々のニーズに対応し、経済的自立を支援し、本格的な就業機会の確保に取り組むとともに、年々参加者の増えるボランティア※ などをはじめとする、健康で多様な生き方が選択できるように施策を展開していくことが重要です。

２．高齢の人々の生活支援

本区では、「高齢の人のひとり暮らし」、「高齢の人々だけのふたり暮らし」が合わせて世帯の約半数を占め、高齢化にともないこれらの世帯への地域からの目配りが必要となっています。また、「子ども・孫などと同居」している高齢の人々でも、日中独居となる人がかなりおり、「食事の準備が大変」「家事が十分できない」など日常生活を支える援助を必要としています。

また、７５歳以上の後期高齢者人口の増加に対応し、介護が必要になったときに、安心して受けることができる質の高い介護サービスの充実が必要です。高齢の人々が住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、介護基盤の整備を進めるとともに、保健・医療・福祉の一体的なサービスの提供のしくみ、ボランティア団体の育成、介護の相談体制の充実などを図ることが重要です。

３．障害のある人々の生活支援

心身障害や精神障害のある人々は年々増加しています。

平成１３年１０月現在、心身障害のある人々の区内人口に占める比率は、２．８％であり、高齢化や障害の重複、重度化も進んでいます。このような中で、「措置から契約」※ へサービス提供のしくみが移行することにともない、民間事業者やＮＰＯ※ などサービス供給主体の指導や育成、良質なサービス市場の整備、円滑で安心な利用のための総合的相談体制の整備が必要とされています。

こうした中で、心身障害や精神障害のある人々と家族が、地域において必要なサービスを利用しながら、生活の質を高めつつ自立して生活できるように、地域全体で支えていくことがますま

す重要となっています。

また、生きがいをもって自立生活を営める環境を整えるため、職業訓練や就労の場づくり、安心して住める多様な住宅の整備、施設の充実が必要です。

特に、精神障害のある人々については、医療と連携を図りつつ、社会復帰を支援することが重要です。

４．福祉のまちづくり

本区は、歩道の拡幅、道路段差の解消をはじめ公共施設のバリアフリー※ 化を推進してきました。今後は、さらにすべての人が移動しやすく使いやすいまちづくりを進める必要があります。

また、子どもの頃から福祉への関心を高め、区民全員のボランティア※ 意識の醸成や福祉ネットワークの形成を図ることを通じて、区民が互いに理解し、支えあう心のバリアフリーを進め、地域社会や学校、職場などのあらゆる場でノーマライゼーション※ の理念を実現していくことが重要です。

＜施策の体系＞

１．高齢の人々の生きがいと健康

◆「生涯現役」の環境づくり

①生きがいと社会貢献の場づくり
②経済的自立を支援する体制の整備
③仲間づくりへの支援

◆高齢の人々の健康づくり

①高齢の人々自身による健康管理への支援
②スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくり
③心の健康管理
④虚弱な高齢の人々への支援

２．高齢の人々の生活支援

◆高齢の人々が安心できる生活支援

①安心できる住環境の整備
②安心できる日常生活のための支援サービスの充実
③高齢の人々の権利擁護のしくみづくり

◆介護サービスの充実

①介護サービス基盤の整備
②介護に関する相談・情報提供体制の充実
③介護に関する人材・ボランティア※ 団体の育成
④痴呆性の高齢の人々に対する支援の充実

３．障害のある人々の生活支援

◆障害に関する生活支援

①在宅サービス基盤の充実
②障害児（者）療育の充実
③障害のある人々の健康支援
④障害に関する身近な相談・情報提供体制の充実

◆障害のある人々の自立的生活の環境づくり

①職業訓練と就労の場づくり
②生きがいと社会貢献の場づくり
③障害のある人々が安心して住める多様な住宅の整備
④身近な地域での施設整備

◆精神障害のある人々の社会復帰への支援

①自助グループへの支援
②社会復帰への支援
③精神障害のある人々についての理解促進

４．福祉のまちづくり

◆ユニバーサルデザイン※ の促進

①すべての人が移動しやすいまちづくり

②「テクニカルエイドセンター（仮称）」の設置検討

◆心のバリアフリー※ と福祉ネットワークの形成

①福祉教育の充実と区民全員のボランティア※ 意識の醸成

②区民と区の福祉パートナーシップ※ の向上

③地域全体で支える福祉ネットワークの形成

＜施策の内容＞

１．高齢の人々の生きがいと健康

◆「生涯現役」の環境づくり

①生きがいと社会貢献の場づくり

（社会貢献のできるしくみの整備）

高齢の人が長年にわたって培った、仕事の知識や技術、趣味、特技などさまざまな能力、人とのつながりを活かして、障害者への運転ボランティア※ 、地域コーラスの指導、地域で草花を育てる活動、語学力を活かした通訳など個性ある多様なボランティア活動を行うことができるように、「ボランティアをやりたい人」と「必要とする人」のコーディネート※ やネットワークづくり、各種研修の実施、情報の提供など、高齢の人々が生きがいをもって地域社会に貢献するためのしくみを整備します。

また、小・中学校などにおいて、地域の歴史や文化、昔の遊びなどの知識や経験を教えるなど、高齢の人々が地域の中で世代間のかけ橋として活躍できる機会を創りだし、地域の教育力の向上を図ります。

（シルバーボランティア相談員の育成）

世代的にも共通する話題が多く、気持ちがわかりあえ、どんなことでも気軽に相談のしやすい、高齢の人が高齢の人の相談にのる「シルバーボランティア相談員（仮称）」を育成します。

（学びによる生きがいある活動への支援）

地域とのつながりをあまり持たないで定年などを迎えた高齢の人々が、地域に溶け込み、活躍の場を見出していく時に必要となる心構えやボランティアへの知識などについて学ぶ機会を「江戸川総合人生大学（仮称）」などにおいて提供します。

また、くすのきカルチャーセンターをはじめ、新しい自分の発見や生きがいにつながる趣味や教養などを学習できる機会を提供するとともに、他の高齢の人のよき目標となるような人「アクティブシニア（仮称）」を発掘し、紹介することで、高齢の人々の意欲を高め、生涯現役として元気に活躍できるように励まします。

②経済的自立を支援する体制の整備

（高齢の人々への就業支援）

働く意欲をもっている高齢の人々に対し、「知識・経験・能力」を活かした就業機会を確保するために、シルバー人材センターの事業拡大を図るとともに、その組織を活用し、他の機関と連携して地域における就業相談や情報の提供や仕事の紹介をおこなうしくみをつくります。

（「新しい働き方」への支援）

さまざまな技術や技能をもつ高齢の人々が、経験を活かし共同で仕事を受注する高齢者生協などの組織の設立や、地域に密着したコミュニティビジネス※ などを仲間で起業するなどの、高齢の人々の「新しい働き方」への支援を行います。

◆高齢の人々の健康づくり

①高齢の人々自身による健康管理への支援

「コミュニティライフ・サポートセンター（仮称）」において、区民の栄養や運動、休養などの相談に応じ、高齢の人々一人ひとりのライフスタイル※ やニーズに適した「健康プログラム」を作成し、高齢の人自身による健康管理に役立てます。

②スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくり

（楽しい運動の提案）

リズム運動のような、高齢の人々が楽しく身体を動かすことのできる運動を考案し、生活へ幅広く取り入れる提案をします。

（身近な健康づくりの推進）

スポーツ・レクリエーションを身近に実施できる環境の整備や活動機会の充実、指導者の育成を図るとともに、既存の運動専用施設にとらわれない、公衆浴場や「健康の道※ 」、緑道、公園など身近な生活の場を活用した健康づくりを推進します。

③心の健康管理

高齢の人々が感じる老いへの不安や孤独感などに対して、「心の元気回復センター （仮称） 」でのカウンセリング※ や訪問活動などを行い、心の健康が保てるようにきめ細かく対応する体制を整備します。

④虚弱な高齢の人々への支援

（熟年ふれあいセンターの充実）

虚弱な高齢の人々の閉じこもり、引きこもりを防止するデイサービス※ 拠点として熟年ふれあいセンターの充実を図ります。

（ミニ・デイサービス実施への支援）

地域の創意と支え合いにもとづいた多様な「ミニ・デイサービス」の実施のための支援を図ります。

（介護予防の推進）

転倒による骨折や寝たきりを予防するため、介護予防教室を充実するとともに、コミュニティライフ・サポートセンターや在宅介護支援センターが連携し、健康や生きがい対策と結びついた「介護予防プラン」の作成、実施、評価の体制をつくります。

また、介護保険対象外の方への自立支援介護機器の給付、貸与および機能訓練事業を行います。

２．高齢の人々の生活支援

◆高齢の人々が安心できる生活支援

①安心できる住環境の整備

（多様な住宅の整備）

高齢の人々のさまざまな身体状況に応じた住宅が選択でき、住み慣れた地域で自立した生活がおくれるよう、グループホーム※、ケアハウス※、生活支援ハウス※などケアや見守り機能をもつ多様な住宅の整備を促進します。

（バリアフリー※住宅の推進）

高齢化に対応した住宅設計の普及など新築時におけるバリアフリー住宅の整備を促進します。

また、既存住宅についても三世代住宅資金貸付制度などの利用や住宅改修の機会をとらえてバリアフリー化を推進します。

（居住支援策の充実）

高齢の人々が安心して住みつづけるために、身元保証制度や高齢者向け優良賃貸住宅制度※の活用を進めます。

（資産活用型制度の研究）

所得は少ないが持ち家など資産のある高齢の人々が安心して住みつづけられるようなしくみについて、本区独自の方式を含め研究していきます。

②安心できる日常生活のための支援サービスの充実

（安心生活応援ネットワークの構築）

ひとり暮らしや高齢の人だけの世帯、あるいは日中ひとりきりになる高齢の人が、閉じこもりや孤立化することなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、民生委員やふれあい相談員などと協力し、目配りの必要な高齢の人を地域で見守る「安心生活応援ネットワーク」を構築します。これにより、緊急時の迅速な対応と相談機能を備えた機器やシステムを活用しながら、何かあれば身近に助けを求めることができる安心感のある体制を整えます。

（配食サービスの充実）

配食サービスについて、虚弱者や食事療法を必要とする方への献立など利用者の個別ニーズに対応していくとともに、見守り機能の充実などサービスの拡充を図ります。

（生活支援サービスの提供）

介護保険の給付対象外であるものの生活支援を必要とする高齢の人々に対し、サービス供給主体としてＮＰＯ※やボランティア※団体の参加と協力を得ながら、生活支援型訪問介護サービス※を実施します。また、質の高い在宅生活が続けられるように、区独自の生活支援サービスを提供します。

③高齢の人々の権利擁護のしくみづくり

判断能力に不安のある高齢の人でも、安心して福祉サービスの利用や資産管理などができるように、地域福祉権利擁護事業※や成年後見制度※などを運用する権利擁護のしくみづくりを整えます。

◆介護サービスの充実

①介護サービス基盤の整備

（介護市場の整備と第三者評価※ 制度のしくみづくり）

民間事業者、ＮＰＯ※ 、ボランティア※ など介護サービスの供給主体が多様化する中で、利用者が適切にサービスを選択できるように、質の高い事業者の参入と育成を図ります。供給の少ないサービスについては、民間事業者やＮＰＯなどの参入を促すように、適切な市場環境の整備を促進します。

また、介護サービスの質的な充実を進めるために、介護事業者連絡会など事業者の自主的な連絡団体を育成するとともに、第三者による介護サービスの評価制度のしくみづくりに取り組みます。

（介護保険施設の整備）

在宅では介護が困難な高齢の人々のために、住み慣れた地域社会で施設サービスが受けられるよう介護保険施設の整備を促進します。また、要介護者や家族のリフレッシュを図るためにショートステイ※ 、デイサービス※ などを充実し、安心して在宅介護のできる条件の整備に努めます。

（苦情処理窓口の充実）

介護サービスに関する利用者の不満や疑問、苦情を受付け、事業者を指導する体制を充実し、介護サービスの質的向上を図ります。

（保健・医療・福祉の連携強化）再掲

高齢の人々が要介護の状態になった場合でも治療とともに生活の質の向上を図り、必要なサービスを一体的に提供するために保健・医療・福祉の連携体制を強化します。このためケアマネージャー※ や訪問看護ステーション※ 、介護サービス事業者と密接に連携し、サービス提供の調整を図るしくみを整備し、要介護の状態になった場合でも住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるようにします。

②介護に関する相談・情報提供体制の充実

（介護サービスに関する情報提供）

身近なところで相談が受けられるように、在宅介護支援センターの充実を図るとともに、コミュニティライフ・サポートセンターとの連携をとりながら、一人ひとりの状況に合ったサービスを選択できるよう、情報技術なども活用し介護サービスに関する情報提供を充実します。

（介護者交流教室の開催）

介護者交流教室などを開催して、介護技術の習得を図るとともに介護者同士の情報交換の機会を設けます。

③介護に関する人材・ボランティア団体の育成

地域の支え合いにより、安心して介護できる体制をいっそう充実するため、区内の福祉専門学校やボランティアセンターとの連携のもとで総合人生大学などにおいてボランティア意識への啓発・教育を進め、介護に必要な知識を備えた人材の育成を図ります。

④痴呆性の高齢の人々などに対する支援の充実

（デイサービス※ などの充実）

痴呆性の高齢の人々の生活リズムを整え、安定した日常生活を送れるよう、デイサービスの充実とグループホーム※ の整備支援を図ります。また、デイサービスなどにおいて、痴呆性の高齢の人々が楽しみながら痴呆の進行防止にも役立つペットセラピー※ などメニューを工夫します。

（家族介護負担の軽減）

ショートステイ※ やデイサービス、訪問介護サービスなど、痴呆性の高齢の人々を介護する家族の精神的・身体的負担を軽減するサービスの充実に努めます。また、情報技術を使った徘徊探索システムを活用することで行方不明時の早期発見を可能とし、徘徊者の安全を図るとともに徘徊に対する家族の不安を解消します。

（痴呆性の高齢の人々に対する地域からの理解）

痴呆性の高齢の人々に対する誤った先入観を取り除き、地域でともに支えるための啓発活動を強めます。

３．障害のある人々の生活支援

◆障害に関する生活支援

①在宅サービス基盤の充実

（良質なサービス市場の整備）

「措置から契約」※ へサービス提供のしくみが移行することにともない、サービスを行う民間事業者やＮＰＯ※ などの指導育成と良質な市場環境の整備に努め、利用者への情報開示や提供、苦情処理、サービス評価のしくみづくりを進めます。

（地域生活支援サービスの充実）

障害のある人々の自立支援と介護者の負担軽減のためにホームヘルプ※ サービス事業やショートステイ※ 事業・デイサービス※ 事業を充実します。また、障害のある人々の緊急一時保護事業を充実させ、介護者のレスパイトケア（一時的休息）などを積極的に推進します。

（安心生活へのネットワーク構築）

緊急通報システム・火災安全システムをはじめ、障害のある人々が地域の中で安心して生活できるネットワークを構築するとともに、災害時の支援体制を整備します。

②障害児（者）療育の充実

（重症心身障害児施設※ の早期整備への要望）

心身ともに重度の障害のある子どもの保護や治療、生活指導を行う重症心身障害児施設の早期整備を関係区と連携して都へ要望します。

（障害の早期発見、早期治療）

乳幼児の障害や発育・発達の遅れなどを早期発見し、適切な治療を促進するため、妊産婦健診や乳幼児健診、経過観察などを充実させるとともに、専門医療機関や乳幼児通所療育施設などとの連携を図ります。

（療育連絡会の整備）

乳幼児期から始まる各段階の療育の一貫性を保つために、療育の連絡会を整備することにより保健や福祉、教育など関係機関の連携・協力体制を強化します。

（訪問健康診査・訪問看護の充実）

在宅重症障害児（者）の在宅での安定した療育環境を支援するため、在宅サービスについてのコーディネート※ 機能を強め、訪問健康診査や訪問看護の充実を図ります。

（相談・教育の充実）

子どもの状況にあわせた保育や就学相談の充実、心身障害学級の適正配置、養護学校との連携、地域や企業との連携による職業体験の場の設置などにより、障害の状態に即した教育の充実を進めます。また、養護学校と近隣小中学校、心身障害学級と通常学級などの交流や心身障害児理解教育の充実を図ります。

③障害のある人々の健康支援

（健康への個別相談や仲間づくりへの支援）

難病や障害の状態に応じた健康づくりへの個別相談やともに支えあう仲間づくりへの支援を行います。

（障害者歯科診療体制の整備）

歯科医師会などの関係機関と協力・連携し、障害者歯科診療体制を整備していきます。

（中途障害者リハビリの充実）

病院リハビリ終了後の中途障害者が自立した日常生活をおくれるよう、地域リハビリや地域ミニ・デイサービス※ の充実を図ります。

④障害に関する身近な相談・情報提供体制の充実

（障害者自立支援センターの設置）

「心身障害者複合施設（仮称）」を設置し、施設内に「障害者自立支援センター」を設け、ケアマネジメント※ を積極的に取り入れ、同じ障害がある人同士によるピアカウンセリング※ や、情報技術を活用した専門スタッフによる相談などを推進します。また、福祉用具の展示などを行うなど在宅福祉サービスの利用援助や障害のある人々に必要な情報提供を拡充します。

（権利擁護システムなどの整備）

判断能力に不安のある障害の人々でも、安心して福祉サービスの利用や資産管理などができるように、地域福祉権利擁護事業※ や成年後見制度※ などを運用する権利擁護のしくみづくりを整えます。

◆障害のある人々の自立的生活の環境づくり

①職業訓練と就労の場づくり

（障害者への就労支援）

「障害者就労援助センター（仮称）」を設置し、就労支援事業及び雇用啓発事業を充実させます。

また、企業内授産※ ・「職親※ 」委託などを進め、障害のある人々の総合的な就労支援体制を整備・充実するとともに、多様な就労の可能性を広げるために、デイサービスなど日常生活の場においてＩＴ※ 機器を使用し、操作に習熟できる環境を整備します。

（小規模通所授産施設の振興）

小規模通所授産施設の振興を進め、民間による障害者通所授産施設の運営を支援します。

②生きがいと社会貢献の場づくり

（スポーツ・レクリエーション活動などへの参加支援）

障害者団体や障害者施設が行う地域交流活動の充実を図るとともに、障害のある人々のスポーツ・レクリエーション、学習・文化活動を推進します。また、障害のある人々のボランティア※ ・ＮＰＯ※ 活動への参加を支援します。

（情報や公共施設のバリアフリー※ 化の推進）

障害のある人々の生活空間の拡大と質的向上が図れるよう情報や公共施設のバリアフリー化を推進します。また、多様な会議・活動などへの参加がしやすく、情報の受発信ができるように日常生活でのＩＴ機器の活用を支援します。

（活動しやすい環境整備）

リフト付タクシー、低床バス※ などの普及促進を図り、障害のある人々が活動しやすい環境を整備します。

③障害のある人々が安心して住める多様な住宅の整備

住み慣れた地域でいつまでも生活できるように、心身障害者複合施設内に知的障害者生活寮、重度知的障害者生活寮などの整備を進めるとともに、重度身体障害者グループホーム※ の整備を促進します。

また、暮らしやすいバリアフリー※ 仕様の民間住宅の整備を誘導します。

④身近な地域での施設整備

心身障害者複合施設に、日常生活の援助を行うための身体障害者デイサービス※ センター、知的障害者デイサービスセンターを整備します。

また、必要に応じて知的障害者通所更生施設の増設を検討するとともに、区内の住み慣れた地域で生活できるように区内での知的障害者入所更生施設・身体障害者療護施設の整備を支援します。

◆精神障害のある人々の社会復帰への支援

①自助グループなどへの支援

精神障害のある人々の自立促進のために、不安感や問題を抱える仲間が集まり、お互いの情報交換や悩みを話し合う場を設けるなど、自主グループや家族会などへの支援を行います。

②社会復帰への支援

身近な地域にデイケアセンター、生活支援センター、作業所、グループホームなどの社会復帰のための施設などを確保するとともに、医療と連携した生活相談や訓練を通じて社会復帰への支援を強化します。

③精神障害のある人々についての理解の促進

地域のボランティア※ やＮＰＯ※ が活動しやすい場づくりを進めるとともに、精神障害のある人々に対する区民の理解を深め、多様な精神障害者施策への取り組みを情報提供し偏見を取り除くことで、地域での社会復帰を支えられるように多様な啓発活動を行います。

４．福祉のまちづくり

◆ユニバーサルデザイン※ の促進

①すべての人が移動しやすいまちづくり

道路などの段差の解消や歩道の拡幅、絵でわかる表示、障害のない安全な路上確保など、区民と区のパートナーシップ※ により、移動しやすいまちのための整備を推進します。

また、誰にとっても使いやすく安全な施設に改修するなど、すべての人に使いやすいまちづくりを進めます。

②「テクニカルエイドセンター（仮称）」の設置検討

新しい科学技術の成果などを活用して、高齢の人々や障害のある人々にとって利用しやすい、さまざまな福祉器具を開発・展示・修理・適合・販売し、自分にあったものを選べる場として「テクニカルエイドセンター（仮称）」の設置を検討します。

◆心のバリアフリー※ と福祉ネットワークの形成

①福祉教育の充実と区民全員のボランティア※ 意識の醸成

福祉教育の充実により心のバリアフリーを進め、区民全員のボランティア意識の醸成を図るため、ボランティアセンターにおける「福祉ボランティア」の育成を進めます。

②区民と区の福祉パートナーシップの向上

小中学校において総合学習のテーマとして福祉を取り上げ、子どもの頃から福祉への関心を高めるとともに、さまざまな交流機会を通じて福祉を身近なものと感じられる環境を整備し、地域で福祉を支えるように区民と区のパートナーシップを向上していきます。

③地域全体で支える福祉ネットワークの形成

家族や地域、企業、行政が、支えあいの理念にもとづき、あたたかい福祉が提供されるように相互の連携を図り、また、民生・児童委員や社会福祉団体、事業者、相談員、社会福祉協議会などとのつながりを強めます。

あわせて地域福祉のかなめとなる社会福祉協議会を充実・強化していきます。これによって、地域全体で支える区民全員参加型の福祉ネットワークを形成します。

第４節　区民参加による環境づくり

＜施策の背景＞

２１世紀は環境の世紀と言われています。増え続けるごみ、二酸化炭素などの温室効果ガスの増加による地球の温暖化、地球資源の枯渇など、深刻な地球環境問題が生じています。

かけがえのない地球環境を守り次世代に引き継いでいくために、循環型社会形成推進基本法を踏まえて、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄といった社会経済のあり方を見直し、環境に負荷の少ないライフスタイル※ や事業活動を総合的かつ計画的に展開していくことが求められています。

そのためには、区民・事業者・区が手をたずさえ、環境に関する活動を行うＮＰＯ※ などの団体とも協力して、あらゆる方向から対応していかなくてはなりません。

１．環境啓発・環境教育

これまで、本区では、主として自然保護とリサイクル※ の視点から、環境に対する区民の理解促進と意識向上を図ってきました。しかし、「一人ひとりが被害者であり、加害者でもある」という今日の環境問題の特質から、区民全体が環境への理解をさらに深めていくためのしくみづくりが必要です。

そのため、幅広い年齢層が参加できるように多様な学習の機会を整え、「暮らしと環境」との関係をわかりやすく体系的に学べるようにすることや、学校などにおいて、次代を担う子ども達に積極的に環境教育を行っていくことが大切です。

２．資源循環（ごみの減量と資源リサイクル）

２３区では、大量の廃棄物の処理をめぐり、最終処分場の不足やダイオキシン※ などの有害化学物質の発生といった問題を抱えています。

ごみの量は、平成１１年１０月の資源回収事業の全区展開により減少傾向にありますが、さらにごみの減量を進めることが求められています。そのためには、無駄なごみがでないように消費者と事業者が協力するとともに、効率的にリデュース※ ・リユース※ ・リサイクルを推進していく、清掃事業と一体となった循環型社会形成に向けたしくみづくりが不可欠です。また、広域的な課題については、国や都などと協力しながら進めていかなければなりません。

３．自然との共生・ふれあい

これまで、本区は、「豊かな水辺環境に囲まれている」という自然条件を活かして、河川敷の緑地や葛西のなぎさ、親水公園の整備など、「遊水都市」づくりを進めてきました。そして、区民の保全活動にも支えられて、豊かな潤いを感じられる生活空間が形成されています。

今後は、この特長をさらに活かし、さまざまな生き物が棲む「いのちのオアシス※ 」づくりや「花と緑の拠点」づくりを進めるなど、だれもが気軽に水と緑に親しめるような環境を整備していくことが必要です。また、これらの環境を利用して、自然とふれあうことのできる機会を充実することも大切です。

４．都市環境問題・有害化学物質

工場や事業所からの騒音や振動などの問題は、良くなっているとはいえ、依然として残っています。また自動車による排出ガスや騒音などの問題も、私たちの暮らしや健康に少なからぬ影響を与えています。加えて、ダイオキシン※ や環境ホルモン※ などの有害化学物質が、新たな問題として指摘されています。

これらは、いずれも私たちの日常活動から生じているものであり、ライフスタイル※ や事業活動を根本的に見直すとともに、国や都と協力しながら、区民・事業者・区がともに行動することが必要です。また、問題の発生や被害を防止するための情報を共有することにより、リスクの低減に努めていかなくてはなりません。

５．地球環境への配慮

私たちの日常活動は、地球環境に大きな負荷を与えています。今日の地球温暖化※ や酸性雨といった地球環境問題を解決していくために、世界中の人々が手をたずさえて、大量生産・大量消費・大量廃棄というこれまでの生産と消費のパターンを変え、環境への負荷を少なくするように転換していくことが重要です。

そのため、本区においても、区民や事業者が地球共同体の一員としての自覚を持ち、地球環境に配慮した生活や事業活動を行っていくとともに、環境に与える負荷をできる限り少なくするために、本区の特長を活かした取り組みを積極的に進めることが必要です。

＜施策の体系＞

１．環境啓発・環境教育

◆区民と自然・地球環境との関連を学ぶしくみの充実

①環境に関する区民の活動拠点「エコセンター（仮称）」の設置
②区民の自主的・自発的な取り組みの支援

２．資源循環（ごみの減量と資源リサイクル※ ）

◆ライフスタイル※ の見直しによるごみの大幅な減量化

①ごみの減量目標の設定
②啓発活動の推進
③ごみを少なくするしくみの構築
④環境に配慮したごみの収集・運搬・処理の推進
⑤産業廃棄物、建築副産物の排出抑制と再利用の促進

◆資源リサイクルの拡充

①区民流通ネットワークシステムの構築
②事業者と処理業者の連携促進
③修理マイスター※ 制度の創設
④デポジット制度※ などによる再資源化の促進
⑤リサイクルリーダーの育成・活用
⑥区民による資源回収活動の拡大
⑦リサイクル製品の利用促進

３．自然との共生・ふれあい

◆水と緑でネットワークする「いのちのオアシス※ 」づくり

①区民主体の環境づくり
②多様な生物が棲息できる環境づくり
③水と緑の拠点づくりの拡大
④「いのちのオアシス」のネットワークづくり

◆自然とのふれあいの拡大

①体験型イベントの実施
②自然体験活動などの充実
③身近な自然を活かした休息と健康づくり
④水辺環境とのふれあい
⑤農地とのふれあい
⑥自然を守り、自然とふれあう活動の支援

４．都市環境問題・有害化学物質

◆生活環境の改善と保全

①工場・事業所などの環境汚染防止
②自動車環境汚染対策
③生活型環境問題への対応

◆新たな環境汚染問題への対応

①有害化学物質汚染への対応

５．地球環境への配慮

◆地球環境を考慮した区民生活の展開

①エコマネー※ などの地域通貨の導入

②行動指針の策定と実践

③ＩＳＯなど環境マネジメントシステムの導入促進

④地球環境に配慮した区民生活への支援

⑤資源・エネルギーの賢い活用の促進

⑥屋上緑化などによるヒートアイランド現象※ の緩和

＜施策の内容＞

１．環境啓発・環境教育

◆区民と自然・地球環境との関連を学ぶしくみの充実

①環境に関する区民の活動拠点「エコセンター（仮称）」の設置

暮らしと環境との関係を、楽しく、わかりやすく、体系的に学び、相互に教えあうための場として、事業者や区民と協力しながら「エコセンター」を設置します。エコセンターは、区民誰もが気軽に利用できる施設として、事業者、区民、ＮＰＯ※ などとともに運営していきます。

（環境学習プログラムの作成）

子どもから高齢者にいたるまで、それぞれの年齢層や学習形態、関心分野などに応じた体系的な環境学習プログラムを作成し、ガイドブックなどの形で提供します。また、この学習プログラムにもとづいて、家庭、地域、職場などにおいて、楽しく環境を学べるように支援します。

（環境学習の推進）

エコセンターは、公園やビオトープ※ などの身近な施設を活用して、さまざまな体験のできる実践的な環境学習を行い、環境ボランティア※ などが、環境の大切さ、自然とのふれあいの楽しさ、一人ひとりが心がけること、などを楽しく自然に身につけられるように支援します。また、専門的な学習分野については、「江戸川総合人生大学（仮称）」と連携します。

さらに、環境省の「こどもエコクラブ※ 」など既存の活動も支援していきます。

そして、幼稚園や小中学校などにおける環境教育や、地域や職場などにおける自主的な環境学習に対しては、環境学習プログラムに基づいた教材の提供や指導者の派遣などを行います。

（環境ボランティアなどの人材育成）

環境ボランティアなど、実践活動を支える人材の育成を行います。環境ボランティアは、その活動分野により「資源循環」、「自然との共生・ふれあい（自然体験）」、「都市環境」、「地球環境」などに区分し、区民が分かりやすく親しみやすい名称をつけます。

（環境に関する情報提供・相談サービス）

情報技術などを活用して、区民や事業者への情報提供や啓発を行います。また、環境に関するさまざまな問い合わせや相談に対しては、環境ボランティアなどがきめ細かく対応します。

②区民の自主的・自発的な取り組みの支援

（実践例や知恵を共有するためのしくみ）

ごみの減量、資源のリサイクル※ 、身近な自然環境を守り育てることなどについての、自発的な取り組みや工夫などの実践例、生活の中でのさまざまな知恵を相互に共有できるように、各種情報を保存し、区民がいつでも引き出せるようなしくみをつくります。

（自主的学習への支援）

町会・自治会やＮＰＯ※ などのさまざまな団体が、環境に関する講座などを実施するに際しての支援を充実していきます。

（行動指針の策定）

区民・事業者・区が協働して環境保全を推進するための話し合いの場を設置します。また、この場を通じて、環境にやさしい生活や事業活動が促進されるための行動指針を定めます。

２．資源循環（ごみの減量と資源リサイクル※ ）

◆ライフスタイル※ の見直しによるごみの大幅な減量化

①ごみの減量目標の設定

ごみの減量について、区民が具体的に取り組みやすいように、段階的な目標を設定します。

また、区民のごみ出しの負担にも配慮しながら、分別の種類を拡大できるように、効果的な方法を検討します。

②啓発活動の推進

区民に、ごみを減量する効果とその方法をわかりやすく知らせ、ごみの減量に向けた取り組みを広めるために、学校や町会などの小さな単位ごとに出前講座を実施するなど、啓発活動を積極的に行います。また、事業者に対しては、このようなごみ減量型の取り組みに対応した生産や流通などの事業活動への転換を働きかけていきます。

③ごみを少なくするしくみの構築

（ごみ減量の実践例などの紹介と表彰）

ごみの減量や効果的な分別方法などについて、家庭や事業所などの実践例を紹介するとともに、優れたものを表彰し、この方法を区民全体で共有していきます。

（努力を促すしくみの検討）

不法投棄を防ぎながらごみの減量を推進するために、町会・自治会やＮＰＯ※ などの団体とともに知恵を出し合い、出すごみの量が少ない人ほどメリットのあるような方法を検討します。

（消費者と事業者の協力）

商店やスーパーマーケットなどの小売りのあらゆる分野で、消費者と事業者が協力して、トレイや箱などの容器、包装紙や袋類の使用をできるだけ少なくするようにします。さらに、極力無駄なごみがでないように、「はかり売り」や「ばら売り」など、必要なときに必要な分だけ購入できるしくみづくりを促進します。

④環境に配慮したごみ収集・運搬・処理の推進

ごみ収集車両への低公害車の導入など、収集運搬における環境負荷の低減を図ります。また、清掃工場における燃焼管理や排ガス、排水、焼却灰の処理を適正に行い、大気汚染などの発生の防止に努めます。

⑤産業廃棄物、建築副産物の排出抑制と再利用の促進

産業廃棄物や建築副産物の排出抑制、建築事業における再生材の利用促進などを、国や都、事業者などに要請するとともに、区民への啓発に努めます。

◆資源リサイクルの拡充

①区民流通ネットワークシステムの構築

不用品やリサイクル品の円滑な流通を促進するため、区民・リサイクルショップ・フリーマーケット※ 実施団体などが連携し情報を共有するためのしくみとして、情報技術などを活用して「区民流通ネットワークシステム（仮称）」を構築します。

②事業者と処理業者の連携促進

家電製品をはじめとした資源リサイクル※ を確実に、より効果的に行うため、事業者・処理業者・区が必要な時に情報交換が行えるように連携を促進します。

③修理マイスター※ 制度の創設

ものを長く大切に使うため「修理マイスター制度（仮称）」を設け、事業者などの技術を活用するとともに、エコセンターにおいて人材の育成と相談窓口の設置を行います。

④デポジット制度※ などによる再資源化の促進

国や事業者に再資源化品目の拡大を要望し、生産者責任を求めていきます。また、デポジット制度の導入を国に働きかけていきます。それに合わせて、全国の模範となるような先進的なしくみづくりを検討します。

⑤リサイクルリーダーの育成・活用

各地域にリサイクルリーダーを育成し、不用品の意外な利用方法、リサイクル・ルートの紹介、ごみの減量や分別の際の工夫など、リサイクルに取り組む知恵や知識を地域に普及します。

⑥区民による資源回収活動の拡大

集団回収のしくみや実践例などを紹介するとともに、区民の自主的な取り組みを支援することなどにより、地域や家庭における資源回収の拡大を図ります。

⑦リサイクル製品の利用促進

資源リサイクルを促進するため、区民や事業者のリサイクル製品の購入（グリーン購入※ ）を促進します。区は事業者として、自らリサイクル製品の購入を拡充します。また、区民や事業者に、各種のリサイクル製品やその取扱店を紹介するとともに、区民がわかりやすいように「リサイクル製品取扱表示マーク（仮称）」を掲示することを促進します。

３．自然との共生・ふれあい

◆水と緑でネットワークする「いのちのオアシス※ 」づくり

①区民主体の環境づくり

（「みんなの家に花いっぱい運動（仮称）」の推進）

「花や緑とともに暮らしましょう」をスローガンとして、住宅や事業所などの屋上やベランダ、玄関先などを花や緑で飾る「みんなの家に花いっぱい運動（仮称）」を推進し、四季おりおりの花と緑があふれるまちづくりを進めます。

（緑の里親制度※ の導入）

区民一人ひとりの発想と行動を活かしつつ、経験のあるボランティア※ やＮＰＯ※ などの参加も得て、水と緑を守り、育て、ふれあうことのできるしくみを整えていきます。このため、個人やグループで楽しみながら愛情をもって世話に取り組んでもらえるような「緑の里親制度」を導入するとともに、公園や緑道、道路などにおいて花や樹木を育てることに適した場を提供していきます。

また、水と緑を守り育てるためのノウハウを教え、さまざまな相談にも応じることのできる人材の育成を図ります。そして、この活動に携わる区民同士が交流し、実践的なアイデアを共有しつつ、さまざまな相談に応じ、関連する情報なども提供できる場を整備していきます。

②多様な生物が棲息できる環境づくり

（調査・研究などの実施）

区民の身近なところで、より多様な生物が棲息できる環境づくりを推進するために、エコセンターを中心に調査・研究を進め、わかりやすい形で区民に情報提供していきます。

（生物が棲息できる環境づくりの推進）

チョウやトンボなどの身近な生き物とふれあうことで、誰もが気軽に自然を実感できるように、学校や河川敷などにビオトープ※ をつくります。また、豊かな生態系を回復・保全するために河川や親水公園・親水緑道などを改良するとともに、公園や児童遊園などの植樹を進めるなど、自然的環境の整備を積極的に進めます。さらに、広域的な取り組みができるように、近隣自治体との連携を強めます。

③水と緑の拠点づくりの拡大

（花と緑を増やすための目標の設定）

公園や児童遊園などの植樹や屋上緑化の推進などにより緑の占める割合を高め、花にあふれたまちをつくるため、区民全体でめざすべき段階的な目標を設定します。

（水と緑の拠点づくり）

区内の緑や池などを調査し、その保全に努めるとともに、さらに花や緑を増やし、潤いのある「水と緑の拠点」づくりを推進します。

（河川敷の並木づくり）

荒川、新中川、江戸川、旧江戸川、旧中川の河川敷などにおいては、高木を植えるなど緑を増やし、河川敷の並木づくりに努めます。

このことにより、区民が安らぎとゆとりを存分に感じることができる、水と緑が調和した河川環境づくりを進めます。

④「いのちのオアシス※ 」のネットワークづくり

川やビオトープ※ などの多様な生物の棲息拠点と緑の拠点を、親水公園、親水緑道、「花の道」などで結び、いのちの営みや尊さを実感できる「いのちのオアシス」のネットワークづくりを推進します。

また、いのちのオアシスを維持・管理していくために、区民や事業者が主体となり、わが子のように愛情をもって慈しみ育てていく里親制度※ を導入します。

◆自然とのふれあいの拡大

①体験型イベントの実施

区民が自然とふれあうきっかけとなるように、さまざまな体験型のイベントを実施します。特に、本区の特長である河川や親水公園などを活用して、若い世代が自ら企画・運営して、水に親しむことのできるイベントを実施していきます。このことを通じて、多くの区民が日常生活の中で自然とふれあうことの楽しさや喜びを感じられるように支援します。

②自然体験活動などの充実

篠崎公園、総合レクリエーション公園、葛西臨海公園などの大規模公園や、親水公園、河川敷、プレイパーク※ （冒険遊び場※）などを活用し、「自然体験ボランティア（仮称）」などから、自然のフィールドの中で気軽に楽しく指導を受けることができる自然体験活動などを充実していきます。

③身近な自然を活かした休息と健康づくり

区民が公園や親水公園、親水緑道、健康の道※ 、サイクリングロードなどの緑の回廊※ を利用して、日頃からゆっくりと憩い、楽しく健康づくりを行うことを進めていきます。そのため、休憩施設や緑陰などの充実を図るとともに、「いのちのオアシスマップ（仮称）」など目的や種類に応じたさまざまなマップをつくります。また、緑の回廊の中に、その概要や現在位置がわかるような標識や地図を配置していきます。

④水辺環境とのふれあい

河口域の干潟の復元・再生、生態系に配慮した護岸への改修、ビオトープづくりなどにより、鳥や昆虫、魚や水生生物などの多様な生き物が棲息しやすい環境を整備し、区民が水辺に親しみ、生き物と楽しくふれあうことができるようにします。また、水辺を活かした環境学習の場を設け、自然を守り育てていく意識を養うことにより、日常生活において、区民一人ひとりが環境行動指針を実践するとともに、花と緑を守り育て、水辺の清掃を行うなど、自然環境を保全する活動につなげていきます。

⑤農地とのふれあい

農地を緑や土のある身近な自然としてとらえ、保全・活用に努めるとともに、「区民農園」や「ふれあい農園」を充実し、区民が農業体験を通じて自然とふれあうことのできる機会を提供します。また、農家の協力を得ながら、子ども達が農業体験をできるような機会の充実を図っていきます。

⑥自然を守り、自然とふれあう活動の支援

花や緑を育てる活動、水辺の清掃活動、自然観察会など、区民やボランティア※ 、ＮＰＯ※ などによる自然を守り、自然とふれあう活動を支援します。また、情報技術などを活用して、これらの活動の情報を提供することにより、自然を守り、自然とふれあう人の輪を広げていきます。

４．都市環境問題・有害化学物質

◆生活環境の改善と保全

①工場・事業所などの環境汚染防止

（事業者への支援強化）

事業者が自発的に環境保全活動を行うための支援を強化します。そのため、工場や事業所の環境に配慮した取り組みへの相談や助言、活動の発表、優良事業所の表彰制度の充実、環境保全のための設備導入を促進する融資制度の充実などの事業を推進します。

（時宜を得た指導などの実施）

必要に応じて、工場や事業所に対して的確に指導していくとともに、新たに事業所を立地する場合には、その適正な誘導を図ります。

②自動車環境汚染対策

（低公害車などの普及促進）

電気、天然ガス、ハイブリッド※ などのクリーンエネルギー※ を利用した低公害車や、東京都指定低公害車※ などの普及を図るための施策を講じます。

（環境に配慮した自動車利用などの促進）

区民や事業者の協力を得ながら、環境に配慮した自動車利用ルールの徹底を図ります。また、交通需要マネジメント※ （ＴＤＭ）やディーゼル車走行規制対策※ などについては、国や都などと連携します。

（公共交通や自転車・徒歩への利用転換）

ニーズに的確に対応した路線整備や、情報技術などを活用した運行情報の提供、バス停における上屋設置など、公共交通を利用しやすい環境づくりを促進します。また、自転車の利用環境を整えることにより、自動車からの利用転換に努めるとともに、公共レンタサイクル※ の有効性についても検討していきます。

さらに、日常生活において無理なく健康づくりを行うという観点から、自宅などから半径２ｋｍ以内は徒歩で移動する「３０ミニッツ・ウォーキング運動（仮称）」を進めます。

（環境に配慮した道路づくり）

自動車騒音については、道路の低騒音舗装※ 化など、区自ら環境に配慮した道路づくりを推進します。また、幹線道路については、良好なまちづくりを推進する観点から、低騒音舗装などによる道路整備や沿道の建物に対する防音対策などの支援を行っていくよう、国や都などに要請します。

③生活型環境問題への対応

近隣騒音などの生活型環境問題が地域の中で解決できるように、啓発活動を進めるとともに、相談体制を充実します。また、低周波空気振動※ などの新たな問題については、迅速・的確な情報収集に努め、区民に対する情報提供を図ります。

◆新たな環境汚染問題への対応

①有害化学物質汚染への対応

区民や事業者と連携して、有害化学物質を排出しない暮らしや事業活動を促進します。そのために、国や都などと連携しながら有害化学物質の把握に努めるとともに、その適正な管理・使用を指導します。また、区民や事業者の協力を得て、焼却炉対策を推進していきます。

そして、社会全体のリスクを低減していくため、有害化学物質に関する区民への的確な情報提供に努めます。

５．地球環境への配慮

◆地球環境を考慮した区民生活の展開

①エコマネー※ などの地域通貨の導入

地球環境保全のための区民やボランティア※ の活動が、楽しく活発に行われるための基盤として、ボランティア活動などの支払いにあてることが可能なエコマネーなどの地域通貨の導入を図ります。

②行動指針の策定と実践

「環境の江戸川区」を実現するための具体的な行動指針を策定し、全ての区民が家庭、学校、職場、地域など生活のあらゆる場で実践していくことを促進します。

③ＩＳＯなど環境マネジメントシステムの導入促進

事業者に対してセミナーの開催や情報提供・相談などを行うことにより、ＩＳＯ１４０００シリーズ※ などの環境マネジメントシステムの取得を促進します。また、区も事業者として、環境マネジメントシステムを導入し、自ら環境に配慮した事業活動を実践します。

④地球環境に配慮した区民生活への支援

（環境に配慮した生活方法の紹介）

情報技術などを活用して区民への広報に努めるとともに、区民まつりや地域まつりなどの各種イベントの開催機会をとらえ、展示コーナーの設置、模擬店などのグリーン製品※ の使用、ゴミの細分別の方法などを具体的に紹介していきます。このことにより、環境への責任を自覚して行動する消費者（グリーン･コンシューマー※ ）として、区民が地球環境に配慮した生活を実践することを支援します。

（環境ランキングの紹介と表彰）

環境家計簿※ 、グリーン購入※ 、花と緑を育てる活動など、世帯や分野ごとの環境ランキングを紹介・表彰することにより、環境に配慮した区民生活の拡大を促進します。

⑤資源・エネルギーの賢い活用の促進

区民や事業者が、もの・水・電気・ガスなどの資源・エネルギーをより賢く使うために、生活と事業活動を見直していくことを支援します。区は、区民施設や公園・駐輪場・外灯などにおいて、雨水利用や自然エネルギーの積極的活用を進めるとともに、低公害車などの導入に努めます。

⑥屋上緑化などによるヒートアイランド現象※ の緩和

区民や事業者の協力を得て、現在の緑地の保全に努めるとともに、屋上緑化や生垣緑化、壁面緑化などを促進します。また、水分の蒸発を活かした気化冷却※ の観点から、本区の特長である海や川、親水公園などの水辺環境の保全に努めていきます。

さらに、道路や駐車場などについても、地表面の保湿機能を高める透水性舗装※ や保水性舗装※ を推進するなど、地球温暖化※ に結びつくヒートアイランド現象の緩和に努めます。

第５節　活力を創造する産業づくり

＜施策の背景＞

これからは、高度情報化と地球規模での市場競争がさらに進むものと予想され、業種を問わず、すべての企業が競争力を高め、自ら市場を開拓していく努力が求められます。一方で、高度情報化や高齢化、環境重視といった社会潮流は、新しい産業を生み出すとともに、産業に新たな役割を求めるようになってきています。本区では、このような産業をとりまく環境変化に対応し、区内産業の競争力を高め、時代の要請にも柔軟に対応できる産業を育成し、都市を支える活力を高めていきます。

１．ものづくり産業の活性化

長引く不況や世界規模での市場競争の激化など、経済構造が大きく変化する中で、区内製造業は売上の減少、経営の合理化など厳しい経営環境に置かれています。高い加工技術をもつ製造業が多く集積する本区においても、業績の悪化などによる工場の転出や廃業が目立ち、集積の優位性が希薄になってきています。また、情報化の遅れによる区内製造業の競争力の低下も心配されています。

このような中で、区内製造業が生き残っていくためには、他社にはない優れた加工技術を生み出していくだけでなく、情報技術の効果的な導入などにより、多様化する顧客のニーズに対応できる企画・提案型の企業として自立し、自ら市場開拓を行っていくことが必要です。

２．商業・生活サービス業の活性化

商店街は、日常生活に欠かせない生活用品、生鮮食料品などを中心とした地域密着型のサービスを提供してきています。また、地域の顔として地域の文化を担い、防犯や教育など地域コミュニティの核としても重要な役割を担ってきています。しかし、現在、区内の商店街は、多様化する消費者ニーズ、消費行動の変化に対応しきれず、売上の減少、経営不振による閉店など厳しい状況に置かれています。

このような中で、区内商店街が生き残っていくためには、情報技術などを活用した独自の積極的な取り組みを行っていくだけでなく、地域の高齢化などの環境変化に合わせた新たな社会的な役割を担っていくことが必要です。

３．情報産業・都市型ビジネスの育成

産業のソフト化・サービス化の進展により、情報産業をはじめ、環境関連産業、福祉サービス産業などが急成長しています。本区は都心から至近にありながら、オフィス賃料が相対的に安いという強みをもっているだけでなく、これからも人口の増加が見込まれるなど、新たに起業を志す人にとって、本区は良好な立地条件となっており、葛西地区を中心として情報産業の立地が見られます。また、地域の生活者である区民自身が、自分たちの地域が抱える課題を解決し、地域を元気にするために動き始めています。

これからは、本区の産業の新たな活力としてだけでなく、よりよい地域社会の実現のためにも、これらの新しい都市型ビジネスを積極的に育成していくことが必要です。

４．都市農業※ の継承

本区の農業は、大消費地に立地しているという特性を活かし、小松菜などの軟弱野菜や花卉の栽培を中心に都市農業としては日本一ともいえる高い生産性を誇っています。また、農地は都会の中の農ある風景として、区民の心を癒す役割や災害時の防災機能も有しています。しかし、農地面積が年々減少を続けるなど、都市農業の存続が心配されています。また、一部の農産物に対するセーフガードの発動にみられるように、輸入農産物の増加による競争が激化しており、本区の農業をとりまく状況はいっそう厳しさを増しています。

このような中で、本区の都市農業が生き残っていくためには、農地の保全に最大限努めるとともに、小松菜や花卉などの特産物を貴重な地域資源として守り、地域産業として発展させていくことが必要です。

５．伝統的地場産業の継承、発展

本区には、伝統工芸品や金魚、花火など、長い歳月と人が織りなす伝統的地場産業が存在し、江戸川の独特の文化を形成してきました。これからも、伝統工芸品の高度な技術と製品を次代に継承していくために、国や都などとの連携を進め、計画的な振興を図っていくことが必要です。

また、金魚は貴重な地域資源、そして伝統として保存していくことが必要です。

６．次代の産業を担う人材の育成

経営者や技術者の高齢化により、経営の後継者、技術の継承者の不足が深刻化しています。優れた技術の喪失や後継者不足による事業所、店舗の閉鎖は、まちの活力の減退につながります。

区内産業の活力を維持・発展させていくためには、後継者の確保を図っていくとともに、新しい産業を創出する若手人材の育成、若い技術者への技術の継承が必要です。

７．新たなパートナーシップ※ の確立

これまでも、産業政策の立案においては、多くの区民の声を政策に反映させてきました。

しかし、これからは、中小企業のさらなる自立を促進していくとともに、行政と産業関係者のみならず、各企業や消費者としての区民も含め、それぞれの立場での意見を交換しながら施策の方向を見出していく政策形成がよりいっそう求められ、区はよきパートナーとして、産業側の主体性を尊重し、産業を下支えしていくことが必要です。

８．働く意欲あふれる環境づくり

区内中小企業で働く人々が、安心していきいきと働けることが、まちのにぎわいと活力を創造します。そのためには、労働環境の改善や福祉制度の充実を図っていくことが必要です。

また、本区の産業も長引く不況により、厳しい雇用情勢が続いています。このため、新しい時代に合わせ、区民の就業の場を柔軟に確保し、同時に雇用を多様化させていくことが必要です。

＜施策の体系＞

１．ものづくり産業の活性化

◆自立型中小企業の支援

①マーケティング※ 強化支援

②既存技術の応用・技術開発支援

③区民の暮らしと調和する生産環境の確保

◆企業間連携と情報化による競争力の強化

①ネットワーク構築支援

②情報化に対する支援強化

◆ものづくり技術の継承

①技術継承者の育成支援

②ものづくりのＰＲ支援

２．商業・生活サービス業の活性化

◆新しい商店街への経営革新

①商店街の計画的な振興

②みんなに楽しく便利な商店街づくり

③みんなにやさしく頼りにされる商店街づくり

④空き店舗の有効活用に向けた取り組み

⑤駐車・駐輪問題の解決に向けた取り組み

⑥大規模商業施設、深夜営業商業施設の生活環境との調和

３．情報産業・都市型ビジネスの育成

◆情報産業の起業・育成支援

①学習機会の提供の拡大

②起業環境の整備

◆新たな都市型ビジネスの育成

①都市型ビジネスのマッチング※ 支援

②都市型ビジネスの活動支援

４．都市農業※ の継承

◆特色ある都市農業

①生産環境の充実

②顔が見える農業の推進

５．伝統的地場産業の継承、発展

◆江戸川文化としての伝統的地場産業

①伝統工芸産業の振興

②金魚、遊漁船の継承

６．次代の産業を担う人材の育成

◆学校と地域の連携による産業教育の充実

①多様な産業教育の推進

◆次代を担う人材育成の支援

①後継者の育成支援

②企業内人材の育成支援

③起業家の育成支援

７．新たなパートナーシップ※ の確立

◆産業の主体性を重視した行政システム

①産業界との連携強化

②区民参加による産業振興

③産業振興センター※ の有効活用

８．働く意欲あふれる環境づくり

◆働く意欲あふれる環境づくりの推進

①区内中小企業の人材確保・育成支援

②区内中小企業で働く人々の支援

◆多様な就業の場の確保と支援

①雇用の拡大と活動支援

②キャリアアップ支援

＜施策の内容＞

１．ものづくり産業の活性化

◆自立型中小企業の支援

①マーケティング※ 強化支援

（区民とともに行う製品開発）

新たな製品開発ニーズを発掘し、区内中小企業の付加価値の高い製品開発を支援していくため、区民からの製品アイデアやニーズ、使われていない特許※ ・実用新案※ などを募集し、新製品開発に取り組む意欲ある区内企業などに情報提供を行うしくみとして「産業アイデアＢＯＸ（仮称）」を整備していきます。

（企業群をひとつの工場としたＰＲ）

区内中小企業の企業特性を集約したデータベース※ を拡充し、本区の企業群をひとつの工場として統一的に売り込むことにより、多様な加工ニーズに対応していくとともに、区内企業間の連携を促進し、区全体としての競争力を高めていきます。

（マーケティングＩＴ※ の拡大支援）

区内中小企業のＩＴを活用した効率的なマーケティング活動を促進していくため、ホームページ※ の開設や電子商取引※ 、グループウエア※ の活用などを支援していきます。

（販促チャンネル拡大支援）

区内中小企業の新たな販路開拓を支援していくため、産業ときめきフェアの充実や情報技術を活用した企業展を実施していくとともに、国際展示会などへの出展に対する助成などを行っていきます。

②既存技術の応用・技術開発支援

（江戸川型産学公連携の推進）

既存技術の新分野への適用やナノテクノロジー※（超微細加工技術）などのさらなる技術開発を支援するため、区内中小企業と大学を中心とした研究開発機関、ＴＬＯ※ （技術移転機関）などとの連携を推進していくとともに、効果的なフォローアップ体制の確立を検討していきます。

（共同化・協業化の促進）

企業間の事業の共同化・協業化を促進し、事業の効率化と複合技術の開発・活用による製品の高付加価値化を図っていきます。

（試作品製造・研究開発支援）

区内中小企業の新たな取り組みを資金面から支援していくため、試作品製造や先端技術の研究開発に取り組む企業を対象とした融資制度について検討していきます。

（付加価値創造支援）

区内中小企業の全社的な品質向上や環境対策を促進していくため、国際規格認証※ などを取得するためのセミナーやコンテストの充実などを図っていきます。

また、付加価値の高い製品開発を促進していくため、新製品開発などにかかわる実用新案や工業所有権※ の取得に向けた啓発、普及のためのセミナーなどを実施していきます。

③区民の暮らしと調和する生産環境の確保

（生産環境の確保）

住工共存について区民の理解を深めて、地域の連帯感を高め、生産環境と居住環境が調和するまちをつくっていきます。また、情報技術を活用し、産業における知の集積化を図っていきます。

（いい街、いい環境、いい企業づくり）

これからは都市が産業をつくる時代であり、区民と協働で、いい街、いい環境、いい企業づくりを行っていきます。

◆企業間連携と情報化による競争力の強化

①ネットワーク構築支援

（人的ネットワークの強化）

異・同業種交流グループの活性化のほか、工業・商業・農業などといった異産業間の交流を深め、地域内でのネットワークを強化していきます。また、区内企業間の横の連携を強化するため、経営者や技術者同士などによるネットワークづくりの場の提供を検討していきます。さらに、区外の企業や業界・組織との連携を図るとともに、全国的なネットワークの構築について検討していきます。

（産業情報ネットワークの構築）

区内中小企業の効率的な情報提供、収集を支援していくために、Ｅｉ-ｎｅｔ※（江戸川区産業情報ホームページ）の内容の充実を図っていきます。

また、これを拠点に他の自治体や民間の情報ネットワーク・サービスを活用した広域的な産業情報ネットワークを構築し、産業情報の共有化を図るなど、常に最新の利用環境を提供できるようにしていきます。

（ボランティアエンジニア制度の設立）

技術の継承や若手技術者の育成を行っていくために、退職した熟練技術者を「ボランティアエンジニア（仮称）」として登録し、技術継承のための研修会や講習会の講師として活用していきます。また、その豊かな経験と人脈を活かした事業の拡大など、区内中小企業による企業外人材の有効活用を促進していきます。

②情報化に対する支援強化

（総合相談体制の整備）

区内中小企業の情報化を促進していくため、技術・技能のデジタル化※や産学公連携、起業などに対する総合的な相談体制を整備していきます。また、企業の実情に合わせたきめ細かな相談・指導が行えるように、アドバイザーの派遣制度（ドクターＩＴ※（仮称））を充実していきます。

（情報リテラシー※の向上）

区内中小企業の情報リテラシーを高めていくため、セミナーなどの実施により、情報化による経営効率の向上などの成功事例を中心とした情報提供を充実していきます。また、情報産業と区内中小企業との交流の場などを提供し、連携強化を図っていきます。

◆ものづくり技術の継承

①技術継承者の育成支援

（江戸川テクノロジストの養成・活用）

国や都、関係機関との連携を深め、次代を担う若い技術者（江戸川テクノロジスト（仮称））たちへの技術継承を積極的に行い、技術力の向上を図っていきます。

②ものづくりのＰＲ支援

（ものづくり体験の推進）

ものづくりの楽しさ、素晴らしさを認識してもらうため、情報技術などを活用した「ものづくりマップ（仮称）」などの作成による情報提供を積極的に行っていくとともに、身近な区内工場を見学できる制度を整備していきます。また、区内事業所が独自に実施するものづくり教室などの活動を支援していきます。

（少年少女発明クラブ）

少年少女を対象にした発明クラブなどをつくり、ものづくりの楽しさを体験してもらうだけでなく、柔軟な発想による個性豊かなアイデアの具現化を支援し、未来の起業家・発明家を育成していきます。

２．商業・生活サービス業の活性化

◆新しい商店街への経営革新

①商店街の計画的な振興

商店街の各個店の店主や若手後継者に将来展望をもってもらうために、商店街や区民の意見を交え、中長期的な視点に立った商業振興プランを作成し、商業支援を計画的・効率的に進めていきます。

さらに、個店のリニューアル※ や電子商取引※ などの情報化、新商品・新分野への展開などを促進するため、経営相談機能の充実を図っていきます。

②みんなに楽しく便利な商店街づくり

買い物の楽しさを満喫でき、地域住民に親しまれるように、各商店街・個店における魅力の向上や集客イベントの開催、イメージアップ事業など、楽しい買い物空間づくりに取り組む商店街を支援していきます。また、情報技術を活用した宅配注文サービスなど、利便性の向上に取り組む商店街を支援していきます。さらに、既存商店街のバーチャル※ モール化や電子商取引の推進、ホームページ※ の作成など、商店街の情報化を支援していきます。

③みんなにやさしく頼りにされる商店街づくり

バリアフリー※ 化や福祉サービスの拠点となる機能づくりに取り組むなど、地域社会の福祉向上や環境に配慮した事業を行う商店街の活動を支援していきます。また、商店街が区民の知恵袋として機能し、地域から頼りにされるように、商品に関する情報提供や生活提案、料理教室、修理・相談サービスなどの活動を支援していきます。

④空き店舗の有効活用に向けた取り組み

空き店舗所有者と出店希望者のマッチング※ を図っていきます。また、物品販売だけでなく、情報産業やＮＰＯ※ などの入居促進や区民のアイデアを活かしたチャレンジショップ※ への支援など、空き店舗を活かした商店街振興を行い、話題性の高い商店街づくりをめざしていきます。

⑤駐車・駐輪問題の解消に向けた取り組み

遊休地や空き店舗などを活用した駐輪場の整備について、各商店街の実態に応じた支援をしていきます。また、休日の事業所駐車場の開放などについても、区としても働きかけを行い、便利で快適な買い物空間の実現に努めていきます。

⑥大規模商業施設、深夜営業商業施設の生活環境との調和

大規模商業施設や深夜営業商業施設の出店に伴う周辺地域の良好な住環境の悪化を防ぎ、周辺生活環境と調和できる環境づくりを行っていきます。

３．情報産業・都市型ビジネスの育成

◆情報産業の起業・育成支援

①学習機会の提供の拡大

情報関連の新分野を中心とした内容のセミナーを充実させていくことで、人材の育成を図り、区内中小企業の情報リテラシー※ を向上させていくとともに、情報産業の起業を促進していきます。

②起業環境の整備

（立地メリット情報の提供）

本区に情報産業が立地するメリットを積極的にＰＲするために、Ｅｉ‐ｎｅｔ※ を活用して、オフィスの空き情報やさまざまな地域情報を一元的に情報提供していきます。

（スタートアップ※ 支援）

情報産業関連などの都市型ビジネスの創業をめざす人材に対し、スタート時における空間面や資金面での支援策を充実し、区内でのスタートアップを促進していきます。

（相談体制の充実）

起業の促進と経営基盤の強化を図っていくため、起業の実現から起業後の経営面までのさまざまな課題について、気軽に相談できる相談体制を充実していきます。

（起業シーズ※ の提供）

最新の情報技術やノウハウ、人材などの経営資源データベース※ の構築や情報交換、人材交流などを目的とした場の整備など、情報産業の集積と育成を図っていくための拠点、体制づくりを検討していきます。

◆新たな都市型ビジネスの育成

①都市型ビジネスのマッチング※ 支援

（事業化・製品化支援）

都市型ビジネスにおける優れたアイデアの事業化・製品化を支援していくため、新たな分野への進出を図る企業や研究開発機関などとのマッチングの場を提供していきます。また、消費者ニーズの発掘のため、「産業アイデアＢＯＸ（仮称）」などの活用による情報提供を充実していきます。

②都市型ビジネスの活動支援

（相談事業の拡大）

都市型ビジネスのマーケティング※ を支援していくため、中小企業診断士をはじめとする専門の相談員（テクニカルマネージャー※ ）による製品開発や販路開拓、起業、事業継続の可否なども含めた総合的かつ継続的な相談事業を行っていきます。

（新たな取り組みへの支援）

都市型ビジネスの活動がより活発になるように、時代のニーズに合った新たな製品の開発などを対象とした融資制度について検討していきます。

（情報交流の拡大）

Ｅｉ-ｎｅｔ※ を活用して、起業後の企業間および外部関係機関との情報交流を促進するとともに、これらの企業が交流できる場を提供し、企業の知名度の向上と取引の拡大を図っていきます。

（表彰制度の拡充）

都市型ビジネスにおいて、企業が誇りをもって事業に取り組めるように、一定の基準を満たす企業を区が表彰し、区内外に広くＰＲしていきます。

４．都市農業※ の継承

◆特色ある都市農業

①生産環境の充実

（農地の保全）

農地の保全を図るため、既存の生産緑地※ を維持していくとともに、追加指定に努めていきます。

（納税関連税制の改善要請）

安定した農業経営を継続していくため、相続税納税猶予制度※ （租税特別措置法関係）の拡大や固定資産税・都市計画税など税制面での改善を国や都に要請していきます。

（都市農業育成事業の充実）

都市農業の高い生産性を維持していくため、時代に即した都市農業育成事業の充実を図り、農業経営の効率化と安定化を支援していきます。

（環境にやさしい農業の促進）

安全、安心な農産物の生産のために、環境にやさしい農業を促進していきます。また、農業者の堆肥づくりのノウハウとリサイクル※ 事業者の技術を結びつけ、区内での堆肥のリサイクルシステムについて研究していきます。

（農業ボランティア制度の導入）

高齢化や後継者の不足により十分な活動を行えない農家を支援していくだけでなく、区民と農業者の交流を深めるため、「農業ボランティア制度（仮称）」を導入します。

（後継者の育成）

東京スマイル農業協同組合、農業試験場及び農業改良普及センターなどの関係機関との連携を強化し、都市農業の経営合理化と後継者の育成に努めていきます。

②顔が見える農業の推進

（江戸川区ブランド農産物の確立）

安全、新鮮、高品質の３拍子そろった農産物を「江戸川区ブランド（仮称）」として確立し、本区の都市農業の優秀性を区内外に広くＰＲしていきます。

（相互理解の促進）

区内に都市農業があることのメリットを享受でき、区民と生産者の相互理解をいっそう深められるように、東京スマイル農業協同組合などと連携して直売所やもぎとり形式の農園の設置を行っていきます。

（区民との交流の促進）

区民の都市農業に対する理解を深めるため、花の祭典などのイベントや区民農園、ふれあい農園を通じ、区民と生産者との直接的交流を促進していくとともに、情報技術などを活用し、区内外に広くＰＲしていきます。

（体験学習の場としての活用）

子どもたちに都市農業の重要性を理解してもらうために、保育園・幼稚園、学校などと連携し、都会の中での貴重な自然とのふれあいの場である農地を体験学習の場としての活用していきます。

５．伝統的地場産業の継承、発展

◆江戸川文化としての伝統的地場産業

①伝統工芸産業の振興

（伝統文化としての情報発信）

本区の伝統工芸の製品や技術を区内外に広くＰＲしていくために、伝統工芸品や花火を紹介する常設展示の場を設け、区民が本区の伝統工芸品に触れることができる機会を提供していきます。

また、情報技術などを活用した「デジタル伝承館（仮称）」を開設し、本区の伝統文化として世界に発信していきます。

（江戸川区伝統工芸士制度（仮称）の創設）

本区独自の伝統工芸士制度を設け、優れた伝統工芸職人を認定し、職人としての誇りを高めてもらうとともに、その技術と製品を区内外に広くＰＲし、販路拡大を図っていきます。

（江戸川区ブランドの認定）

本区の伝統工芸品を「江戸川区ブランド（仮称）」として認定し、本区の伝統的地場産業として区内外に広くＰＲし、販路拡大を図っていきます。

（伝統工芸展の拡充）

伝統工芸月間を設定し、この間さまざまな啓発活動を行い、区民の伝統工芸に対する関心を高めていきます。また、伝統工芸展の内容を充実していくとともに、国際展示会などのコンベンション※ への出展を支援していきます。

（学習・体験機会の拡充）

「江戸川総合人生大学（仮称）」や小中学校の総合学習などの学習機会を活用し、区民が本区の伝統工芸品にふれる機会を増やし、区民の伝統工芸に対する関心を高めていきます。

また、本区の伝統工芸の技術を次代に継承していくため、最新の映像技術などを活用し、既存の伝統技術を記録、保存していくことで、技術の伝承や後継者の確保、育成に役立てていきます。

②金魚、遊漁船の継承

（伝統的産業としての継承）

本区の特産物である金魚を本区の伝統産業として継承していくため、金魚まつりなどのイベントを通じて、区内外に広くＰＲしていくとともに、区民と生産者の直接的交流を促進していきます。

（遊漁船の観光資源化）

本区の特長ある観光資源として、江戸の風情を今に伝える網船や屋形船の遊漁船を区内外に広くＰＲし、集客力の向上を図っていくとともに、網打ちなどの伝統技術の保存・継承を支援していきます。

６．次代の産業を担う人材の育成

◆学校と地域の連携による産業教育の充実

①多様な産業教育の推進

（体験学習の積極的な導入）

子どもたちに地域の産業に対する理解を深めてもらうため、小中学校において、地域の商店や工場、農家などにおける体験学習を実施していきます。また、区内に限らず、企業などに勤めている地域住民にも協力を得て、それぞれの仕事について講義してもらうなど、子どもたちが働くことの意義や重要性を認識する機会を拡大していきます。

（インターンシップ※ の推進）

学生の職業に関する知識や能力の向上と進路決定の参考となる機会や起業を志す人々の事業経営に関する実体験の機会として、区内中小企業の協力を得て、インターンシップの実施を推進していきます。

（情報化に対応できる人材の育成）

区内中小企業の情報リテラシー※ を高め、情報化を促進していくため、学校におけるＩＴ※ 教育の充実やセミナーなどの実施により、急速な情報化に対応できる人材の育成を図っていきます。

◆次代を担う人材育成の支援

①後継者の育成支援

（学習機会の提供）

次代を担う後継者の育成のため、区内事業所などの後継者を対象としたセミナーを充実し、経営に関するノウハウを学ぶ機会を提供していきます。また、若手後継者のグループ化を促進し、研修会や勉強会などの自主研究活動を支援していきます。

②企業内人材の育成支援

（学習機会の提供）

区内中小企業の人材育成を支援していくため、国や都、関係機関との連携により、ビジネススクールの内容をより専門化・高度化するとともに、時間的・空間的制約を軽減するバーチャルセミナー※ の実施など、柔軟かつ多様な運営方法により、受講者にとってタイムリーで効果的なセミナーを行っていきます。

③起業家の育成支援

（やる気のある人材の育成）

起業意欲あふれる人材を対象に、起業に必要な法律・税務・マーケティング※ ・事業計画などのノウハウを通年で学べる場として「起業家ゼミナール（仮称）」を設け、起業実現と事業の成功に向けたバックアップ体制を整備していきます。

また、区の施設を活用し、起業家のための情報収集、交流の場としての機能を有するビジネス支援図書館などの設置を検討していきます。

（起業家ネットワークの構築）

起業を志す人々や起業後間もない人々の交流の場を提供していくとともに、グループ化によるネットワークを構築していくことで、起業家の仲間づくりを支援していきます。また、起業意欲ある区民や学生なども起業家予備軍としての交流、グループ化を支援し、次代の起業家として育成していきます。

（未来の起業家の育成）

「少年少女発明クラブ（仮称）」の実施など、子どもの頃から起業家精神を培える環境を整備し、起業意欲ある人材の芽を育てていきます。

７．新たなパートナーシップ※ の確立

◆産業の主体性を重視した行政システム

①産業界との連携強化

（戦略的政策形成）

企業の機動性、柔軟性、創造性をより発揮できる多様な施策や産業像を提唱するため、区内産業や専門家、地域の産業団体などとの連携を強化し、戦略的な政策形成を行っていきます。

（ネットワークの構築）

区内の地域的な産業団体の発足や工業団体連合会などの統一的な産業団体の発足を支援し、相互にネットワークを構築していくことで、区と産業界との連携を深め、よきパートナーとして効率的な産業政策を実施していきます。

②区民参加による産業振興

産業政策に区民の知恵やアイデアを活かせるように、情報技術などを活用し、多くの意見を幅広く収集できるしくみを構築していきます。

また、消費者センター※ との連携を深め、消費者ニーズを産業活動や産業政策に反映させていくことで、消費者と産業界、行政の良好的な関係を構築していきます。

③産業振興センター※　の有効活用

産業振興センターの有効的な活用方法について、区内産業団体代表者や企業関係者などを交えた運営協議会を設け、時代のニーズに合った新たな産業振興拠点としての役割を担えるように検討していきます。

８．働く意欲あふれる環境づくり

◆働く意欲あふれる環境づくりの推進

①区内中小企業の人材確保・育成支援

区内中小企業による優秀な人材の確保と育成、若手労働力の定着を図っていくため、国や都などとの連携を強め、区内中小企業のＰＲ強化、若手従業員の研修制度の充実を図っていきます。

②区内中小企業で働く人々の支援

（働く人々の福祉の向上）

区内中小企業で働く人々の福祉の向上のため、総合文化センターやコミュニティ会館などの区の施設を企業の福利厚生事業に活用してもらうなど、さまざまな事業の推進に努めていきます。

また、労働衛生の向上のため、江戸川地域産業保健センター※ などと連携を図り、区内中小企業で働く人々に対して健康指導や健康相談などを行っていきます。

（労働環境の向上）

区内中小企業で働く人々が良好な労働環境で働くことができるように、国や都などと連携を強め、必要な情報の提供などを行っていきます。

（職業相談の充実）

区内中小企業で働く人々の労働意欲を高めるため、国や都などと連携し、専門の相談員による職業適性相談やキャリア診断※ 、適職アドバイス※ などの総合的な相談体制の整備に努めていきます。

（共済制度の加入促進）

区内中小企業で働く人々の退職後の生活の安定を図っていくため、退職金制度をもつことが困難な中小企業に、勤労者退職金共済機構※ が行っている制度の周知を図り、その加入の促進に努めていきます。また、家内労働者対策として、労災保険への特別加入や傷病共済への加入など、諸制度の啓発と普及に努めていきます。

◆多様な就労の場の確保と支援

①雇用の拡大と活動支援

（新規・成長分野事業による雇用の拡大支援）

新規・成長分野事業の起業や事業化を支援し、新しい雇用の拡大に努めるとともに、ネットワークの構築により、情報交換や人材交流を活発化させていくことで、事業環境の向上に努めていきます。

（ＮＰＯ※ やワーカーズ・コレクティブ※ などの支援）

ＮＰＯやワーカーズ・コレクティブなどを新たな雇用の場と位置づけ、区民への情報提供などを通じ、団体の育成や人材の確保を支援し、雇用の拡大に努めていきます。

また、テレワーク※ やワークシェアリング※ 、短時間労働など、新しい働き方、多様な就業のしくみの普及に努め、いきいきとした生活、働く意欲にあふれた事業環境、就業環境の実現を図っていきます。

②キャリアアップ支援

（就労相談の機会の充実）

国や都による就労相談を補完し、求職者の求める身近な場所での求職相談に対応するため、中高年齢者や女性を中心とした職業相談などの充実に努めていきます。

（職業能力の開発支援）

区内中小企業で働く人々が、産業構造の変化や技術革新のスピードに対応した職業能力を身につけられるように、国や都などと連携し、各種セミナーなどを充実していくとともに、目的と能力に合った職業訓練が受けられるようにしていくことで、雇用の流動化にも対応できるようにしていきます。

第６節　区民の暮らしを力づよく支えるまちづくり

＜施策の背景＞

江戸川区は、区民と力をあわせて、国や都などの事業を積極的に導入し、総合的・計画的に、安全で快適な暮らしやすい理想のまちづくりを進めてきました。この成果として、目標としてきた環境が着実に整いつつあります。

これからは、都心から至近にある都市の利便性を活かしながら、本区の資源と個性を活用し、６地域の身近な生活圏で、住み、働き、学び、楽しむなど満足感をもって生活でき、この生活圏を基に、さまざまな交流を深めつつ、文化、スポーツ、レクリエーション、健康などのニーズを幅広く充足でき、生涯住み続けられる魅力的な都市として江戸川区を築いていくことが大切です。

そのためには、主人公である区民がまちづくりに積極的に参加していくことが重要です。

１．都市基盤の充実・質の向上

本区は、住宅と工業、商業、農業などが共存する職住近接の都市です。これからも、長期計画のまちづくり分野を担う「江戸川区街づくり基本プラン※ 」を基とした計画的なまちづくりを進め、安全で魅力ある都市の形成をめざします。このため今後とも、社会経済状況の変化や価値観の多様化に的確に対応しながら、区民生活の質が高まるような土地利用や市街地整備などを進めていくことが大切です。

都市基盤が整いつつある本区において、これからのまちづくりは、区民が主体的に活動し、地域毎に将来のまちの姿について区と認識を共有しながら、地区の個性に応じた区民発意のまちづくりを進めていくことが必要です。また、生活圏を基礎としたコミュニティが深まるように、個性あるまちづくりを進めていくことが重要です。

さらに、「江戸川区街づくり基本プラン」は、まちづくりの進展や社会経済の環境変化などにより、弾力的に見直しを行うことが必要となります。

２．利便性の高い道路、交通、情報ネットワークの整備

都市計画道路は、防災性の向上や住環境の改善、適正な交通機能など多くの役割があり、安全で快適な都市づくりを進める上で、ネットワークを充実させることが大切です。そのため、未完成部分についても、今後も着実に整備を続けていくことが必要です。

また、主要道路や橋梁の防災面、日常面でのネットワークを強化するためには、整備並びに機能向上を欠かすことは出来ません。

区内を通る５本の鉄道路線は、東西方向には大変便利ですが、それらを南北につなぐ路線がありません。今後、首都圏全体のなかで、その実現に向けて取り組んでいかなければなりません。

バス交通は、区民にとって身近な公共交通手段であり、今後とも区民の利用実態にあった利便性の向上を図ることが大切です。

自転車は、平坦な地形の本区にとって、通勤・通学や買い物などの交通手段として大変便利であり、自動車に比べて環境にやさしい基礎的な交通手段として今後ますます大切となります。このため、駐輪場整備や放置自転車対策、安全快適な走行空間の確保など、いっそうの自転車の利用環境への取り組みが必要です。

高度情報化については、携帯電話やパソコン、インターネット※ などの発達によって、区民の生活や産業活動に大きな変化をもたらしています。区民生活の利便性を高め活力あるまちづくりを進めるため、行政の電子化が急務となっています。同時に、情報通信基盤整備が必要です。

３．地域の魅力を高めるまちづくり

本区は親水公園、親水緑道、緑道や街路樹など水と緑の環境づくりを進めてきました。これからは、区民一人ひとりの発想と行動を活かしながら「水と緑のまちづくり」に取り組み、区民と区が協働し、水と緑を楽しみ、育て、愛するいきいきとした暮らしを実現することが大切です。

本区の特長である河川においては、快適な水辺環境が整いつつあります。河川空間は魅力ある環境資源であり、水面利用をはじめとする豊かな水辺環境を日常生活に生かすとともに、自然と共生するための貴重な空間として、保全や自然環境の回復に努めていくことが必要です。

また、これからは地域の特性を活かした個性ある景観形成を推進していくことも必要です。駅周辺や商店街が地域の顔にふさわしい都市景観となるよう整備を進めるとともに、美しくうるおいのある都市景観づくりのためには、建物の外観デザインの周辺環境との調和や電線類の地中化を積極的に進めることが重要です。

住宅は、区民生活の最も基本的な要素のひとつであり、永く快適に暮らし続けることができる住宅が必要とされています。そのため、多様で良質な住宅が供給されるしくみづくりに取り組むことが大切です。

さらに、誰もが交通事故や犯罪被害に遭わず、安心して暮らせることを望んでおり、交通安全施設の充実や交通安全啓発、地域ぐるみの防犯まちづくりを進めることが必要です。

そして、まちの魅力を高めるために、心身ともにリフレッシュできるような歩いて楽しめる空間づくりを進めることが求められています。

４．安全で災害に強いまちづくり

安心して住み続けていくためには震災や風水害などの災害に強いまちをつくることが重要です。そのため、木造密集市街地※ の改善を行うなど都市基盤を整備していくことが必要です。

また、都市化の進展による都市型水害※ に対する適切な対応を行うことが大切です。

さらに、災害時の対策として、貯水槽の確保や備蓄物資、防災無線の整備などを充実していくとともに、実際の被害を想定しながら、避難所の設置、医療救護所の設置も含め、合理的かつ効果的に配備・配置していくことが求められています。

そして、「自らの命は自らが守る」という自己責任に基づく自助、「自分たちのまちは自分たちが守る」という助け合いの原則に基づく共助の意識による十分な備えを行うことが重要です。特に、高齢者や障害者などの要援護者の安全確保については、共助による地域ぐるみの支援活動が必要です。

＜施策の体系＞

１．都市基盤の充実・質の向上

◆土地利用と市街地整備の方針

①良好な住宅地市街地の形成

②調和のとれた住工共存型市街地の形成

③にぎわいある商業系市街地の形成

④農地の保全

⑤流通業務地区

⑥土地利用調整地区

◆区民発意のまちづくりの推進

①地区計画※ によるまちづくりの誘導

②自主的なまちづくり活動の支援

③区民提案によるルールづくりの推進

◆木造密集市街地※ の改善

①木造住宅密集地区の整備

②細街路※ の整備及び狭小敷地の改善

③小松川地区防災拠点再開発事業

◆良好な市街地環境の創出

①土地区画整理事業※ の推進

②地区別整備方針の確立

◆大規模公園予定地の整備

①篠崎公園・宇喜田公園の整備促進

②江戸川緑地における整備のあり方の検討

◆地域生活圏と中心核の整備

①生活圏の個性を生かした魅力あるまちづくり

【中央地域、小松川・平井地域、葛西地域、小岩地域、東部地域、鹿骨地域】

２．利便性の高い道路、交通、情報ネットワークの整備

◆道路ネットワークの形成

①区民生活を担う道路の整備

②橋梁の整備

③自転車道路のネットワーク形成

④歩行者に安全な道路ネットワークの形成

◆鉄道の整備

①メトロセブンの整備促進

②京成線の立体化の検討

③鉄道混雑の緩和

◆楽しく快適に移動できる交通

①自転車を利用しやすい環境整備

②利便性の高いバス交通の充実

③誰もが快適に移動できるユニバーサルデザイン※ の推進

④自動車交通の円滑化

◆情報ネットワーク化の整備

①情報通信基盤の整備

②電子区役所と情報のネットワーク化

３．地域の魅力を高めるまちづくり

◆水と緑にあふれる都市環境の充実

①区民主体の環境づくり

②緑の回廊※ の形成

③水辺空間の整備・充実

④自然豊かな親水公園・親水緑道づくり

◆美しい都市景観づくり

①地域の特性を活かした個性ある景観形成

②電線のない街の実現

③区民・事業者と区の協働による景観づくり

◆住みよい永住できる住居の推進

①総合的な住宅施策の展開

②住まいに関する相談や情報の提供の充実

③多様で良質な住宅の供給支援

④地域特性を活かした住環境づくり

⑤安全で健康に配慮した住宅づくりの推進

⑥高齢者などの居住支援策の充実

⑦公営住宅の整備

◆歩いて楽しめる個性あるまち

①歩いて楽しめる水と緑の道づくり

②魅力あるにぎわいの場づくり

③親しまれ、受けつがれる地域の風物詩づくり

◆安心して生活できるまちづくり

①交通安全の推進

②地域ぐるみの防犯対策

③通行支障箇所の改善

４．安全で災害に強いまちづくり

◆防災まちづくり

①災害に強い都市基盤の整備

②防災空間の確保

③高規格堤防※ などの整備促進

④都市水害への対策

⑤ヒートアイランド現象※ への対策

◆防災体制の充実

①災害対応力の強化

②災害情報の効果的・効率的な収集と伝達

③連携体制の強化

④救援・救護体制の強化

◆みんなで守るまちづくり

①自主的な防災の推進

②地域における防災コミュニティの確立

③実践的な防災教育・防災訓練の充実

＜施策の内容＞

１．都市基盤の充実・質の向上

◆土地利用と市街地整備の方針

①良好な住宅市街地の形成

低層住宅地は、地域地区※ 指定、地区計画※ 、建築協定※ などにより、土地の細分化防止や建ぺい率※ 、高さの規制を図り、良好な環境を保全・育成します。生活道路が不足している地区においては、道路拡幅など、既存道路の改良を進めます。また、道路などの都市基盤が未整備な地区は、建替え時のセットバック※ を指導することで道路整備を図ります。さらに、狭小宅地は、敷地の買い増しを誘導します。

一般住宅地においては、住宅地にふさわしい良好な住環境を創出及び保全するため、地区計画の導入により基盤を整えつつ、建物の高さなどきめ細かく土地利用を定めます。また、ミニ開発※ などの狭小宅地を改善するため、細街路※ の整備に併せた建物の共同化による周辺環境と調和した高度利用や敷地の買い増しを誘導します。

中高層住宅地においては、店舗、事務所などと調和した利便性の高い住宅地として、住環境悪化防止のための対策を講じていきます。

これらの方針に基づき、木造住宅密集地区を改善し、住宅地における建物の高さを意識した調和のとれた美しい街並みの形成に努めます。そして、まとまった土地を開発する場合においては、周辺の環境と調和のとれた住宅形態や住環境が形成されるよう誘導します。

②調和のとれた住工共存型市街地の形成

住宅と工場・倉庫などが混在している地区については、土地利用方針及び用途地域※ 指定の状況を考慮し、地区計画などによるきめ細かい地区ルールづくりを進め、住工が共存する環境を整えていきます。

既に住居系への土地利用転換が図られている地域については、地域の実状を考慮しながら、住環境の保持のため適正な土地利用の誘導を図ります。また、工場移転などによる集合住宅などへの土地利用転換が図られる場合には、周辺環境との調和に十分に配慮します。

③にぎわいある商業系市街地の形成

主要鉄道駅の周辺は商業や交通の拠点となる地域中心核として、周辺環境と調和した高度利用を誘導し、にぎわいある商業機能、事務所などの業務機能の充実を図ります。また、建物の不燃化を促進し防災性の向上を図ります。

近隣型商業が集積する地区では、地元に密着した近隣商店街の維持、育成に努めながら、周辺住宅地と調和した商業系市街地の形成を図ります。

幹線道路沿道において環状７号線、京葉道路などは、広域幹線道路としての特性や立地性を活かした商業、業務、流通の立地を図ります。また、船堀街道、柴又街道、今井街道、千葉街道及び補助１２０号線の沿道は、交通利便性を活かし、商業やサービス施設の立地を図るとともに、都市型住宅を整備し、にぎわいある周辺環境と調和した高度利用複合市街地を形成します。さらに、沿道における建物の不燃化と適正な高度利用を促進し、延焼遮断帯の形成と後背地への道路騒音の緩衝帯を形成します。

④農地の保全

農地は、生鮮野菜などの供給のみならず、都市にゆとりや潤い空間を演出し、防災機能をもたらします。このため、可能な限り生産緑地※ 地区指定への働きかけを行うとともに、営農環境の保全策について検討を進めるなど都市農業※ の保全・継承に努めます。

⑤流通業務地区

流通業務地区においては、東京東部の流通拠点としての環境を維持するとともに、時代変化に応じた施設の更新などにより高機能な物流拠点としての整備を図ります。

⑥土地利用調整地区

葛西臨海公園駅北側地区をはじめ、今後大規模な都市的機能の配置が考えられる地区は、立地特性、機能特性を活かし、周辺市街地との調和に十分配慮し、周辺地区の環境形成と活性化に貢献するよう、適切な誘導を図ります。

◆区民発意のまちづくりの推進

①地区計画※ によるまちづくりの誘導

木造密集市街地※ の中で住民のまちづくり活動への気運の高い地区、土地区画整理事業※ が事業中の基盤整備が進んでいる地区、都市計画道路事業に合わせた一体的なまちづくりを進める必要がある地区、一定の基盤が整っているものの効果的な土地利用が図られていない地区、良好な市街地環境を保全する地区については、住民合意を基本とした地区計画制度を積極的に活用し、地区の将来像にふさわしい建築物の建替えの誘導や住環境整備事業※ の導入などにより安全で快適なまちづくりを推進します。

②自主的なまちづくり活動への支援

自主的なまちづくりをより促進するためのしくみづくりを行うとともに、まちづくりの主人公である区民が主体的に活動し、まちづくり協議会やワークショップ※ などをとおして“その地区らしい”個性あるまちづくりを進めます。また、建築行為などあらゆる機会をとらえて、区民・事業者・区の三者が地区の将来像などまちづくりを話し合う場の設定に努めます。

さらに、まちづくりの専門家などを派遣するとともに、情報技術を活用した情報ネットワークづくりを進めます。

そして、地区の歴史や現況を知る“我がまちマップ”の提案など、子どものうちからまちを見る目を養うため、小中学校などと連携した取り組みを進めます。

③区民提案によるルールづくりの推進

住み続けたい区民の気持ちを大切にした、区民提案による地区計画、建築協定※ などのルールづくりの推進を図ります。

◆木造密集市街地※ の改善

①木造住宅密集地区の整備

木造住宅密集地区は、区民と区の協働によるまちづくりを推進し、これまで培われてきたコミュニティのよさを活かしながら、効果的な取り組みにより、防災性及び居住環境の向上を図ります。このため、優良建築物等整備事業※ による共同化や敷地の買い増しを図ることなどにより、老朽建築物の建替えを促進します。さらに、密集住宅市街地整備促進事業※ などにより細街路※ の整備を進めます。

（防災都市づくり推進計画に基づく地区）

区と都が一体となって定めた「防災都市づくり推進計画」における防災性の向上を早急に図るべき「重点整備地域」の南小岩、松島、平井地域において密集住宅市街地整備促進事業を実施し、基礎的な安全性の確保を図ります。

（まちづくり事業に関連した地区）

一之江、春江町や西瑞江など都市計画道路事業などのまちづくり事業に関連している地域や住民のまちづくりへの気運が高まっている地域については、住民の主体的取り組みのもとにまちづくり計画を策定し、地区計画※ によるルールづくりを行い各種支援事業の活用によって、住環境の向上を図ります。

②細街路の整備及び狭小敷地の改善

総武線沿線の早くから市街地を形成した地域や耕地整理事業などによる農業基盤を前提とした地域や昭和４０年代の市街化が急速に進んだ木造密集市街地においては、地域の安全性や快適な住環境づくりをするため、建築物の建替えなどの機会をとらえ細街路の拡幅整備を図ります。特に、地区における利用状況により必要性の高い路線や角敷地などの重要な箇所については、効果的な方策を検討して拡幅に努めます。

また、密集住宅市街地整備促進事業などの施行区域では、細街路を一定の間隔で骨格路線と位置づけ、建替えを促進し拡幅を進めます。

そして、狭小敷地については、敷地や建物の共同化及び街づくり宅地資金貸付制度を活用した敷地の買い増しなどを促進し、その解消に努め、地域の安全性や快適な住環境づくりを進めます。

③小松川地区防災拠点再開発事業

防災性の向上のため整備中の小松川地区防災拠点再開発事業については、未着工住宅街区の整備並びに京葉道路の拡幅工事を促進し、暮らしやすい市街地環境の早期整備を要請します。

◆良好な市街地環境の創出

①土地区画整理事業※ の推進

瑞江駅、篠崎駅、一之江駅周辺で施行中の各土地区画整理事業については、早期完成に努め、地区計画や共同建替えなどにより良好な市街地環境の創出を図ります。

また、葛西、東葛西の組合施行による土地区画整理事業については、早期完成をめざし支援していきます。

②地区別整備方針の確立

「土地区画整理事業を施行すべき区域※　」など面的な基盤整備が未実施、または不十分な地区については、区民との協議により整備方針を定め、土地区画整理事業に限らず、地区計画※ などにより、生活道路、公園などの市街地整備と良好な住環境整備を進めます。なお、都市計画道路事業などの重要な公共施設整備を含む地区や、防災上危険性の高い地区については、重点的に整備方針を検討します。

また、土地改良事業により土地区画整理事業に準じた基盤整備が行われた地区については、区民との協議により地区計画など整備方針を検討し、適正な土地利用の促進を図ります。

◆大規模公園予定地の整備

①篠崎公園・宇喜田公園の整備促進

大規模公園は、都市計画公園※ として潤いややすらぎを与える都市の緑の拠点であるとともに、都市における防災拠点としての機能を持ちます。

このため、篠崎公園については、周辺の道路整備、市街地整備の計画との整合を図り、事業の実施時期、施設内容など、整備の見通しについて早期に明らかにするよう都へ要請します。なお、補助２８８号線は、篠崎公園の一体性や道路整備を考慮に入れた計画路線の見直しを検討します。

また、宇喜田公園については、現況の利用形態を十分に考慮した公園整備を都に要請します。

そして、船堀街道西側部分については、周辺市街地整備と整合した公園整備を要請します。

②江戸川緑地における整備のあり方の検討

高規格堤防※ の整備や周辺市街地の整備の方向づけとも調整を行い、地域の実態を踏まえ整備のあり方を検討します。

◆地域生活圏と中心核の整備

①生活圏の個性を生かした魅力あるまちづくり

区内には多様な区民生活に応じた重層的な生活圏が形成されています。また、それぞれの地域ごとに個性ある街並みや歴史などが息づいています。今後は、多様化した区民生活の共通舞台として、区内６つの地域がそれぞれ快適性、利便性、安全性を高め、区民が誇りと愛着をもって生活できるよう、地域中心核の整備を進めながら生活圏の個性と魅力あるまちづくりを推進します。

【中央地域】

（情報・文化の発信基地としてのまち）

区役所周辺は、区役所をはじめとする行政機関の集積と、総合文化センター、中央図書館などの施設や親水公園の存在する地域として、快適な中に文化性を高めるとともに、情報・文化の発信基地としての機能を強化していきます。

（道路利便性の高い住みやすいまち）

京葉道路小松川立体の整備を促進し、千葉街道、補助２８６号線、２８８号線などの整備を進め、中央地域全体の利便性を高めるとともに街路樹などにより快適性の向上を図り、いっそう住みやすいまちづくりを進めます。

（にぎわいと魅力ある商店街のまち）

一之江駅周辺は、土地区画整理事業※ により駅前広場などの都市空間や地下駐輪場を整備するとともに、環状７号線と今井街道の結節点としての良さを活かし、商業・業務機能などの進出を誘導し、にぎわいと魅力ある地域中心核の形成を促進していきます。

船堀街道や松江地区の商店街などは、地域に高齢者が多くなるなかで地域に役立つ商店街として振興を図るため、情報化の整備を促進するとともに、歩きやすい歩道やポケットパーク※ の整備を進めます。

また、個々の商店の更新や建替えに併せた建物のセットバック※ の誘導、共同店舗化などにより、特色のある商店街を形成し、にぎわいの維持を図ります。

さらに、同潤会通り、松島通り、鹿骨街道、はなみずきロードなどの地域に根ざした商店街は地域住民の日常生活を支えるとともに、人々の交流の場として、快適な歩行者空間の創出と周辺住宅地の環境に配慮した商業環境の充実を図ります。

そして、家電や飲食など自動車利用型の大型店舗の立地する環状７号線、京葉道路、船堀街道などについては沿道型の商業・サービス施設などの土地利用を誘導します。

（さまざまな住まいが調和した安全で住みやすいまち）

木造密集市街地※ では、中高層住宅と低層住宅の調和を図りつつ、耐火建築物への建替え、敷地の共同化などの促進により、住環境を改善し防災性の向上を進めます。一之江駅西部土地区画整理事業地区においては、事業の円滑な推進を図るとともに整備された基盤を活かした利便性の高い多様な機能の共存した住宅地を形成します。そして、それ以外の地域においては、地区計画※ などにより低層住宅と中層共同住宅の調和した住宅地への誘導を図り、良好な住環境をめざします。

住宅と工場などの生産環境が混在する地区については、道路整備を進め、流通、輸送機能を向上させるとともに、地区計画などにより、工場と住宅が共存できるルールづくりを進めます。

環状７号線、京葉道路、船堀街道の沿道は、交通利便性を活かし、商業やサービス施設の立地を図るとともに、都市型共同住宅を整備し、にぎわいのある高度利用複合市街地として建築物の不燃化と高度利用を誘導します。

（せせらぎと緑のあるまち）

緑道をいっそう充実し、親水公園とのネットワークにより環境の向上を図ります。また、小松川境川、一之江境川親水公園などは自然を活かした空間として沿道建築の修景や緑化により、潤いのある環境づくりを進めます。

新中川をボートやレガッタなど水上スポーツに親しめる身近な親水空間として活用するため、河川敷整備を促進するとともに、水門や網舟などの多様な河川空間や文化資源を活かした景観形成を図ります。

【小松川・平井地域】

（にぎわいと界隈性のあるまち）

平井駅周辺は、駅の南北に立地する商店街それぞれの特色を活かした楽しいにぎわいのある空間づくりと住民の利便性の向上を促進します。

楽しさと快適性、利便性を高めるための広場、歩行者優先道路などの整備を推進していくとともに、地域の歴史資源をつなぎ、回遊性の向上を図り、地域中心核の機能をいっそう高めていきます。

（安全で楽しさのあるまち）

小松川地区防災再開発事業の早期完成を促進します。また、東大島駅周辺や防災再開発内の住民の日常生活を支える商店街などの振興と人々の楽しさとふれあいの場となる広場、道路などの整備事業を進めます。

（良好で住みやすい住宅のまち）

木造密集市街地※ については、都市計画道路を整備し、地区計画※ や建替え時のセットバック※ 誘導により安全で快適な住宅地を形成します。また、街区が整っている地区については、良好な基盤をもとに平井駅周辺の商業地と調和のとれた住宅地を形成します。そして、住工混在地区は、都市計画道路の整備を進めるとともに地区計画による基盤整備を検討し、住工共存市街地の形成を図ります。テクノタウン※ などの工業流通地区は，工場の生産環境を維持していきます。

京葉道路、蔵前橋通り、補助１２０号線の沿道は、主として流通、業務、住宅などの立地を誘導するとともに、周辺市街地に調和した高度化による沿道の不燃化を促進します。

（親水空間に囲まれた水と緑豊かなまち）

大島・小松川公園周辺は、高規格堤防※ や連絡橋及び散策路の整備により、一体性のある整備を行います。荒川河川敷は、千本桜事業の推進やスポーツやレクリエーション機能の充実を図るとともに、ビオトープ※ など自然環境を創出し、水辺に潤いを持たせ、親しみのある環境整備を進めます。そして、水上バス発着所、シンボルツリー周辺を水と緑の拠点とするとともに、平井駅からのアプローチ※ 空間を整備します。

旧中川は、周辺の公園や建物との調和を図り、市街地と一体性のある整備を促進します。また、主要幹線道路の沿道は、街路樹の充実により豊かな緑の空間をつくるとともに、ポケットパーク※ の整備など、潤いのある環境づくりを進めます。

（災害に強く快適なまち）

補助１２０号線は、地域幹線道路として全線完成をめざし整備を促進します。また、高規格堤防については、地域のまちづくりと一体となった整備を促進します。

そして、地区計画や開発誘導により生活道路を整え、不燃建築物の誘導により防災性の高い住宅地を形成します。

【葛西地域】

（人々が集う魅力とにぎわいのあるまち）

西葛西駅周辺は、地下駐輪場の整備などにより、新しくなった駅前広場を中心に、新しい時代にふさわしい地域中心核として安全で安心できる、快適で利便性の高い地区をめざします。

葛西駅周辺は、環状７号線やバス交通など交通ターミナル※ としての機能の充実をいっそう図り、地下駐輪場の整備を推進するとともに、まちの発展や集う人々の増加に対応し、地域中心核として整備を進めます。

船堀駅周辺は、総合区民ホールを中心とし、利便性や快適性をいっそう高めるための周辺環境の拡充に努め、江戸川区の地理的中心にふさわしい魅力を高め、地域中心核として充実を図っていきます。

葛西臨海公園駅周辺は、東京湾の臨海エリアの魅力を高められるよう、海を臨む公園、水族園の入口となる都内唯一の特長を最大限活かせるような対応を進めます。また、特色ある駅としてその可能性が十分に発揮されるよう、利便性の面で開発を積極的に図り、魅力ある交通拠点とし

ていきます。

そして、中高層の集合住宅や業務系ビルが建ち並び、区の最大の人口が集まり、商業、事務所、事業所の集積がいっそう進むなかで、葛西臨海公園、水族園、観覧車、球技場、陸上競技場、新左近川、なぎさ公園などの施設そのものを楽しめるとともに、緑道やサイクリングロードなどの充実により、快適に歩け、自転車やバスで回遊できる楽しい魅力にあふれた地域として整備を進めます。

（水と緑の身近なまち）

荒川や中川・旧江戸川・新川の広い水辺空間がより身近に楽しめるよう緩傾斜護岸※ や散策路などの水辺環境づくりを進めます。また、新川は「塩の道※ 」としての歴史的な背景を生かした景観形成を図っていきます。

宇喜田公園については、現況の利用形態を十分に考慮した公園整備を都に要請し、船堀街道西側部分については、周辺市街地整備と整合した公園整備を要請します。江戸川緑地については、地域の実態を踏まえ整備のあり方を検討します。

（交通利便性の高いまち）

地域内の交通をスムーズにするため、放射１６号線の都県橋整備を促進し、新川西水門付近の新設橋梁整備を都に要請するとともに、補助２８９号線の整備を進め、市街地環境の改善や道路ネットワークの充実を図っていきます。

また、首都高速葛飾江戸川線や湾岸線の渋滞を解消するため、東京外かく環状道路※ など首都圏における高速道路ネットワークの早期完成を要請していきます。

（快適に住まえるまち）

低層住宅地域は、それぞれの地域の特性を踏まえて、地区計画※ など各種手法により、また建替などの機会をとらえて細街路※ の解消などを進め、より良好な住宅地の形成を図っていきます。

中高層住宅地域は、住宅地としての土地利用を促進し、中高層住宅を中心とした、調和とゆとりのある、利便性の高い住宅地を形成していきます。

住工混在市街地は、地区計画や生活道路の拡幅整備などにより基盤の整備水準を高めるとともに、地域の生産環境維持のために住工が共存する環境づくりに努めていきます。

（多様な機能が集まるまち）

葛西南部地区における医療機関、娯楽・生活支援施設などの立地または立地が予定されている地区については、それぞれの特性を活かし、各種機能が発揮され住民に大きなメリットがもたらされるように、交通・情報などについての対応を進めていきます。

また、流通・研究などの業務地区および工場地区は、地域の将来における変化・発展に適切に対応していきます。

【小岩地域】

（魅力的な商店のあるにぎわいのまち）

ＪＲ小岩駅周辺は、古くからの集積を活かした特色とにぎわいのある商業地を形成しています。南口再開発事業を促進するとともに、駅前広場の拡充や南北の連絡道路整備などの検討を進め、地域中心核としての整備を図ります。

京成小岩駅周辺は、都市計画道路や駅前広場のあり方を検討し、北小岩地区の拠点としての機能をもつ駅前商業地の形成を促進します。また、京成線は、沿線の道路整備や市街地整備にあわ

せ、立体化の検討を進めます。

住宅地にある地域に密着した商店街は、区民にとって便利な個性的で親しみある近隣商業地として整備に努めます。

（安心して暮らせる落ち着きのあるまち）

小岩北部の住宅地においては、地域地区※ 指定、地区計画※ などによる建築物の規制などを図り、良好な住環境の確保・向上に努めます。

また、小岩南部の木造密集市街地※ については、生活道路を拡幅するとともに耐火建築物への建替えや敷地の共同化により住環境の改善を図り、災害に強い住宅地を形成します。

地域幹線道路の沿道地区では、都市計画道路の整備にあわせて、周辺環境と調和した沿道の高度利用を図り、延焼遮断機能を有した複合市街地を形成します。

（緑と水辺空間の豊かなまち）

江戸川や新中川は、スポーツやレクリエーション機能の充実を図るとともに、豊かな自然環境を活かした環境整備を進めます。親水緑道や公共の緑を一体的に活かし、水と緑のネットワークを充実するとともに、善養寺周辺では、「影向の松」や周辺の豊かな緑を景観資源として活かし、水辺からのアクセス※ の向上や駅からの案内サインの充実などにより、連続性のある環境整備を進めます。

【東部地域】

（人々が交流する温かなまち）

瑞江駅周辺は、土地区画整理事業※ を進め、地区計画などによりにぎわいのある商業地として魅力ある地域中心核づくりをしていきます。そのため、一定の高度利用による商業・業務機能の充実を図るとともに、地下駐輪場の整備など歩行環境などを含めた駅周辺の環境整備を進めます。

（街並みの整う住みよいまち）

土地区画整理事業により基盤整備が整った地区は、地区計画により全体として調和のとれた街並みを形成していきます。

また、木造密集市街地は、都市計画道路などの整備に併せ、地区計画などの導入により、生活道路の整備を進めながら、敷地の買い増しや建物の共同化により、住環境と防災性の向上を図ります。

（緑と水辺のあるまち）

ポニーランド、篠崎堤、水門や閘門、スポーツランド、今井児童交通公園、水上バス、サイクリングロード、親水緑道など江戸川や旧江戸川沿いにある多様な施設や資源をリンクすることにより、さまざまな楽しみにあふれた緑豊かな水辺環境の形成を進めます。

さらに、幹線道路は、その沿道に緑の軸を形成するよう街路樹などの充実を図ります。そして、篠崎公園予定地は、住民の生活再建に配慮した早期整備を都に要請していきます。

（道路交通の整ったまち）

柴又街道は千葉県と連結する地域幹線道路として整備を促進します。また、補助２８５号線、２８８号線は地域を結び、市街地の骨格を形成する重要な道路であるため土地区画整理事業※ などに併せて整備を進めます。

（地域生活に根ざした商店街のあるまち）

地域生活に根ざした商店街が、住民の日常生活を支え、人々が交流する役割を保つため商業環境の充実を図ります。

【鹿骨地域】

（花と緑と水辺が豊かなまち）

花卉栽培や農地を特長ある地域資源として、生産緑地※ の指定、農地の保全や「花の道」など、個性あるまちづくりを進めます。また、農業試験場及び鹿骨事務所周辺は、花卉栽培や農地の集積を活かし、特色ある地域の顔づくりを進めます。

篠崎公園は、緑の拠点として区民生活をより豊かなものとするとともに、今後とも周辺市街地と調和した魅力ある公園整備として、住民の生活再建に配慮した早期整備を都に要請します。また、高規格堤防※ 事業により江戸川と一体的整備を図り、区民まつりや花火大会など人が集まる場所にふさわしい水辺と緑豊かな拠点となる環境づくりを図ります。

（都市的な快適空間のあるまち）

篠崎駅周辺は、地域の玄関口としての機能を高め、緑化や建築物のデザインなどにより、ゆとりある都市にふさわしい快適空間を創出し地域中心核として整備します。

（良好な住宅地のまち）

住宅地については、篠崎駅東部及び篠崎駅西部土地区画整理事業を進めるとともに、地域それぞれの基盤整備水準に応じて地区計画※ などにより、良好な住宅地の形成を図っていきます。

（親しみのある商店街のあるまち）

地域内の商店街は、それぞれの地区における個性や特色を活かし、日常生活を支える利便性に役立つ親しみのある地域商業地としての形成を図ります。

２．利便性の高い道路、交通、情報ネットワークの整備

◆道路ネットワークの形成

①区民生活を担う道路の整備

（幹線道路の整備）

都市計画道路の整備については、広域幹線道路の京葉道路（亀戸・大島・小松川地区）の拡幅と放射１６号線都県橋及び小松川立体、環状七号線の立体整備を促進します。そして、地域幹線道路となる補助線街路は、今後１０年間に区施行５路線を新規に着手し、概ね２０年を目途に全線完成をめざします。

また、区内道路交通網の機能効率を高める、区外における高規格幹線道路の３環状９放射※ の早期ネットワーク化、特に東京外かく環状道路※ 、首都高速中央環状線、第二東京湾岸道路※ の整備促進を関係機関に要請します。

さらに、都市計画道路を補完する準幹線道路の特例都道４５０号線の整備を促進します。

（幹線道路を補完する地域内主要道路の整備）

地域内主要道路は、各地区のまちづくりや土地利用に合わせた整備手法を採用し、優先順位に沿って計画的に整備を進めていきます。

（生活道路の整備）

生活道路は、建替えや開発計画などと調整を図りながら、計画的に道路の維持管理を行い安全性・利便性の向上を図ります。また、住環境や防災面で課題のある細街路※ は、まちづくりや開発行為に併せ整備を推進します。さらに、細街路の中でも居住環境改善・防災性向上に役立つ路線は、優先的に拡幅整備に努め、特に細街路の入口となる位置にある角地の効果的な拡幅整備を検討します。

②橋梁の整備

多くの河川に囲まれた本区にとって、橋梁は防災面や交通面において非常に重要な機能を果たします。

計画橋梁については、都市計画道路整備に合わせて江戸川区と千葉県を結ぶ橋梁や新川の新設橋梁の整備を進めます。

また、既存橋梁については、新中川の上一色中橋・松本橋について、取付道路の形態の見直しを図り架替えるとともに、鹿本橋・春江橋・瑞江大橋については、今後の整備方針を検討します。

さらに、旧中川の中平井橋を墨田区と共同で架替えます。また、新川橋は、護岸の親水化に合わせ整備を進め、新川西水門付近においては、新設橋梁整備を都に要請します。

さらに、荒川、江戸川などに架かる橋梁の歩行者自転車道の整備や、河川敷などへのアクセス※ など既存橋梁の機能の充実を促進します。

③自転車道路のネットワーク形成

自転車歩行者道路や自転車レーンなど、自転車道路ネットワーク化を進めるとともに、違法駐車などをなくすことにより利便性や安全性の向上を図ります。また、レクリエーション活動が身近に行えるよう、本区の特色である河川堤防上通路などを利用しサイクリングロードの充実を図ります。

④歩行者に安全な道路ネットワークの形成

都市計画道路の整備による地域内の交通環境の変化にあわせ、歩道を整備するなど、安心して歩ける道路に改修します。見通しの悪い交差点の改善や、片側歩道の両側歩道化など、歩行環境の向上を図ります。また、公園、区民施設、文化財などを結ぶ、歩行者道路ネットワークの充実を図ります。

◆鉄道の整備

①メトロセブンの整備促進

東京の再生という視点から、その機能と役割を整理し、事業主体や採算性などの課題を克服しメトロセブンを含む区部周辺部環状公共交通の整備を促進していきます。

②京成線の立体化の検討

東京都、葛飾区、京成電鉄と連携を図り、まちづくり事業とあわせて、京成線の立体化の検討を進めます。

③鉄道混雑の緩和

通勤・通学の混雑緩和を図るため、快速の停車をはじめダイヤ改正や車両の改善などを鉄道事業者に要請します。

◆楽しく快適に移動できる交通

①自転車を利用しやすい環境整備

瑞江駅、一之江駅、葛西駅については、地下駐輪場の整備を進め、船堀駅、篠崎駅については、整備に向けて検討をしていきます。また、ＪＲ小岩駅では、再開発などのまちづくりと合わせ、駐輪場整備の可能性を検討します。

買い物や一時的な駅利用を目的とした駐輪需要への対応については、住民とのまちづくりの中で、協働の取り組みを進め、駐輪需要を発生させる施設の設置者などに対し、充分な収容能力を確保するよう駐輪場の設置を指導していきます。

また、自転車利用における安全走行や駐輪方法などのルールやマナーについて学ぶ機会を充実します。

さらに、放置自転車をなくし道路や駅前広場の適正利用を促す啓発活動を区民や関係機関と協力して、多面的かつ継続的に行い、「迷惑駐輪のないまちづくり運動（仮称）」を推進するとともに、放置自転車の撤去を効果的に進めます。

そして、公共レンタサイクル※ など自転車の共同利用の有効性を検討します。

②利便性の高いバス交通の充実

駅や交通結節点となる主要バス停などではターミナル※ 機能を強化し、乗り換えの利便性の向上を図ります。また、ミニバス※ などの試験運行をバス事業者へ提案するとともに、コミュニティバス※ の検討を行うなどバス運行空白地区の解消や利用者の実態にあった取り組みを積極的に行います。

さらに、バスロケーションシステム※ の充実など情報化に対応した利用しやすい環境づくりを事業者に要請します。

そして、区内拠点に可能な限り乗り換えなしで移動が可能となるよう、また、都市計画道路などの整備進捗に併せ、効率的な路線編成ができるよう事業者との調整を行います。小岩・羽田空港間の長距離バスの利用が増加していることから、区民のニーズに応じて羽田空港以外への運行などを事業者と調整していきます。

③誰もが快適に移動できるユニバーサルデザイン※ の推進

鉄道駅では、ホームドア※ の設置・案内版（時刻表・出口案内）など、高齢者や障害者をはじめだれもが利用しやすいユニバーサルデザインに基づく環境づくりを鉄道事業者に要請していきます。また、まちの顔であり、重要な交通結節点である駅前広場のイメージアップを図るとともに機能性の向上を図ります。バス停では、上屋やベンチなどを整備し、利用者にやさしい交通施設づくりを進めます。

公共施設や民間施設については、整備の可能な箇所から効果的に改良を進め、ユニバーサルデザインに基づいて移動しやすい環境を整えます。

④自動車交通の円滑化

地域の交通の支障となっているボトルネック※ 箇所や交差点を改善し、円滑で安全な交通を確保します。リバーシブルレーン※ の設置など交通実態を的確にとらえた対策を関係機関と連携し進めます。

駅周辺における駐車施設の拡充を進めるために、民間駐車場の積極的な誘致と支援の拡充を図ります。また、駐車対策路線の拡充を図り、区民主体の違法駐車をなくす取り組みを進めます。さらに、駐車場の場所、利用状況などの情報案内システムの導入を検討し、違法駐車の解消を図ります。

国や都、交通管理者と連携を図り、ロードプライシング※ やパークアンドライド※ など自動車利用の総量抑制を目的とした交通需要マネジメント※ （ＴＤＭ）の取り組みや、高度道路交通システム※ （ＩＴＳ）に対応するＥＴＣ※ ・ＶＩＣＳ※ などの新システムの普及啓発に努めます。

また、レンタアンドレールライド※ を推奨するなど、商用車などの通勤利用の抑制を図ります。

◆情報ネットワークの整備

①情報通信基盤の整備

高度情報化社会の早期実現に向けて、各事業者と調整し、光ケーブルなどの情報インフラ※ の整備を促進し、ブロードバンド※ に対応した情報通信環境を区民の誰もが享受できるようにしていきます。

②電子区役所への取り組み

住民記録や子育て、福祉、教育などの事務、施設の利用などの情報化を進めるとともに、区民が必要とする情報が、身近な場所で得られ、区民と区とのコミュニケーションが向上するよう、電子区役所に向けて取り組んでいきます。

③地域情報ネットワークの構築の検討

地域内の情報交流と地域からの情報発信を高めるために、関係機関と連携し、地域ネットワークの構築を検討していきます。

３．地域の魅力を高めるまちづくり

◆水と緑にあふれる都市環境の充実

①区民主体の環境づくり

（「みんなの家に花いっぱい運動（仮称）」の推進）

「花と緑とともに生きましょう」をスローガンとして、家や事業所などのベランダや玄関先などを花や緑で飾る「みんなの家に花いっぱい運動（仮称）」を推進し、四季おりおりの花と緑があふれるまちづくりを進めます。

（緑の里親制度※ の導入）

区民一人ひとりの発想と行動を活かしつつ、経験のあるボランティア※ やＮＰＯ※ などの参加も得て、水と緑を守り、育て、ふれあうことのできるしくみを整えていきます。このため、個人やグループで楽しみながら愛情をもって世話に取り組んでもらえるような「緑の里親制度」を導入するとともに、公園や緑道、道路などにおいて花や樹木を育てることに適した場を提供していきます。

また、水と緑を守り育てるためのノウハウを教え、さまざまな相談にも応じることのできる人材の育成を図ります。そして、この活動に携わる区民同士が交流し、実践的なアイデアを共有しつつ、さまざまな相談に応じ、関連する情報なども提供できる場を整備していきます。

②緑の回廊※ の形成

（緑の核の整備と充実）

大規模公園（葛西臨海公園、篠崎公園、宇喜田公園、大島・小松川公園、総合レクリエーション公園）について、河川との一体整備やレクリエーション施設の充実などを図り、区民のオアシス※ や防災拠点として機能する、緑の核としての整備を進めます。

また、その他の身近な公園についても、緑の充実と質の向上を図りながら、人々がふれあえ、子どもたちがのびのびと遊べる、個性ある公園整備を進めていきます。

さらに、学校については、生垣緑化や花・実のなる木の植栽をよりいっそう充実するとともに、屋上緑化に努めていきます。

そして、このような公園や学校などを緑の豊かな道路で結び、「緑の回廊」を形成していきます。

（河川敷の並木づくり）

荒川、新中川、江戸川、旧江戸川、旧中川の河川敷などにおいては、高木を植えるなど緑を増やし、河川敷の並木づくりに努めます。

このことにより、区民が安らぎとゆとりを存分に感じることができる、水と緑が調和した河川環境づくりを進めます。

（地域の緑の活用と保全）

まち全体が緑の連続性を持ち、公共と民間の緑が一体となった環境づくりを進めるため、屋上緑化・生垣緑化・壁面緑化などを促進します。公共施設についても、屋上緑化、壁面緑化など新しい緑化方法の検討を進め、区が率先した取り組みを行います。

また、実のなる木や花の咲く木の植栽などについて、区民への技術指導や情報提供、相談などの支援を行います。提供公園※ や接道部緑化についても、地域の人々による花の植付けなどの活動支援を行います。

さらに、緑のあるオープンスペースとして、区民農園やふれあい農園などのいっそうの充実を図るとともに、農地の保全に努めていきます。

駅周辺や学校などの地域の中心となる地区においてはシンボル樹の植栽などによる景観整備を推進します。

また、土地区画整理などのまちづくり事業や建替えなどで移植が必要となった樹木の仮移植地を確保し、長年育て愛着のある樹木を引き続き育てていける取り組みを進めます。

そして、やむを得ず植えておくことが困難になった樹木については、「グリーンバンク制度（仮称）」を創設し、その情報を広く提供することにより、新たな植樹先を確保していきます。

このようなさまざまな取り組みによってみどり率※ を高めていきます。

③水辺空間の整備・充実

（水辺の自然の復元・再生）

荒川河口の干潟や、江戸川樋門※ の取水口などでは、鳥や昆虫、魚や水生生物など多様な生き物が棲息しやすいような自然環境の復元・再生をはかります。また、水辺に親しみ学ぶ活動を広げていくような環境学習の場を設けるとともに、ボランティア※ 団体と協働し、清掃活動などの環境保全活動を広げ、より良い水辺づくりを推進していきます。

（楽しめる水辺空間の形成）

多くの区民が利用しやすいように、水辺空間における休憩施設や木かげの充実を図るとともに、レガッタやカヌーなどスポーツ・レクリエーションを楽しむ場や防災拠点など多目的に活用できるオープンスペースとして整備します。

また、誰もが安全で快適に水上を利用できるようにするため、水上バス・釣舟・ボート・レガッタ・カヌーなど水上スポーツの利用ルールの策定やマナーづくりを推進します。

新川や旧中川では、美しさと安らぎある水辺に誰もが近づける親水性のある空間として、また、人々のふれあいを生み出す地域コミュニティの場として、整備を進めます。

新中川では、魅力ある水辺環境を形成するため、水景軸※ とあわせて橋梁空間を整備します。

臨海部では、東京湾の臨海エリアとしての魅力を高めるため、自然環境の保全と水辺空間の利用との調和を図ります。

（安全、安心な水辺）

荒川・中川・江戸川・旧江戸川については、市街地との一体的なまちづくり計画を作成し、治水対策や潤いあるまちづくりを進めます。これとともに、国や都に対し、高規格堤防※ の整備や、安全対策としての耐震補強整備、災害時の物資輸送などの防災拠点としての船着場整備の促進を要請します。

また、災害時における正確で素早い情報のやり取りができるよう堤防に敷設された情報インフラ※ 施設の利用体制を整え、レクリエーションや災害時における緊急道路として利用できる高水敷管理道路の整備促進を図ります。

④自然豊かな親水公園・親水緑道づくり

親水公園や親水緑道などを生態系に配慮した構造に改修し、魚や水生生物、鳥や昆虫など多様な生き物が棲息しやすい自然豊かな環境「いのちのオアシス※ 」づくりを進めます。これらを活かして、水辺で学べる環境学習の場として、多様な体験ができるようにするとともに、今まで以上に、誰もが歩いて楽しみ、人々のふれあいの場となるような水と緑のネットワークを形成します。

◆美しい都市景観づくり

①地域の特性を活かした個性ある景観形成

まちの景観を整えるため、駅周辺、商店街、住宅地、歴史的資源のある地区など、それぞれの地域の特性を活かしながら、都市景観づくりを推進します。そのために、地区計画※ やまちづくり協定などを活用し、きめ細かなルールづくりを進めます。

また、橋梁などの公共施設は、地域のランドマーク※ となり、そのデザインなどが永く区民に親しまれるような整備を図ります。

地域の顔となる駅周辺や商店街については、公共サインなどの充実や歩行などの妨げになる看板、商品のせり出し、違法駐車、放置自転車のないまちの実現に努めます。

また、花卉栽培や金魚の養殖など特色ある産業が営まれている地域については、その環境に配慮した景観整備に努めます。

住宅と工場が共存する地域については、敷地内緑化の促進や工場などの建替え時に周辺の景観と調和した外観となるよう誘導します。

そして、海を望む葛西臨海公園駅周辺は、その貴重な空間を活かし、葛西臨海公園をレクリエーション拠点の核とし、海や河川の一体性あるゆとり空間の形成を図ります。

幹線道路の沿道や大規模開発事業による民間施設については、周辺との一体感のある景観向上に配慮した計画となるよう誘導します。また、都に対して、船堀街道の「シンボルロード」について整備を促進するよう要請していきます。

②電線のない街の実現

都市計画道路の整備や土地区画整理事業※ の施行に合わせて、電線類の地下埋設化を図ります。

また、地下埋設化が困難な路線については、電線の集約化や経路変更などの整備を積極的に行うことにより、電線のない街を実現できるように努めます。

③区民・事業者と区の協働による景観づくり

区民に対し、情報提供や専門家の派遣などを行い、景観づくりに対する意識の高揚を図るとともに、自主的な取り組みを支援します。また、事業者に対しても、よりいっそうの意識啓発を図ります。

◆住みよい永住できる住居の推進

①総合的な住宅施策の展開

「だれもが快適に安心して住み続けられる」住まいづくりのため、区民・事業者・区がそれぞれの役割を果たしながら連携・協力して、総合的かつ計画的な住まい及び住環境づくりに取り組んでいきます。また、住まいに対する考え方の変化やライフステージに応じた住まい方など、多様な住宅ニーズを把握し、区民と区が課題の認識を共有するため「住宅白書」を定期的に作成し、その現状と課題を分析するとともに、「住まいの基本計画」を必要に応じて見直していきます。また、住宅ストック※ がニーズに幅広く円滑に対応できるシステムを形成できるよう検討を進めます。

②住まいに関する相談や情報の提供の充実

住まいづくりに関する情報や知識を区民がもっていることは、住まいに関する主体として各個人が考え、行動するために必要不可欠であることから、住宅に関する相談や情報提供、専門家の派遣、学習の機会の提供などをさらに充実させていきます。

安全で住みよいバランスのとれた住まいを実現するためには、どのような住まいをつくっていくかについてつくり手と住み手が共通理解を深めることが必要であり、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の適正な運用を促進しながら、住まいづくりやまちづくりに関する相談や情報の提供を行います。

③多様で良質な住宅の供給支援

（中古住宅市場の活性化）

必要に応じ住み替えを円滑に進めるため、既存の住宅ストックに関しては、中古住宅の履歴や客観的評価の情報が得られるしくみづくりを検討するなど、中古住宅市場の活性化を図ります。

また、良質なストック形成を進めるため、住宅改善資金融資あっせん制度の活用・相談や情報提供の促進により、リフォーム市場を活性化します。

（良質な新規住宅の供給）

新規に供給されるものに関しては、街づくり宅地資金貸付制度や住宅等整備指導要綱※　による指導などを活用し、住宅敷地規模のいっそうの拡大、良質で長持ちする住まいづくりの推進、定住できるファミリー向け住宅の供給誘導など、良好な居住水準への誘導を図ります。

（民間賃貸住宅の有効な活用）

民間賃貸住宅については、ファミリー層や高齢者などにも有効な選択肢の一つとして機能し活用されるよう、需要と供給の一致を図るためのしくみを検討します。

（分譲マンションの適正管理）

分譲マンションについては、老朽化に対応するため、所有者自らが適正な管理の必要性を認識し主体的な取り組みを行えるよう、相談体制の充実を図ります。また、情報交換の場や連絡会の形成を促進します。

④地域特性を活かした住環境づくり

（魅力ある住環境形成へのルールづくり）

日々生活する住民が互いの生活を認め合い支え合う地域コミュニティの形成を図り、地域環境資源を活かした魅力ある住環境を形成するため、地区計画※ や建築協定※ の制度を活用し、地域ごとのルールづくりを支援していきます。

（建築紛争解決のための支援）

中高層住宅の建築に伴う近隣住環境の問題に対しては、土地利用の詳細化やルールづくりなど、それぞれの地域の実情に応じた住環境整備がなされるための手法を検討していきます。また、建築紛争に関しては、地域住民がまちづくりを学習できるための情報や紛争解決の手引きを提供します。

⑤安全で健康に配慮した住宅づくりの推進

（バリアフリー※ 住宅の促進）

ハートビル法※ や福祉のまちづくり条例に基づく届出・指導、住宅等整備指導要綱※ による事前協議を徹底し、新築時のバリアフリー住宅の整備を促進します。

既存の住宅についても、住宅改善資金融資あっせんや三世代同居住宅資金貸付などの制度を活用することによりバリアフリーを含む住宅改造やリフォームの推進を図ります。

（災害に強い住宅づくり）

災害に強い住宅づくりを進めるため、地域コミュニティによる助け合いや防災意識の向上など、被害を最小限にとどめるしくみを形成しながら、新築時における中間検査・完了検査制度の他、耐震コンサルタント派遣制度、住宅改善資金などの活用により防災性を総合的に高めていきます。

（健康と環境に配慮した住宅づくり）

快適で健康的な住宅づくりを誘導していくため、敷地内や屋上の緑化、建材のホルムアルデヒド※ の対策などについて、公共建築物への積極的な採用や住宅等整備指導要綱の活用を検討していきます。

また、耐久性が高く省エネに配慮した住宅の普及など、環境と共生できるような工夫を可能な限り採り入れられるよう誘導します。そのため、事業者に対する指導と同時に、区民に対する学習の機会や情報の提供を行い、環境意識の向上を図っていきます。

⑥高齢者などの居住支援策の充実

高齢単身者、要介護者などの居住を確保するため、身元保証制度などを活用し安心して生活できる賃貸住宅市場を整備していくとともに、高齢者向け優良賃貸住宅制度※ の活用などを図ります。

⑦公営住宅の整備

移管される都営住宅については、区民ニーズにきめ細かくかつ柔軟に対応できる区営住宅となるよう適切な運営を検討します。あわせて、区民の多様なニーズに応えるため公営住宅敷地の有効利用を検討します。

また、都営住宅については、スーパーリフォーム※ や大規模団地の建替などに際して、より質の高い住宅環境と地域のまちづくりに貢献する整備を要請していきます。

◆歩いて楽しめる個性あるまち

①歩いて楽しめる水と緑の道づくり

地域の水と緑の資源を活かし、オブジェなどの設置を検討するなど歩いて楽しめる道や、ポケットパーク※ などを整備することで沿道の魅力を高め、ゆったりと過ごせる道空間を提供します。そして、これらの情報の充実を図ります。

健康の道※ には、必要箇所に公共サインや歩行距離・消費カロリーを表示し、健康づくりが目に見え、誰もが利用しやすい環境を整えます。

②魅力あるにぎわいの場づくり

商店街や駅前広場及びその周辺の美観や利便性の向上を図り、地域の特色をいかした魅力づくりを推進します。そのため、誰もが快適に利用できる施設や歩道など、歩行空間のユニバーサルデザイン※ 化に努め、まちに歩いて出かけたくなる環境づくりを進めます。

③親しまれ、受けつがれる地域の風物詩づくり

誰もが気軽に参加したり、出かけたりできる機会をつくるため、まちのイベント情報や花の植付け、リンゴの収穫など公園を利用した地域のボランティア※ 活動などの情報をインターネット※ や公共施設での文字情報などによる配信サービスを通じて提供します。また、金魚、花卉園芸栽培などの伝統的地場産業や地域の年中行事を地域住民のふれあいの場や機会に活用していきます。

◆安心して生活できるまちづくり

①交通安全の推進

ドライバーの視認性を高めるため、交差点での見通し改善や特殊舗装などを実施し、歩行者の安全性を高めるため、歩車道の分離や路肩のカラー化などを実施して安全対策を進めます。

町会・自治会、学校、幼稚園、保育園、警察署、消防署及び関係団体とともに、幼児・児童や高齢者への交通安全啓発・教育を推進します。また、実態調査を行い、通過車両が生活道路へ進入するのを防ぐための方策を講じます。

迷惑ドライバーや危険な自転車運転者などには、警察署と協力し、「秩序ある道路の使用」を促す講習などを推進します。また、交通事故被害者への相談などを充実させます。

②地域ぐるみの防犯対策

日頃からあいさつなど顔の見える関係を大切にした地域のコミュニティの中で、「家庭や地域を守る防犯対策」を目的とした、文化・スポーツ活動やイベントの開催など、区民が気楽に参加できる地域活動を推進します。

適切な街路照明を確保するため、徒歩などによる点検や町会・自治会の意見を聞くなどして、問題のある路線の改善を図ります。公園、街路樹などにより見通しの悪い箇所に対しては、点検や工夫・改善をおこない、住民とともに地域の目が届くコミュニティの場となる利用の促進を図ります。

③通行支障箇所の改善

道路･公園･親水緑道などにおける段差や電柱などによる通行支障箇所の改善を図るとともに、誰もが安心して安全に利用できる歩行者空間を形成します。

４．安全で災害に強いまちづくり

◆防災まちづくり

①災害に強い都市基盤の整備

防災性や居住環境上に課題のある地区については、密集住宅市街地整備促進事業※ などを実施し、防災上の機能向上を図ります。また、新築時における建築物の不燃化、耐震構造化を進め、既存建築物の耐震補強など、都市防災機能の向上を図ります。

さらに、橋梁については、災害時における安全性をより向上させるため、計画的な改修を行います。

そして、電線類の地中化、都市ガスの整備を促進するとともに、水道管などの老朽管の計画的な入替えなど、災害に強いライフライン※ の整備拡充に努めます。

緊急時の陸上交通網の補完や緊急物資搬入の確保のため、今後も防災船着場整備を促進します。また、河川敷や大規模公園などは緊急時のヘリポートとして活用します。

②防災空間の確保

道路、緑道、親水公園、公園、児童遊園、防災公園などの整備、農地の保全などを行うことにより、避難路や延焼防止のための防災空間の確保を図ります。学校など公共施設は、避難所としての防災機能の強化を図るとともに、細街路※ については拡幅整備を推進します。また、小松川防災拠点への避難路として重要な役割を担う平井北部地区の補助１２０号線の早期完成を都に要請します。

③高規格堤防※ などの整備促進

江戸川、旧江戸川、荒川、中川の治水安全度および堤防の耐震性を高めるため、高規格堤防の整備を促進します。現在、中川、旧江戸川で進行中の耐震護岸整備については、早期完成をめざします。

④都市水害への対策

公園や学校の校庭など公共スペースにおける雨水貯留施設を整備するとともに、共同住宅など民間施設における雨水貯留施設の整備を促進します。戸建て住宅では、各戸雨水貯留槽の普及に努めるとともに、雨水貯留型下水道施設の整備を促進します。

雨水を地下に還元するため、歩道部や細街路、私道の整備には透水性舗装※ を進めていきます。また、既設歩道部の透水機能を回復させるため、路面洗浄などのメンテナンスを強化します。

これらの取り組みを通じて、水害対策にとどまらず、地球的視点にたった環境保全のため水資源の活用を促進します。

⑤ヒートアイランド現象※ への対策

局所的な豪雨の発生の原因とされる都市のヒートアイランド現象を緩和するため、緑地や農地の保全に努め、屋上緑化や生垣緑化、壁面緑化などを促進します。

また、道路や駐車場などについても、透水性舗装※ や保水性舗装※ を推進していきます。

そして、江戸川や荒川といった河川、海、緑などにより生み出される風の流れを活かす研究を進め、まちづくりに活用する取り組みを進めます。

◆防災体制の充実

①災害対応力の強化

災害時の初動体制を確立するため、夜間、休日などの職員の非常参集体制を強化し、区長を本部長とする災害対策本部を迅速に設置します。

また、災害応急活動マニュアルの整備に努めるとともに、実践的な防災訓練を通じて、都や防災関係機関及び防災区民組織との連携を強化し、区の災害対応力を高めます。

②災害情報の効果的・効率的な収集と伝達

災害発生時に的確な応急対策やパニック防止対策を進めるため、防災行政無線、ＩＴ※機器、ＦＭえどがわなどを活用し、防災関係機関、避難所などからの情報を効果的・効率的に収集するとともに、正確な情報を迅速に区民に提供できる体制を確立します。

③連携体制の強化

大規模な災害の発生に備え、他の自治体、民間団体、事業所などから円滑な協力がえられるよう協定団体との連携強化を図っていくとともに、防災上必要な協定の締結を進めます。また、ボランティア※ 団体などとの情報交換を行い、災害時のボランティア活動が効果的に実施されるよう、必要な環境整備に努めます。

④救援・救護体制の強化

災害が発生した場合の、人命の安全と被災後の生活の安定を確保するため、地区ごとの被害想定、要援護者支援の視点から、地域ごとの備蓄物資の拠点配置を進めるとともに米穀や麺類協同組合などとの協力の基に食料、生活必需品などの備蓄物資の充実を図ります。そして、医師会及び防災関係機関などの協力のもと、医薬品及び医療資器材の備蓄と供給体制の整備に努めるとともに、初動期における医療救護体制の確立を図ります。

また、区民一人ひとりがその情報を日常においても知ることができるよう、情報技術の活用や防災マップなどの充実を行っていきます。さらに、関係機関との連絡体制や活動マニュアルの整備に努めます。

介護を必要とする人々をはじめとして避難所で適切な生活ができるよう避難所の態勢づくりを行うとともに、被災者の精神的ショックや避難所生活のストレスを軽減するため、心のケアの実施態勢づくりを行います。

◆みんなで守るまちづくり

①自主的な防災の推進

「自らの生命は自らが守る」という原則のもと、防災に対する自主的な取り組みとして、家庭や地域で適切な防災対策や行動がとれるよう、広報えどがわや情報技術の活用、実践的な防災訓練を通じて、区民の避難路や避難場所の認知度を高めるなど、日常から防災対策意識の啓発や防災知識の普及向上をいっそう図ります。

また、地域において初期消火や救助活動が的確に行えるよう自発的に動ける自主防災組織やボランティア※ 、ＮＰＯ※ の活動を支援します。

さらに、行政や防災機関による本格的な応急対策が始まるまでの間、地域住民による自立的な運営ができような態勢づくりを進めます。

②地域における防災コミュニティの確立

災害時においては近隣で助け合いができることが大切です。地域で町会・自治会・子ども会・ＰＴＡ・くすのきクラブなどのさまざまな団体による多様な活動がいっそう活発に行われるよう支援し、住民どうしが顔の見える関係を深め、地域のコミュニティ意識をさらに高めていきます。

また、ボランティア団体が災害時に円滑に活動できるしくみをつくるとともに、地域住民やボランティアが特に救助を必要とする高齢の人々や障害のある人々などの災害弱者を支援できる体制づくりを進めます。

さらに、商店会、事業所、ボランティアなどのさまざまな団体・個人が区と連携・協力し、区民や区で働く人々が助け合うネットワークづくりに取り組んでいきます。

③実践的な防災教育・防災訓練の充実

子どもや保護者などが災害発生時に適切な行動をとれるよう学校教育や生涯学習などのあらゆる機会を通じて、実践的な防災教育・防災訓練を充実し、防災意識の高揚の拡大を図ります。

第３章　基本計画の実現のために

第１節　信頼と協働による推進

この計画を実現するためには、区民・地域社会・ボランティア※ ・ＮＰＯ※ ・事業者などが、区との信頼に根ざした協働関係のもとに、地域づくりの担い手としてその役割を果たすことが大切です。

ボランティアやＮＰＯをはじめとする区民の活動は、子育てや教育、福祉、環境、まちづくりなど幅広い分野においてますます拡大しており、その人たちにしかできない活動を通して、区民生活の向上に貢献しています。

今後はさらに、こうした活動を支援し、育てるとともに、区民と区がお互いの特性と能力に応じた役割を分担し、それぞれが責任をもってその役割を果たす、多様で豊かな協働関係を築く必要があります。

このため、協働のための指針を策定するとともに情報技術などを活用して区民と区が良好にコミュニケーションできる体制をさらに整備するなど、円滑に協働を進めるための環境づくりに取り組みます。

第２節　区民本位で効率的な区政運営

この基本計画は、区民を主役として、区民と区が協働して推進することを前提としています。

したがって、それに応じた区政の体制やしくみを整える必要があります。

同時に、こうした体制やしくみの整備を通して、区の将来像を見据えた質の高いサービスの提供体制を整備するとともに、簡素で効率的な行財政運営を進めていかなければなりません。

（電子区役所の実現）

区の行政サービスをより便利に、より身近なものにするため、「電子区役所」を実現します。

これにより、申請・届出などの電子化や各種の行政手続きを１箇所で済ますことができるワンストップサービス※ 化など、迅速で便利な行政サービスを提供します。

また、情報技術の活用をつうじて、内部事務の大幅な見直しと簡素化を進め、効率的な事務の執行体制を確立します。

さらに、その実現にあたっては、個人情報の保護対策やセキュリティ対策を講じるとともに、全ての区民がそのメリットを享受できるような工夫を行い、また、パソコンなどのＩＴ機器が使えない高齢の人などの情報弱者に対する情報格差の解消に努めます。

（区民への積極的な情報提供）

区の行政を区民から見て分りやすくするため、区民への積極的な情報提供を推進します。

そのために、情報をさらに公開するとともに、情報技術などを用い区民と区、区民相互の情報交流を促進します。そして、情報の共有化と区政への共通認識を高め、区政への区民参加を広めていきます。

（行政評価のしくみづくり）

施策・事業の目的達成度や効率性などを各種の指標を用いて評価する行政評価システムを導入します。これにより、施策や事業がどのように実施され、どの程度達成できているかなどを区民にわかりやすく説明するとともに、その有効性や改善すべき課題、方向性を明確にし、区民のニーズにあった施策を展開していきます。

（民間活力の導入）

事業の性格や民間の対応能力から、民間に委ねることが可能で、区民サービスの向上につながると判断できるものについては、ＮＰＯ※ や事業者など民間の力を積極的に取り入れます。

また、民間の資金と経営ノウハウを活用するＰＦＩ※ の導入を検討します。

（職員の能力開発と意識改革）

施策や事業を区民本位で、かつ効率的に実施していくために、職員のいっそうの能力開発と意識改革を進めます。

そのために、区民第一主義に立ち、区民にわかりやすく説明する能力や柔軟な政策形成能力などを育成するとともに、コスト感覚や経営意識、新たな課題に対する果敢な挑戦意欲などを養っていきます。

（財政基盤の強化）

健全な財政運営を長期的・計画的に行うために、事務事業や執行体制のあり方を探究するとともに、税収の確保に努めます。

また、財政自主権を強化する観点から、国からの税源移譲や都区財政調整制度の充実などを国や都に働きかけていきます。

（広域的な連携・協力の推進）

基本計画の施策や事業のうち、災害時の対応や防犯対策、広域交通網の整備、自動車環境汚染対策など本区だけでは対応や解決が困難な課題について、国や都に必要な働きかけを行うとともに、周辺自治体と連携・協力して進めていきます。

第３節　計画を実現するための横断的取り組み

「人生の節目」において必要となり、また「より良く生き、より良い地域社会をつくる」ために求められる「学び」は、基本的施策を貫く大きなテーマです。

また、ボランティア※ ・ＮＰＯ※ などの活動は、「ボランティア立区」を推進する本区の基本的施策を貫く重要な役割を担っています。

さらに、情報がもたらすメリットをすべての区民が享受できるようにすることは、高度情報化の中できわめて重要な課題です。

このため、区は、長期計画の着実な実現をめざし、全庁をあげて組織横断的に取り組んで行きます。

付属資料

１．人口推計（事務所地域別・年齢別）

各年1月1日　単位（人）

		2000 年	2005 年	2010 年	2015 年	2020 年
区全体	合計	626,503	651,400	660,600	670,500	670,600
	0～14歳	91,531	92,400	94,700	95,500	97,300
	15～64歳	460,018	464,100	450,900	441,000	434,200
	65歳以上	74,954	94,900	115,000	134,000	139,100
小松川	合計	52,262	54,200	55,400	56,900	56,300
	0～14歳	6,908	6,800	7,100	7,200	7,800
	15～64歳	36,793	37,600	37,300	37,000	35,700
	65歳以上	8,561	9,800	11,000	12,700	12,800
小岩	合計	94,850	94,800	93,600	92,600	91,100
	0～14歳	11,704	11,300	11,600	12,300	12,500
	15～64歳	67,052	65,100	61,600	57,800	55,800
	65歳以上	16,094	18,400	20,400	22,500	22,800
中央	合計	126,100	129,800	129,200	128,700	127,300
	0～14歳	17,680	17,700	17,600	17,400	17,700
	15～64歳	90,177	89,300	85,000	81,900	80,200
	65歳以上	18,243	22,800	26,600	29,400	29,400
葛西	合計	223,345	233,400	238,200	243,700	247,500
	0～14歳	36,166	36,300	37,000	37,100	37,600
	15～64歳	169,622	174,000	170,700	167,500	165,900
	65歳以上	17,557	23,100	30,500	39,100	44,000
東部	合計	82,220	88,600	92,000	94,700	94,500
	0～14歳	12,046	12,900	13,700	13,800	13,900
	15～64歳	60,605	62,200	61,500	61,800	61,700
	65歳以上	9,569	13,500	16,800	19,100	18,900
鹿骨	合計	47,726	50,600	52,200	53,900	53,900
	0～14歳	7,027	7,400	7,700	7,700	7,800
	15～64歳	35,769	35,900	34,800	35,000	34,900
	65歳以上	4,930	7,300	9,700	11,200	11,200

※２００５年以降は推計値です。

２．長期計画の策定経過

（１）長期計画審議会

長期計画（基本構想及び基本計画）について必要な事項を調査、審議しました。

＜審議経過＞

開催回	開催日	審　議　内　容
第１回	７月 10 日（火）	会長・副会長の互選及び審議会の運営
第２回	７月 30 日（月）	基本構想の全体構成と概要、将来人口
第３回	８月　６日（月）	基本構想（素案）「未来を担う人づくり（学齢期以前）」
第４回	８月 28 日（火）	基本構想（素案）「未来を担う人づくり（学齢期）」
第５回	９月 13 日（木）	基本構想（素案）「いきいきとした生活のための健康･福祉づくり（健康）」
第６回	９月 28 日（金）	基本構想（素案）「いきいきとした生活のための健康･福祉づくり（福祉）」
第７回	10 月 11 日（木）	基本構想（素案）「学びと協働による区民文化づくり」
第８回	10 月 25 日（木）	基本構想（素案）「区民参加による環境づくり」
第９回	11 月　８日（木）	基本構想（素案）「活力を創造する産業づくり」
第 10 回	11 月 26 日（月）	基本構想（素案）「区民の暮らしを力づよく支えるまちづくり」
第 11 回	12 月 11 日（火）	基本計画（案）「いきいきとした生活のための健康･福祉づくり（健康）」
第 12 回	12 月 25 日（火）	基本計画（案）「未来を担う人づくり（学齢期以前）（学齢期）」
第 13 回	１月 11 日（金）	基本計画（案）「いきいきとした生活のための健康･福祉づくり（福祉）」
第 14 回	１月 18 日（金）	基本計画（案）「区民参加による環境づくり」
第 15 回	１月 28 日（月）	基本計画（案）「活力を創造する産業づくり」
第 16 回	２月　７日（木）	基本計画（案）「学びと協働による区民文化づくり」
第 17 回	２月 15 日（金）	基本計画（案）「区民の暮らしを力づよく支えるまちづくり」
第 18 回	２月 27 日（水）	基本計画（案）「財政フレーム、基本計画の推進」
第 19 回	３月 15 日（金）	長期計画に関する答申（案）
第 20 回	３月 22 日（金）	答申

（２）長期計画立案委員会

専門委員などにより、長期計画（基本構想及び基本計画）に関する共同調査研究を行い、長期計画（素案）を立案しました。

①立案経過

立案委員会　１回（平成１２年９月５日開催）

部門別会議

子ども（学齢期以前）部門別会議	９回
子ども（学齢期）部門別会議	９回
生涯学習・文化・コミュニティ等部門別会議	９回
健康部門別会議	９回
福祉部門別会議	１０回
環境部門別会議	８回

産業部門別会議	８回
まちづくり部門別会議	１２回
合同部門別会議	２回

②長期計画立案委員会専門委員

会　長	京　極　高　宣	（日本社会事業大学学長）
委　員	天　笠　　茂	（千葉大学教育学部附属中学校校長、千葉大学教授）
〃	馬　木　知　子	（公募区民）
〃	大　村　謙二郎	（筑波大学教授）
〃	岡　島　成　行	（青森大学大学院教授）
〃	北　川　健　吾	（公募区民）
〃	黒　瀬　直　宏	（専修大学教授）
〃	柴　崎　正　行	（東京家政大学教授）
〃	田　中　三　郎	（公募区民）
〃	西　垣　　克	（静岡県立大学教授）
〃	早　瀬　圭　一	（東洋英和女学院大学教授）
〃	山　田　典　子	（公募区民）

５０音順

③産業部門別会議調査員

調査員	杉　本　英　臣	（江戸川区商店街連合会会長）
〃	鈴　木　孝　男	（千葉商科大学助教授）
〃	松　本　藤　隆	（松本産業㈱社長）
〃	森　高　弘　純	（㈱ワイズウェア・コンサルティング社長）

５０音順

（３）区民参加による意見交換の実施

基本構想（素案）を作成し、広報臨時号の発行やホームページによる議事録の公開などの情報提供を行い、周知に努めました。

また、広報臨時号の綴じ込み封筒や電子メールを活用し、基本構想（素案）に対する意見や提案を募るとともに、江戸川区の未来を中学生と語る会の開催など、次代を担う若い世代からの意見や提案を聞く場を設けました。

３．用語解説

本文中の※印の用語について、用語解説を行っています。
原則として、５０音順になっています。

あ行

＜ＩＳＯ１４０００シリーズ（環境マネジメントシステム）＞

国際標準化機構（ＩＳＯ）が定めた環境管理システムと環境監査に関する国際規格のこと。原料の調達、生産、販売、リサイクルなど企業活動のあらゆる側面で環境への影響を評価・点検し、改善を進めるための指針となる。

＜ＩＴ（情報技術）＞

Information Technology（情報技術）の略。インターネットに代表される高度情報社会の基盤となる、情報・通信による総合的な技術のこと。

＜アクセス＞

接近・到達、またはそのための手段のこと。コンピュータ用語では、情報の出し入れを意味する。

＜アプローチ＞

ある場所へつながる道など。

＜アントレプレナーシップ＞

起業家精神。起業者が備えている（備えるべき）特有の才能。

＜ＥＴＣ（ノンストップ自動料金収受システム）＞

料金所などで車を止めずに通行料金などの支払いができるシステム。

＜インターネット＞

世界中のさまざまなコンピュータネットワークが相互に接続されることにより形成された情報ネットワークのこと。ビジネスや日常生活で幅広く利用されている。

＜インターンシップ＞

学生・生徒が在学中から企業などで自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行う制度。就業体験を通じて職業意識を高められる、学校・大学と企業との連携が促進され人材需給のミスマッチの解消に役立つ、異世代とのコミュニケーション能力を育成できる、などの効用が期待されている。

＜インフラ＞

経済活動や社会生活を維持し発展させるための基盤構造で、運輸、通信、道路、港湾施設などが含まれる。

＜Ｅｉ-ｎｅｔ（江戸川区産業情報ネットワーク）＞

産業振興課ホームページを拠点とした産業情報のネットワークの総称。インターネットを活用したネットワークの構築により、区内中小企業の効率的な産業情報の収集、提供を支援している。各種の産業施策案内や産業イベント情報、企業データベース、受発注情報、メールマガジンなど多彩なサービスを提供している。

＜エコマネーなど（地域通貨）＞

ボランティア活動やＮＰＯの事業を支える仕組みとして、特定の地域社会や仲間うちの約束ごとによって流通する任意の通貨のこと。最近では地域における相互扶助と信頼関係をもとにした総合的な機能をもつ「エコマネー」が提唱・普及されている。

＜江戸川区街づくり基本プラン＞

江戸川区の総合的かつ継続的な街づくりの方針を示したもの。平成１１年２月策定で計画期間は概ね２０年程度。

＜地域産業保健センター＞

小規模事業場の事業者および労働者に対する産業保健サービスを充実させることを目的として設置されている施設。健康相談窓口の設置、個別訪問産業保健指導、産業保健情報の提供、産業保健に関する広報・啓発業務を行っている。

＜ＮＰＯ＞

Nonprofit Organization または Not-for-profit Organization の略。医療・福祉、環境、まちづくり、国際協力などの、あらゆる分野における営利を目的としない民間非営利組織のこと。ＮＰＯ法人という場合には、ＮＰＯ法によって認証された特定非営利活動法人を指す。

＜延長保育＞

保育所の保育時間の一日原則８時間を超えて保育すること。

＜オアシス＞

やすらぎを与えてくれるような場所のこと。

か行

＜カウンセリング＞

悩みをもつ人が抱える問題やめざしている課題を解決するために、主に心理的適応過程を通じて行なう相談援助活動のこと。

＜かかりつけ医＞

私たちの身近にいて、日頃から健康相談をしたり、病気になったときは初期医療（プライマリー・ケア）を受ける医師のこと。

＜環境ホルモン＞

生体に悪影響を及ぼすといわれる合成化学物質のこと。ホルモンの分泌異常を起こして正常な代謝機能をかく乱し、生殖機構を破壊するなど深刻な症状を引き起こすと言われている。

＜環境家計簿＞

日常生活で環境に負荷を与える行動を記録し、点数化したり収支計算することで、消費者が生活を客観的に評価するのに役立てる家計簿。毎月の電気、ガス、水道、自動車燃料費、ゴミの量などを記入し、所定の計算をすると家庭のCO_2排出量がわかる。

＜緩傾斜護岸＞

河川堤防の裾幅を広げ、勾配を緩やかにすることにより、耐震性を高めるとともに、身近な水辺を実現して親水性を向上させた堤防や護岸のこと。

＜学校評議員制度＞

学校の職員以外の人が学校評議員となり、校長の求めに応じて、学校運営に関して意見を述べたり、助言を行うしくみのこと。校長の推薦により、教育委員会が地域の有識者や青少年団体の代表などを委員として委嘱する。

＜気化冷却＞

水が蒸発する時に熱を奪うことを利用して冷却すること。ヒートアイランド現象の緩和策のひとつ。

＜キャリア診断＞

求職者のこれまでの経験（学歴、職歴、資格など）が、希望する職種に求められる資質を備えているかどうかを診断すること。

＜教育研究所＞

本区の教育の改善・充実を図ることを目的として、各種の教育課題に対する調査研究や教育上の悩みをもつ児童、生徒などを対象とした教育相談・電話相談・学習相談・訪問相談などの各種相談を実施している。さらに、教育に関する視聴覚教材と機材の貸出を行っている。

＜教科担任制＞

クラスの担任の教師が全ての教科を教える（学級担任制）のではなく、教科ごとに専任の教師が授業を行うこと。

＜勤労者退職金共済機構＞

中小企業退職金共済法（昭和３４年５月９日法律第１６０号）に基づき、中小企業退職金共済制度を運営し、あわせて中小企業者及びその雇用する従業員の福祉の増進を図るために必要な施設を行うことを目的として設立された厚生労働省所管の政府関係特殊法人。

＜クリーンエネルギー＞

大気汚染などのもととなる有害ガスや廃棄物などを生じない無公害燃料のこと。主に、電気やＬＰＧ（液化石油ガス）、水素などを指す。

＜グリーン購入＞

環境への負荷が少ない製品やサービスを購入すること。

＜グリーン製品＞

環境への負荷が少ない製品（環境保全型製品）のこと。

＜グリーン・コンシューマー＞

商品やサービスを購入する際に、価格や便利さだけでなく、環境に配慮した製品を優先的に購入する消費者及び消費行動のこと。地球環境によい企業行動を要求する消費者のことも指す。

＜グループウエア＞

共同作業をする作業グループの支援を目的として開発されたコンピュータシステムの総称。

＜グループホーム＞

知的障害者や痴呆性高齢者、精神障害者などさまざまなハンディキャップをもつ人々が世話をする人とともに地域の中で少人数で暮らす住宅。

＜ケアハウス＞

軽費老人ホームの一種で、けがや病気などをした時に入所する、介護付きの高齢者向け施設。

＜ケアマネージャー＞

介護支援専門員のこと。

＜ケアマネジメント＞

福祉サービスの利用者に必要な各種在宅サービスを組み合わせ、調整・評価する専門的ソーシャルワーク業務のこと。

＜健康寿命＞

人生において痴呆や寝たきりなどにならず元気で活動的に生活できる期間のこと。

＜健康の道＞

健康は自らつくり守るものという考え方から、河川の堤防や親水公園、親水緑道などに、ソーラー灯、距離表示、健康サイン（ストレッチ体操ガイド）などを設置し、ジョギングや散策などを楽しむことのできる、道の環境を創出したもの。

＜建築協定＞

建築基準法に基づき、住宅地としての環境や商店街としての利便性を高めるなど、土地利用の増進や地域の環境改善のために、土地所有者等の全員の合意によって建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠などに関して定めた協定。

＜建ぺい率＞

建築基準法に基づく建築物の形態制限の一つで、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合のこと。

＜高規格堤防（スーパー堤防）＞

河川後背地の再開発などと併せて堤防背面の計画的な盛土を行い、耐震性および親水性の向上を図った堤防。

＜公共レンタサイクル＞

駅などに拠点を設け、貸し自転車を共用利用してもらうシステム。

＜工業所有権＞

産業上の発明・商標・意匠などを排他的に製造・利用・所有しうる権利を指す。

＜交通需要マネジメント（ＴＤＭ）＞

自動車による道路の混雑を緩和し、大気汚染を減らすために、規制だけではなく公共交通機関などの自動車以外の移動手段に誘導しようとする総合的な対策のこと。（例：パークアンドライド、ロードプライシング、時差出勤など）

＜高度道路交通システム（ＩＴＳ）＞

最先端の情報通信技術により、道路交通情報の提供、自動車運転、料金の自動収受などにより実現し、安全性、輸送効率および快適性の向上を可能とする交通システム。

＜高齢者向け優良賃貸住宅制度＞

１９９３年春に成立した、中堅層向けの良質な賃貸住宅の供給を促進しようという特定優良賃貸住宅供給促進制度を基礎として、１９９８年度に発足したバリアフリー・緊急時対応サービスの義務付けが求められた高齢者向けの制度。

＜国際規格認証＞

国際標準化機構（ＩＳＯ）などが定めた国際規格の仕様をマネジメントシステム、要員または製品が満たしていることを、定められた機関が審査し登録すること。最近では、国土交通省が一部の直轄工事においてＩＳＯ９０００シリーズの認証取得を入札参加の要件とするなど、ビジネス上重要性を増している。

＜子育て相談センター＞

子育てや家庭に関する不安や悩みについて、保育・心理・保健などの専門家に気軽に相談できる施設のこと。

＜子育てひろば＞

親子が交流したり、親同士が子育てに関する情報を交換したりできる場のこと。

＜コーディネート＞

コーディネートは調整する、釣り合いをとる、という意味。コーディネーターは調整を行う人のこと。

＜こどもエコクラブ＞

子どもたち（小中学生）が、地域の中で主体的に環境の学習や実践活動を行うためのクラブ。会員登録は、区市町村の環境担当課が窓口になる。

＜子どもショートステイサービス＞

保護者が病気などで一時的に育児ができない場合に、短期間、子どもを預けるサービス。

＜コミュニティスポーツリーダー＞

地域スポーツ活動の振興を図るために、区民の自主的スポーツ活動の指導・援助にあたる地域での最も身近なスポーツリーダーのこと。

＜コミュニティバス＞

地域住民の利便向上などのため一定地域内を運行するバスで、車両仕様、運賃、ダイヤ、バス停位置などを工夫したバスサービスで行政側の支援をうけ運営される。

＜コミュニティビジネス＞

地域のさまざまな問題に対して、住民自らが起業し、ビジネス感覚をもって解決していこうとする福祉サービスや環境サービスなどの地域密着型小事業のこと。

＜コンベンション＞

国際会議などの大規模な会議や見本市のこと。

さ行

＜細街路＞

幅員４m未満の道路。

＜里親制度＞

もともとは他人の子を預かり、親に代わって養育する人（育ての親）のことをいう。区民の方々に街路樹や公園の緑などの里親となってもらい、愛情をもって守り育て、世話に取り組んでもらう制度。

＜サポート保育＞

保護者の就労等により幼稚園の教育時間の前後に保育が必要な幼児を対象として、家庭的な雰囲気の中で保育を行う制度。

＜３環状９放射＞

首都圏における高速道路網のこと。環状部分は、中央環状線、東京外かく環状道路、圏央道。放射部分は、東名道、中央道、関越道、東北道、東関道など。

＜産業振興センター＞

総合区民ホールの３階に設置されている。産業に携わる人々の情報交流、人材育成などの機能を持っており、各種講座や会議・講演会などに利用されている。

＜塩の道＞

江戸時代下総国行徳で生産されていた塩を江戸市中に運んでいた航路や道のこと。

＜シーズ＞

もともとは種のことをいう。転じて、メーカーが新しく提供する特別の技術や材料などのことを指す。

＜シックハウス＞

新築や改築時などに建材や接着剤に使用されたホルムアルデヒドをはじめとする揮発性化学物質によって頭痛やめまいなど体調が不良になること。シックハウス症候群という。

＜集団的保育＞

保育所、保育室などの施設における集団単位で行う保育サービスのこと。

＜消費者センター＞

変化する社会状況の中で、相談、情報提供、啓発、消費者活動の支援、消費者利益の擁護などを通じて、消費者自身が消費生活において主体性、自主性をもって行動できるよう援助するところ。

＜職親＞

知的障害者の更生援護に熱意のある事業経営者などで、都道府県知事が適当と認めた人をいい、義務教育終了者を預かり、将来独立・自立できるよう仕事を指導・訓練する。職親委託制度は１５歳以上の知的障害者を一定期間職親に預け、生活指導訓練、技能習得訓練を行い、雇用の促進と職場定着を狙いとした制度。

＜ショートステイ＞

在宅の要介護高齢者や障害者などを介護している家族が一時的に介護できない場合に、特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所し介護を受けるサービス。

＜実用新案＞

工業所有権のうち、物品の形状・構造・組み合わせに関して産業上利用することのできる考案に対して与えられる権利。

＜児童相談所＞

児童に関するあらゆる相談に応じる行政機関。相談に応じて、必要な調査、診断、判定を行い、それに基づいて児童やその保護者に対して必要な指導や措置を行っている。

＜住環境整備事業＞

住宅事情の改善と公共施設などの生活関連施設の整備を行う事業のこと。

＜授産＞

授産施設は、身体障害や知的障害の理由で働く機会の得られない人たちに働く場を提供している福祉施設のこと。

＜重症心身障害児施設＞

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童を入所、保護するとともに治療及び日常生活の指導をする施設。

＜住宅等整備指導要綱＞

良好な市街地環境の形成のために、一定規模以上の住宅開発や建築を行う場合の最低敷地面積や環境整備水準を設け、区との協議を義務づけている制度のこと。

＜ジュニアリーダー＞

子ども会の中で、良きお兄さん、お姉さん役として、子どもと大人との間に立ち、レクリエーションの指導や、行事の企画立案運営の援助をする中学生や高校生のこと。

＜情報リテラシー＞

パソコンなど情報通信機器・端末を操作・活用する能力や、情報の入手・利用・発信の方法や関連する制度などについての知識、倫理など、情報社会に対応するための基礎的な能力をいう。

＜水景軸＞

河川を軸として、水や水辺、緑、橋梁などを活かした景観のこと。

＜スクールカウンセラー＞

学校において、児童や生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じたり、教員の児童生徒を理解する方法等について、指導・助言を行う人のこと。

＜スタートアップ＞

一般にものごとの「立ち上げ」を意味するが、産業分野においては起業（企業の立ち上げ）を表す言葉として使われる。

＜ストック＞

蓄え、貯蔵などのことで、次の段階への貴重な資源や財産となるもの。

＜スーパーリフォーム＞

既存都営住宅において、構造体を残し住宅内部を抜本的に改善すること。建物躯体の物理的耐用年数を限界まで活用することが可能。

＜生活支援型訪問介護サービス＞

介護保険対象外となった一人暮らしの高齢の人及びその世帯に対して、ホームヘルパーが訪問して、買い物・調理・掃除などを行う家事援助サービスのこと。

＜生活支援ハウス＞

高齢の人々が介護支援・居住・地域交流の機能をもつ施設でサービスを受けることにより、安心して健康で明るい生活が出来るよう支援することを目的とした施設。

＜生活習慣病＞

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が誘発要因として大きく影響し、生活習慣の改善により発病や進行の予防が可能な糖尿病や高血圧症、肥満、循環器病、歯周病などの疾患群。平成８年に厚生省（現在の厚生労働省）が成人病にかえて提唱。

＜成年後見制度＞

判断能力が十分でない成年者（痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者など）が、財産管理（契約締結・費用支払など）や身上監護（施設や介護の選択など）についての契約・遺産分割などの法律行為を行うのが困難な場合などに、それらの人々を守るための制度。

＜生産緑地＞

市街化区域内の土地または森林で、１９７４ 年に制定された「生産緑地法」に基づいて指定されたもの。都市計画法に基づく地域地区の一つであり、公害や災害の防止などに効用があり、かつ公園・緑地等の公共施設用地として適する５００㎡以上の区域を区が指定している。指定後は原則３０年間、所有者は農地としての管理が義務づけられ、その他の利用が制限される。

＜セカンドスクール＞

都会の小中学校を対象に、子どもたちに自然体験などの多様な体験学習をさせる学校のこと。

＜セットバック＞

指定された壁面線に沿って建築物を建てたり、細街路（幅員４m未満の道路）を拡幅して道路空間を確保するために、現在よりも後退して建築物などを設置すること。

＜センサー＞

感知器のことであり、転じて地域内で対象となる現象や事態を検出するしくみやそれを担当する人のこと。

＜総合的な学習の時間＞

各学校の創意工夫を生かした横断的・総合的な学習や、児童・生徒の興味・関心に基づく学習を通じて、自ら学び考える力などを育成することを目的とした授業。平成１４年度実施の新学習指導要領で導入される。

＜相続税納税猶予制度＞

租税特別措置法第７０条の６「農地等についての相続税の納税猶予等」に定められた、相続人が農業を続ける意志があれば農地にかかる相続税の一部の納税を猶予する制度。

＜「措置から契約」＞

介護保険法で「限られた対象者への行政的措置制度からサービス利用者の選択による契約制度への社会福祉の転換」がうたわれた。２００３年４月から、身体・知的障害児者の居宅介護事業などにおいて措置費制度に代わり支援費支給方式のなかで契約制度を導入。

た行

＜ターミナル＞

多くの交通機能が集中して発着する場所。

＜ダイオキシン＞

塩化プラスチック系のゴミ焼却の際に排出され、毒性が強く、発がん性があり、遺伝子異常を起こすともいわれている。ゴミの分別や焼却施設の排ガス対策を徹底させるなどの努力が強く求められている。

＜第三者評価＞

評価の客観性を保つため、サービスや事業の提供者と受益者以外の第三者が行う評価のこと。

＜第二東京湾岸道路＞

湾岸道路の南側に計画されている東京と千葉を結ぶ道路。

＜男女共同参画社会＞

男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野の活動に参画する機会を確保し、男女が均等に利益を享受するとともに責任を担う社会のこと。そのための基本方針や理念を示す男女共同参画社会基本法が１９９９年６月公布、施行された。

＜地域地区＞

都市計画法に基づき都市計画区域内の土地を利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、土地の合理的利用を図るもの。（用途地域、特別用途地域、防火・準防火地域、生産緑地地区、流通業務地区など）

＜地域通貨（エコマネーなど）＞

ボランティア活動やＮＰＯの事業を支える仕組みとして、特定の地域社会や仲間うちの約束ごとによって流通する任意の通貨のこと。最近では地域における相互扶助と信頼関係をもとにした総合的な機能をもつ「エコマネー」が提唱・普及されている。

＜地域福祉権利擁護事業＞

福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に関して、判断能力の不十分な高齢の人々などの自己決定を支援する制度。

＜地球温暖化＞

地球の気温が１９６０年頃から上昇し始め、８０年以降上げ幅が一段と大きくなり、世界各地で異常気象の発生が目立つようになった現象のこと。主に、二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの影響が大きい。

＜地区計画＞

都市計画法に基づき、比較的小規模な地区を対象として、建築物の建築形態や公共施設の配置などから、一体としてそれぞれの区域特性にふさわしい良好な環境の街区を整備し、保全するために定める計画。

＜チャレンジショップ＞

一般的には、経営者としてのノウハウを学ぶ機会として、商店街の空き店舗などを借り上げ、開業意欲あふれる人々に低料金で提供し、街のにぎわいを創出する事業のこと。

＜ＴＬＯ（技術移転機関）＞

大学、高等専門学校、大学共同利用機関及び国の試験研究機関における技術に関する研究成果の民間への移転を促進する機関。１９９８年４月に成立した「大学等技術移転促進法」から生まれた。

＜提供公園＞

マンション建設などにおいてつくられた、区が管理している公園。

＜低周波空気振動＞

人間の耳では聞き取りにくい非常に低い音や、全く聞こえない空気の振動のこと。頭痛、不眠、吐き気、不定愁訴や建物・家具をガタガタ揺さぶるなどの被害を起こすことがある。

＜低床バス＞

だれもが乗り降りしやすいように、乗降口にステップがなく、直接床に乗降できるバス。

＜低騒音舗装＞

タイヤと路面の間で発生する騒音と、路面からの反射騒音を低減する舗装のこと。

＜ティーム・ティーチング＞

一つの授業を複数の教師で行うこと。理解に応じた個別指導が出来るメリットがある。

＜適職アドバイス＞

求職者の自己分析を手伝い、個性や適性にあう職業・職種に関する助言を行うこと。

＜テクニカルマネージャー＞

技術的な相談・指導にあたる、実務経験豊富な専門家。

＜テクノタウン（小松川テクノタウン）＞

亀戸・大島・小松川市街地再開発事業地内にできた集合工場地区のこと。

＜テーマコミュニティ＞

趣味やスポーツのグループ、勉強・資格・教養のグループ、ＮＰＯやボランティア活動など、個別の目的に応じた、自発的な人のつながりによるコミュニティのこと。

＜テレワーク＞

テレ（tele 遠い、遠隔）とワーク（work 働く、仕事）とを組み合わせた造語。パソコンなどの情報通信機器を利用し、事業所や顧客先などの物理的条件に拘束されず、遠く離れたところで仕事を行う就業形態。ＳＯＨＯと呼ばれる独立自営型の働き方も含まれる。

＜（ミニ）デイサービス＞

在宅の高齢者を施設などに送迎し、入浴や食事、日常生活の世話など提供するサービス。ミニは時間や日数などが小規模なタイプ。

＜ディーゼル車走行規制対策＞

排気ガス中に有害物質を多く含むディーゼル車に対して行われているさまざまな規制のこと。東京都は排ガス中の粉じんの除去装置の装着を義務付けることを表明した。国も削減目標を前倒しする方針である。

＜データベース＞

相互に関連のあるデータを蓄積したもので、特にコンピュータを使用して、情報や資料を収集・分類・整理し、多目的に利用できるようにした統合化ファイルのこと。

＜デジタル化、電子情報化＞

コンピュータで処理できるように、情報を０と１の数字の組み合わせに変換すること。対語は、アナログ化。

＜デポジット制度＞

ビールびんなどのように、預かり金や保証金などを取り、返却時に返金することにより、確実な返却を促すためのシステムのこと。資源リサイクルを進めるには有効な方法である。

＜電子商取引＞

インターネットなどの電子的ネットワークを通じて商取引を行うこと。エレクトロニックコマース、ｅコマースなどともいう。

＜東京都指定低公害車＞

東京都が指定する、有害な窒素酸化物の排出量の少ない自動車のこと。都が積極的に導入するとともに、指定低公害車の購入に対して融資あっせん制度による助成も行っている。

＜東京外かく環状道路（外環）＞

都心から約１５㎞圏の大田区から市川市に至る延長約８５㎞の環状道路。

＜透水性舗装＞

雨水の地中への浸透により、雨水流出抑制や雨天時の歩行性の向上などに効果がある舗装のこと。

＜都市計画＞

土地の利用や建物の建て方のルール、道路や公園などの計画。

＜都市計画公園＞

都市計画で位置づけられた公園。

＜都市型水害＞

都市への集中豪雨などにより、地下街や地下室などに被害をもたらす水害。

＜都市農業＞

都市及びその周辺で行われている農業を指す。都市住民へ新鮮な農産物を供給するほか、レクリエーションや教育の場、緑や防災空間の提供など、多面的な役割を果たしている。

＜特許＞

工業所有権のうち、発明に対して与えられる権利。特許権。

＜土地区画整理事業＞

狭隘な道路や不整形な敷地などが多い地区において、面的な整備を行うことで、良好な街並みを創出する事業。道路、公園などの公共施設整備のためには土地所有者が少しずつ土地を出し合う。

＜土地区画整理事業を施行すべき区域＞

戦災復興のもと市街地の拡大を抑止するために緑地として整備することを指定された旧緑地地域の解除にともない、基盤整備水準を上げるために土地区画整理事業の予定地域として指定された区域のこと。

＜ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）＞

家庭内・家族間で起こる暴力で、夫や恋人など親密な関係にある異性からふるわれる暴力のこと。

な行

＜ナノテクノロジー＞

超微細加工技術。１ミクロンよりも３ケタ小さい単位のことをナノメートル（１００万分の１ミリ）といい、ナノ単位で加工・計測する技術のこと。

＜認証保育所＞

無認可保育所のサービス水準の向上を目的として、都が認証した保育所のこと。児童福祉法の認可を受けていない保育所のうち、東京都が定める要件を満たす必要がある。

＜野村・立井国際交流基金＞

平成元年１２月、故野村喜代氏からの寄付金をもとにして国際化の推進と文化の向上に資するため野村国際交流基金を設置した。この基金の事業として、区民を姉妹都市のゴスフォード市などに派遣し、交流や親善、相互理解などを図っている。なお、平成７年１０月には、故立井隆氏の寄付を加え、名称を「野村・立井国際交流基金」に変更し、事業のいっそうの充実を図っている。

＜ノーマライゼーション＞

障害のある人も障害のない人も、ともに生活していく社会が通常の社会のあり方であり、あるがままの姿で社会の一員として平等の権利を享受できるようにするという考え方。

は行

＜ハイブリッド＞

複数の種類のものを組み合わせたもののこと。一般的に、電気モーターとガソリンエンジンを組み合わせた自動車をハイブリッド・カーという。

＜８０２０（ハチマルニイマル）運動＞

「８０歳になっても２０本、自分の歯を保ちましょう」というキャンペーン（運動）。

＜ハートビル法＞

１９９４年に施行された「高齢者、身体障害者などが円滑に利用できる特定建物の建設促進に関する法律」の通称。公共建築物などにおけるバリアフリー化などが義務付けられたもの。

＜バスロケーションシステム＞

バスの走行位置をバス停などで表示し、バス待ち客の利便を向上するシステム。

＜バーチャル（コミュニティ、モール）＞

現実にはない、仮想的なもの。最近では、インターネット上に構築する、仮想的なコミュニティやモール（商店街）などをさす場合に使用する。

＜バーチャルセミナー＞

インターネットなどのネットワークを通じて、文字、音声、動画、静止画などを使ってパソコンなどの端末画面上で受講できるセミナー（講習会）。時間や場所の制約を軽減されるメリットがある。

＜バリアフリー（心のバリアフリー）＞

障害のある人や高齢者などが日常生活をおくるうえでの妨げとなる、さまざまな障壁（バリア）を取り除くこと。もとは段差や仕切りの解消などを指したが、現在では、意識や各種制度などあらゆる面において、社会参加を困難にするものに対して使われる。

＜パイロット校＞

先駆けとして取り組む学校のこと。中高一貫教育など新たな教育を推進する際に、重点的に取り組む学校を指定する。

＜パークアンドライド＞

交通量の抑制を図るため、郊外や都心周辺部のバス停など公共交通機関のターミナルに近接して駐車場を設置し、マイカーからバスなどへの乗り継ぎを図るシステム。

＜パートナーシップ＞

提携、協力関係、連合と訳され、共通の目的のために共同で取り組む相互関係のこと。

＜樋門＞

堤防の下をトンネル状に横断してつくられた構造の取水口のこと。

＜ヒートアイランド現象＞

都市部にできる局地的な高温域。郊外に比べて都心部ほど気温が高く、等温線が島のような形になるためこの名がついた。大量の熱エネルギーの放出、水分の蒸発散機能の低下、蓄熱の夜間放出などが原因といわれている。

＜ビオトープ＞

ドイツ語で生物を意味する「ビオ」と場所を示す「トープ」の造語。多様な野生動物が生息できる生態系としての湖沼、湿地、草地、雑木林などのこと。日本では子どもたちの環境教育の場として利用されている。ビオトープ公園は、ビオトープを備えた公園のこと。

＜ＶＩＣＳ（道路交通情報通信システム）＞

電波などを利用し、走行中の運転席わきの画面で道路形態や混雑具合などが確認できる一般自動車用道路情報システム。

＜ピアカウンセリング＞

相談者と同じ悩みや課題をもつ人たちによる仲間同士のカウンセリング、相談援助の活動をいう。ピアは仲間のこと。

＜ＰＦＩ＞

Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略。民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、公共施設などの建設、維持管理、運営などを行う新しい手法である。

＜ファミリーサポート制度＞

育児の援助を行いたい人と手助けをして欲しい人を会員とする互助組織で、地域コミュニティを活用して育児世帯への援助を行う。保育園、幼稚園、学童クラブへの送迎のほか、時間外の預かりなどのサービスを提供する。

＜フリーマーケット＞

不用品を公園などに持ち寄り、売買や交換を行う市民運動のこと。

＜ブロードバンド＞

高速でデータを伝送する大容量の通信のこと。通信では、使用する電波の周波数帯域（バンド）が数多いほど動画などより多くの情報を速く送ることができる。ＣＡＴＶインターネットやＡＤＳＬなどの概ね５００kbps 以上の高速大容量な回線を指す。

＜プレイパーク（冒険遊び場）＞

自己責任のもとで、石・土・木・水・火といった自然素材や廃材を、自由に使ったり、壊したりできる、子どもが遊びを創る遊び場のこと。

＜プラットフォーム＞

駅のプラットフォームのように、さまざまな行動を起こすための共通の土台の意味で用いられる。

＜プレイリーダー＞

公園などの施設において、子たちが本気で遊ぶことのできる環境をつくり出す人のこと。

＜ペットセラピー＞

動物とのふれあいを、人間の心身の健康向上や生活の質の向上に役立てることで、ペット療法とも言う。

＜訪問看護ステーション＞

要支援・要介護状態にある人や、病気、けがなどにより家庭において療養が必要な人に、住み慣れた家庭で安心して生活が送れるよう、かかりつけ医の指示を受けて訪問看護婦・理学療法士などが定期的に訪問する拠点のこと。

＜保水性舗装＞

道路の舗装断面に保水機能をもたせた舗装のこと。雨天時に吸収した水分を晴天時に蒸発させ、気化熱を奪うことにより路面の温度が下がる効果が期待できる。ヒートアイランド現象の緩和策のひとつ。

＜ホームステイ＞

語学や風俗習慣などを学ぶ目的で、外国の一般家庭に滞在すること。

＜ホームドア＞

鉄道のホームについている転落防止のための構造物。車両がホームに着いてから駅舎のドアが開く。

＜ホームヘルプ＞

家庭において介護能力が欠けていて、介護の必要な高齢の人々や障害者がいたりする場合に、家事援助や身体介護を行う在宅福祉サービスをいう。

＜ホームページ＞

WWW（World Wide Web）で提供される情報ページで、インターネットの情報提供者が、情報の簡単な内容を紹介するためにもつページ。文字だけでなく画像や音声も入れられる。

＜ホルムアルデヒド＞

壁紙や家具、合板などの接着剤の原料、防腐材として使われている、シックハウス症候群の原因になる物質。

＜母子生活支援施設＞

相談援助や生活指導などを行い、子どもの健全育成と母子家庭の自立を支援する施設のこと。

＜ボトルネック＞

首の部分が狭くなっている瓶における物の出入りが窮屈な様子から、道路の隘路部分などの交通の障害・難関となっている場所のこと。

＜ボランティア＞

個人の自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する活動。また、それを行う人々のこと。

＜ポケットパーク＞

ポケットほどの小さな公園の意味で、都市生活の中での潤いや休憩のために整備された比較的小規模な空間のこと。

ま行

＜マイスター＞

ドイツのものづくりの「親方」のこと。中世からの「親方の下で修行して一人前に」というドイツのものづくりのシステムを国家資格として整備したものがマイスター制度。

＜マーケティング＞

消費者の求めている商品・サービスを調査し、供給する商品や販売活動の方法などを決定することで、生産者から消費者への流通を円滑化する活動。

＜マッチング＞

必要とするものと必要とされるものを引き合わせること。

＜密集住宅市街地整備促進事業（木造住宅密集地域整備促進事業）＞

老朽木造住宅が密集し、道路、公園などの公共施設が著しく不足している地区において、公共施設や生活環境施設の整備を行うとともに、老朽木造住宅の建替えなどを促進して、居住環境の向上や良質な住宅供給を行う住環境整備事業のこと。

＜緑の回廊＞

大規模公園（葛西臨海公園、篠崎公園、宇喜田公園、大島・小松川公園、総合レクリエーション公園）、親水公園や身近な公園、河川、学校などの緑の核をなす施設を、親水緑道や緑道など、緑豊かな道路で結んだ回遊性のあるネットワークをいう。

＜みどり率＞

地域全体の面積に占めるみどりの面積の割合のこと。みどりは、樹林地、草地、農地、宅地内の緑（屋上緑化を含む）、公園、街路樹や、河川、水路、湖沼など。

＜ミニ開発＞

大都市やその近郊に見られる小規模な木造戸建て住宅群開発のこと。本区では、昭和３０年代後半から５０年代頃までに多くの水田や畑、工場跡地がミニ開発で宅地化された。

＜ミニバス＞

大型の路線バスなどが運行ができない地域で運行可能な小型のバス。

＜メディア＞

媒体、手段のことで、情報伝達媒体を指すことが多い。新聞やテレビは大衆向けのメディアであり、マス・メディアと呼ばれる。

＜メンタルサポーター＞

カウンセラーを目指す大学院生などで、勉強や生活、友だちのことなどの悩みをもっている子どもの相談相手となり、悩みをともに考え、語り合うことにより、子どもたちの心の支えになる人のこと。

＜木造密集市街地＞

木造住宅の密集度が高く、その中に老朽住宅が相当数含まれ、道路などの公共施設整備の水準が低く、防災危険度が高い地区のこと。

や行

＜夜間保育＞

女性の就労形態の多様化に伴い、１９９１年に厚生省によって制度化された保育事業の一つ。保育時間はおおよそ午後１０時までの約８時間とされている。

＜優良建築物等整備事業＞

既成市街地において、土地利用の共同化や高度化などに寄与する優良建築物の整備促進を図ることにより、市街地環境の改善と住宅供給などを推進する事業のこと。

＜ユースワーカー＞

比較的青少年に近い年齢で、ある程度の専門性を持ち、青少年活動の支援を通じて青少年に社会活動のきっかけを与える人のこと。

＜ユニバーサルデザイン＞

バリアフリー化に対し、空間づくりや商品のデザインなどに関し、障害のある人々や高齢の人々だけでなく、だれもが利用しやすいデザインを初めから取り入れておこうとする考え方、またはそのデザイン。

＜用途地域＞

都市計画法に基づき都市計画区域内の土地を利用目的によって区分し、建築物などについて必要な制限を課す中で、建築物の用途及び容積を規制する最も基本的なもの。（例：第一種低層住宅専用地域、商業地域、準工業地域など１２種類に区分）

ら行

＜ライフスタイル＞

生活様式のことであるが、衣食住だけでなく暮らしぶり全般のことを指す。さらに、生活に対する考え方や習慣など、文化とほぼ同じ意味で使われることもある。

＜ライフライン＞

生命線の意味で、電気、ガス、上下水道、電話などの都市生活や都市活動を支えるために不可欠な供給処理施設や情報通信施設のこと。

＜ラクロス＞

カナダで生まれた球技の一つで、１０人ずつ２チームが、網つきの棒でゴム製ボールを投げてゴールを目指す。クロスはフランス語で、杖・スティックの意。

＜ランドマーク＞

都市や地域の目印となるものや特徴づける象徴的な景観要素のこと。

＜リサイクル＞

廃物や不要物を分類・収集して再利用すること。

＜リデュース＞

廃棄物そのものの発生を抑制することにより廃棄物を減少させること。

＜リニューアル＞

建物などを大規模に改良・改修すること。

＜リバーシブルレーン＞

交通量の多い時間帯などに、進行方向などが変化する車線のこと。

＜リプロダクティブ・ヘルス／ライツ＞

「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、女性の重要な人権の一つ。中心課題として、子どもを産むか生まないか、産むとすれば、いつ何人産むかを女性が自己決定すること、があげられている。

＜リユース＞

使用済みのものを、そのままあるいは修理などをして再度使用すること。

＜レジオネラ症＞

病原体は、温水中で発育するレジオネラ・ニューモフィラで意識障害をともなう重症肺炎を引き起こす。ビルの冷却塔での増殖と空調機器の汚染による集団発生には特に注意が必要。

＜レンタアンドレールライド＞

鉄道とレンタカーやレンタサイクルとの組み合わせ利用のこと。

＜レンタサイクル＞

駅周辺の放置自転車を少なくする対策の一つとして、自治体や鉄道会社などが扱う貸し自転車のこと。

＜ロードプライシング＞

混雑する道路施設をさらに効率的に利用するという観点から混雑税あるいは混雑料金を課す道路料金制度。

わ行

＜ワーカーズ・コレクティブ＞

雇う－雇われるという関係ではなく、社会的・経済的自立をめざす人々が集まり、それぞれが協同で出資した事業主として、地域に開かれた働く場をつくり、事業を行う組織。

＜ワークシェアリング＞

従業員一人当たりの労働時間を減少させることで雇用水準を維持する政策手法。仕事と家庭を両立できる働き方としても注目されている。

＜ワークショップ＞

まちづくりなどの計画づくりにおいて、地域にかかわる多様な立場の人々が参加して、地域の抱える課題の整理やその解決方策などを検討するために、協力しながら行う共同作業のこと。

＜ワンストップサービス＞

用件が一カ所ですべて済ますことができるサービスのこと。

４．長期計画審議会での主な意見・提案（要旨）

以下は、１８回にわたる長期計画審議会において出された主な意見及び提案の要旨です。
長期計画の答申において、できる限り、意見・提案の反映を図りました。

	意見・提案（要旨）
第１節　未来を担う人づくり	○教育の中で家庭が一番大切なので、家庭教育を充実させる施策を。また、子どもが外に出て行かない面があるので、自然の中で遊ぶ施策を。 ○「親の教育」を書くときに、もっと父親の役割が伝わる表現を。 ○子育てに困ったときなどに、親に代わって相談したりできる体制・組織が重要。 ○家庭にかかりつけ医がいれば、子どもの健康についての不安も減少する。 ○「多様な保育サービスの提供」の中に、保育ママだけでなく、公立保育園での０歳児保育などの表現の盛り込みを。 ○今後の計画において、０・１・２歳が家庭的保育、３・４・５歳が集団的保育というくくり方のでいいか。 ○保育園に男性保育士がいないので、母子家庭的な環境になっている。また、保育は、子どもを中心に考えて家庭に近い環境で子育てすることが必要。 ○企業内保育という考え方も重要。 ○学校選択制により学校間の格差が生れたり、地域の父母と学校の関係が崩壊しないか。学校選択制のあり方には慎重な議論が必要。 ○今の子どもは、体格は良いが体力がない。体力づくりと健康づくりが重要。 ○子どもに小さいときから本物や優れたものにふれさせるなど、人づくりへの思いが施策としてもっと具体的に出てきても良いのではないか。 ○人と人とのふれあいの場づくりのほか、読書を通しての人格形成も重要。 ○区の目指す目標や施策などを子どもを通して家庭に伝えることも重要。 ○学力の優秀な者だけがもてはやされてきた社会の反省に立ち、いかに人間らしく生きるかの視点を明確に。 ○本当の人間をつくるためには、ナンバーワンよりオンリーワンへ個性に合った教育が大切。その上で、子どもたちが本物の芸術文化などに出会う場をつくる。 ○「元気で明るい子」だけでなく、さまざまな子どもの個性を大切にすることを考えていいのでは。また、子どもたちに自分たちのレベルで競い合える場づくりを。 ○学齢期の子どもの教育についてあまりに学校に期待し過ぎではないか。もっと学校と地域との連携が大切で、それが地域を担う青少年をつくる場となる。 ○地域に学校を開き、地域ぐるみの教育を進めるには、区民がみんなで責任をとりあう意識が大切。そうした認識を高めるための場づくりが必要。 ○開かれた学校ということには、精神的に開かれるだけでなく、学校施設をどのように利用するかが含まれる。 ○空教室の改修など１０年先を見越した学校開放を。 ○学校開放するには、学校を利用できる時間などの管理面が重要。 ○２０年後に向け、学校教育や社会教育を推進する上で教育研究所の位置づけが重要。 ○教職員の資質向上のために、教育センターなどで教員同士の交流や教育研究が行える環境の整備を。

	意見・提案（要旨）
第2節　学びと協働による区民文化づくり	○ボランティア活動について、先生や保護者にもボランティア活動をよく理解していない方が多いのでその研修が先に必要。 ○町会・自治会はコミュニティ形成の中心をなしているので基本構想の中心に。また、地区会館の整備や町会入会率の向上への取り組みが大切。 ○今、町会・自治会にコミュニティ形成のための柱がない。かつての葛西沖ごみ公害のように行政が主導して施策に柱を持つことがコミュニティづくりに必要。 ○コミュニティづくりにおいて、「区民と行政の適切な役割分担」という表現だけでは、内容が区民に分かりにくのではないか。 ○地域文化や伝統文化の他に、一流の芸術・文化に触れ育てるということの表現を。 ○文化芸術振興基本法に基づき、若手芸術家の育成、クラブ活動への招へいなどを書くべき。 ○江戸川文化の特色をどう伸ばすかの検討が必要。 ○図書館に託児サービスが必要。 ○学校週５日制が進むことにあわせ、子どものスポーツ活動を支援するために、欧州の地域スポーツクラブのような組織づくりが必要。 ○多くの方々にわかるように、男女平等に対する江戸川区の姿勢をはっきりと打ち出したい。 ○子育てや看護などへの支援は、度が過ぎると育児放棄などにつながるので、歯止めが必要。 ○子育てや看護、介護などについて、まず家庭内の理解、協力が必要との記述を ○男女平等は子どものときからの体験が重要との記述を。 ○多文化、多民族が共生する時代。外国人が権利侵害されずどこに住んでも等しく生きていく権利をもつことへの踏み込んだ表現を。また、まちに暮らす同じ一員として、互いの意識が高まる場づくりを。 ○「青少年の翼」事業では、活動実績がなくても、はじめて国際交流に参加する人も派遣の対象にしても良いのでは。 ○平和は子どもの教育面できわめて重要。区の思いをもっと出した方が良い。

	意見・提案（要旨）
第3節　いきいきとした生活のための健康・福祉の社会づくり	○体育館が老朽化。２０年間の中で必要な改修やバリアフリー化が大切。 ○区民が利用するには、屋内スポーツ施設が不足。あと１箇所は必要。「この１０年間で検討する」の記述を。 ○夜間照明のある学校を増やす。スポーツができるよう学校施設の改修を。 ○区民の健康づくりへの努力の結果として、健康社会がどのくらい築かれたかが一目でわかる健康尺度を設定する。 ○児童虐待・家庭内暴力の相談の場、緊急避難場所をつくるための支援が必要。 ○虐待に関し、相談する場とシェルターを民間がつくり行政が支援することが必要。 ○食品と健康の関係について、親と子どもへの教育が大切。 ○２０歳になったら誰でも応急措置が身につくような取り組みを。 ○親子や地域での活動を通じて心の健康が育つので、自然の中での親子活動などの環境づくりが大切。 ○犯罪の多いところに音楽を流して犯罪を減らす運動が起きている。音楽療法を通じた心の癒しを採り入れたらどうか。 ○障害者の生活支援のために、障害者の専門輸送事業者の育成をすべきでは。 ○地域とのつき合いの薄い人が、定年後に地域になじむための対策を。 ○理念に「自立した個人」とあるが、福祉には行政が頑張る部分も必要。江戸川区らしいビジョンを。 ○コミュニティ会館を改造し、高齢者が世代交流や活動できる環境づくりを。高齢者専用施設も必要。 ○高齢者の多様化に対応し、至るところで地域の人が集まる場所づくりを。 ○アクティブシニアに関して、区のホームページにマスターズ大会などの優勝者の掲載を。 ○児童中心ではなく、高齢者や世代の交流の場ともなる公園づくりを。 ○学校の空教室をバリアフリー化しサロンのように改装し交流する場の計画を。 ○コミュニティビジネスを支援するために、熟年ふれあいセンターの委託などを積極的に提案すべき。 ○ボランティア社会の実現に向けて、高齢者の経験知識を活かせる施策の充実を。 ○高齢者の経済的自立のために、新たな就労施設が必要。 ○生きがい対策だけでなく経済目的面においても熟年人材センターの充実を。 ○高齢者が住んでいる住宅を若い人に貸し、自分は暮らしやすいところに住み替えるためのコーディネートを。 ○自分の家をグループホームにしたいという高齢者の掘り起こしと実現に取り組むシステムを。 ○高齢者の情報格差が生じない配慮が必要。 ○家庭に対する支援、高齢者への経済的支援、ＤＶについて福祉の部分でもう一歩表現を。

	意見・提案（要旨）
第４節　区民参加による環境づくり	○環境はひとつの分野にくくれず、他分野にまたがるので、すべての施策の上位に位置づけることが必要。環境基本条例の制定がそのような姿勢を示すのではないか。 ○自然エネルギーの利用をもっと進めるべき。 ○ごみの受益者負担を導入することで、ごみの減量が図れるか疑問。また、弱者に対する配慮も必要なので、慎重に。ごみの減量のためには、分別やリサイクルの徹底が中心となるのでは。 ○みんなの関心がごみに集まっているので、基本構想の中でごみの扱いを大きくしては。 ○駅前放置自転車に対する罰則やごみを減量しない人へのペナルティーなどを積極的にうたうことが必要では。 ○環境問題への取り組みをやらない人をどう引き付けるか。自治体が利益で誘導する政策も必要。 ○循環型社会形成推進基本法ができたので、それらの法律をもう少し前面に出したらどうか。また、区がリサイクルセンターをつくって、リサイクルに関する意識の涵養や雇用促進につなげては。 ○スーパーにあるようなトレイ回収ＢＯＸを町中に置くために、法的整備や資金援助などを行う必要があるのでは。 ○ごみ最終処分場の問題などについて、区の方針として情報をきちんと出すべき。 ○ごみ減量のために、ごみ分別の効果が大きい点をもっと啓発すべき。 ○セカンドスクールなどの中に、子ども達が自然に親しむ「環境」という問題を取り入れていくことが非常に大事。 ○ごみ問題はまず家庭から。そのため、啓発ポスターをつくるなど小さなことから意識を高めていくことが必要。 ○「はかり売り」「ばら売り」について、江戸川区だけで取り組むのではなく、他の自治体と連携が必要。 ○環境全般にわたって出前講座などを積極的に行い、区民の意識啓発を。 ○自動車環境汚染など健康被害問題についての考え方を長期計画の中に入れておくべきではないか。 ○ディーゼル問題は、トラック業者やメーカーに負担をかけたり、買替えを補助するのではなく、国をあげて対処すべき。

	意見・提案（要旨）
第５節　活力を創造する産業づくり	○ものづくりの２０年先を見るにあたり過去の政策の総括が必要。 ○ＮＰＯやワーカーズ･コレクティブを伸ばすために、地域の中で仕事を回していくことが必要。 ○産業振興と環境保全を両立させるための記述がもっと必要ではないか。 ○１０年後を見据えて、異業種交流や商工会議所などに行政がもっと関与すべき。 ○古くからの店を守るだけでなく、若い人に魅力のある新しいものが入れる環境の整備、若者が新しいことをやることへの支援も必要。 ○Ｅｉ-ｎｅｔの企業データベースは、周辺区市の企業も合わせて検索できるように、周辺区市と共同してやるのが良い。ホームページがないと企業は商売できないので、ホームページをつくれるくらいの援助をすべき。 ○産業の人づくりは子どもの体験が重要。一部の学校だけでなく、もっと広げるべき。 ○たとえば、商店街保育所など、商店街の中に地域の方々が集まってくるような場を区の助成でつくってはどうか。 ○ワークシェアリングは、雇用対策だけでなく、家庭内の役割をシェアし、女性の労働参加を進める観点も必要では。 ○活力ある産業のためには、人が動くことが必要。２０年の視点でノーパーク･ノービジネス（クルマが来ないところに仕事は来ない）が全産業に必要では。 ○花火大会に人が集まり経済効果があるように、イベントによる集客を商店街振興に活かすことが重要。 ○マーケティングとは、どうやってニーズを集めるかというところの方が大切。 ○コンピュータのスキルをもつ主婦などを企業に派遣して応援するような体制があると役立つ。 ○ＩＴ化に対する支援をどんどんやっていくべき。グローバル経済化しても通用する企業づくりが大切。 ○駐輪対策について、商店街振興の問題だけではないが、商店街の振興策のひとつとしてどう捉えていくかが大きな問題。 ○商店街は深夜営業に対応すべきでは。また、商店街は、大型店と比べてもそんなに高くないというアピールを消費者にすることが必要。商店街の活性化に対してどう指導、援助していくか、そういう商店街をどうつくりあげていくか。 ○駐車場・駐輪場問題は、商店街の力に頼ってもダメ。行政の対応が必要。 ○商店街は地域密着型として、もっと住民に親しんでもらうために、さまざまな手法を取り入れることが必要。そして、御用聞きのような役割も大切ではないか。 ○農業の後継者がいないとはいうのは、相続税問題にある。現在の制度では、相続が発生すると一代で農家はなくなる。 ○有機肥料を区内でどのようにつくるのか。 ○農業に関し見通しが甘いのではないか。１０年２０年後の展望を明るくうたってよいのか。 ○農業の後継者問題については、もっと広い範囲でこの問題についての取り組みが必要。 ○伝統工芸を継承させるために、後継者の確保を行うなど、大事な伝統文化を継承していくことが必要。

	意見・提案（要旨）
第６節　区民の暮らしを力づよく支えるまちづくり	○河川などで水辺に近づいて遊べる空間づくりが必要。その際には、自己責任で遊ぶことが大切。 ○阪神大震災の経験から、緊急時の水の確保と状況の伝達方法、液状化した場合などの交通対策が重要。 ○災害時における心構えや対応方法など、区民みんなが知っておかなければならないことをさまざまな方法により、周知徹底を図るとともに、実践体験の場を設け、いざという時に活動できることが必要。 ○江戸川区独自の救急体制として河川に施設を設け、江戸川区の特色を活用することを提案。 ○わかりやすいまちづくりのため、住居表示板で独自のものをつくったらどうか。 ○緑の里親を継続させるために、競争意識をもてるよう、コンテストなどを実施したらどうか。 ○実践的な災害訓練によって災害時の役割分担が明確になるような日常レベルでの取り組みが必要。 ○都の都市づくりビジョンの中に、本区の臨海エリアが入るので、その部分をもう少し膨らませた方が良いのでは。 ○老朽化マンションの建替えと集合住宅の防災対策について、もっと膨らませては。 ○バリアフリー化について、歩道・公共施設などのきめ細かい推進を。 ○ユニバーサルデザインについて、すべての駅に上下のエスカレータの設置、低床バスの導入促進、人工肛門の人用トイレの設置などを進めることが大切。 ○身体を自然に動かせるまちづくり環境の整備を。 ○篠崎公園の整備にもう少し積極的に取り組むことが必要。 ○水と緑、安全・安心などを全体のコンセプトの中で簡潔に表現しては。 ○緑化と言えば区民は何をすれば良いかわかるように、全体を網羅した絵を入れることが必要。 ○木造住宅密集地区をマンションなどにする際にできるだけ高層化し、その中側を緑の空間にすることが防災に役立つのでは。 ○既存の歩道は自転車で走りにくい。自転車や障害者が利用するカートなどが快適に通れる道づくりをする方が専用レーンより先決ではないか。 ○自転車の利用推進をする上で安全面において、違法駐車対策が必要。 ○土地区画整理地内は電線類の地中化促進が必要。 ○誰もが歩きやすい道路づくりを進めることが大切。 ○放置自転車対策として、重点モデル地区を決めて取り組むことが重要。 ○国の財政状況を考えると、３環状９放射の要請よりも交通需要マネジメントなどに重点をおくことが必要な方向性ではないか。 ○区移管の都営住宅の活用とエレベータ設置の促進を。

	意見・提案（要旨）
第3章　基本計画の実現のために	○ＰＦＩの導入は、具体的な計画段階で慎重に検討を。 ○ＰＦＩで民間に任せすぎると行政の能力がなくなる。能力低下と責任放棄につながらない線をどこに引くか。 ○ボランティアは、幅広で深いものがあり、地方自治体としてのまとまりが生れるか、住民の心を一つに集約できるか。ボランティア立区を目指すには全ての区民が何らかの活動に参加できる柱が必要。 ○区民が読んだときに自分が計画を実施する主体として感じられるか。最初の部分に計画を読んでもらうための表現、計画に参加してもらう呼びかけを。 ○広域的連携の部分で、誇りを持って住める地域社会は安心安全が大切。犯罪の少ない地域社会を一緒に築くことが必要。 ○電子区役所の実現について、全国ネットワークのスタートによる広域的な住民票、転出入手続きができるようになるので、これにふれた記述を。